

# は し が き

この広島県税務統計要覧は、平成 27 年度における県税の賦課徴収の実績を中心に、  
県税の概要をまとめたものです。

今後の事務の参考として、また、県税及び県財政を理解する上での一助として  
広く御活用していただければ幸いと存じます。

平成 28 年 10 月

(注) 一部の表で、端数処理の関係により、積み上げ数値と総額等が異なる場合があります。

# 県税事務所管轄区域図

- 県税事務所管轄区域境界
- 県税事務所(分室)所在地
- 県界
- 市町界

(平成28年10月1日現在)



# 課税免除等適用地域図

-  過疎地域自立促進特別措置法公示地域
-  半島振興法対象地域
-  離島振興法に規定する離島振興対策実施地域
-  県界
-  市町界

(平成28年10月1日現在)



## 平成 28 年度広島県税務統計要覧

## 目 次

## 県 財 政

1	平成 27 年度一般会計予算額及び決算額	1
(1)	歳 入	1
(2)	歳 出	1
2	一般会計決算額の累計比較	2
3	県税の税目別収入額の構成比及び伸長率の推移	4
4	平成 28 年度一般会計歳入歳出当初予算	8
(1)	歳 入	8
(2)	歳 出	8
5	平成 28 年度県税及び地方譲与税当初予算	10

## 平成 27 年度県税収入決算状況

1	概 況	13
2	県税収入予算額と決算額	17
3	県税調定収入累年比較	18
4	税目別収入状況	20
(1)	総 括	20
(2)	現年課税分	22
(3)	滞納繰越分	24
5	県税事務所別収入状況	26
(1)	総 括	26
(2)	現年課税分	28
(3)	滞納繰越分	30
6	収入未済状況	32
(1)	税目別, 賦課年度別	32
(2)	県税事務所別, 賦課年度別	34
(3)	税目別, 理由別	36
(4)	県税事務所別, 理由別	38

7	滞納処分の停止状況	40
	(1) 税目別, 停止年度別	40
	(2) 県税事務所別, 停止年度別	42
8	欠損処分状況	44
	(1) 税目別, 賦課年度別	44
	(2) 税目別, 理由別	46
	(3) 県税事務所別, 理由別	48
9	加算金の状況	50
	(1) 加算金収入状況(加算金別)	50
	(2) 加算金収入状況(県税事務所別・加算金別)	51
	(3) 加算金収入未済処理状況(加算金別)	52
	(4) 加算金収入未済処理状況(県税事務所別・加算金別)	54
10	滞納処分費及び延滞金の状況	56
	(1) 県税に係る滞納処分費及び延滞金収入の状況	56
	(2) 県税に係る確定延滞金収入未済の状況	57
11	税目別県税事務所別調定収入状況	58
12	税目別県税事務所別調定収入額調	60
	(1) 調定収入額調	60
	(2) 税目別県税事務所構成比	62
	(3) 県税事務所別税目構成比	64
	(4) 税目別県税事務所対前年比	66

## 平成 27 年度 課 税 状 況

1	調 定 件 数	69
2	平成 27 年度月別調定状況構成比	70
3	県税事務所別個人県民税(均等割・所得割)の課税状況	72
4	法人県民税の課税状況	74
5	県民税利子割	76
	(1) 利子等種類別課税状況	76
	(2) 金融機関別課税状況	78
	(3) 県税事務所別営業所数	80
6	県民税配当割の課税状況	81
7	県民税株式等譲渡所得割の課税状況	81

8	個人事業税	82
(1)	所得階層別所得金額	82
(2)	業種別課税所得	84
(3)	県税事務所別課税状況	85
(4)	分割個人の所得金額	86
(5)	事業専従者控除	86
(6)	事業税の非課税所得	87
9	法人事業税	88
(1)	課税状況	88
(2)	本県本店分割法人及び県内法人の所得状況	90
(3)	分割法人の所得状況	90
(4)	収入金課税法人の状況	92
(5)	資本金別法人数（本県本店分普通法人）	93
(6)	県税事務所別法人数	94
(7)	決算期別法人数	94
(8)	法人事業税業種別調定状況	95
10	不動産取得税	96
(1)	家屋の課税状況	96
(2)	土地の課税状況	96
(3)	年度別課税状況（家屋）	98
(4)	年度別課税状況（土地）	98
11	県たばこ税の課税状況	99
12	ゴルフ場利用税の課税状況	100
13	鉱区税の課税状況	100
14	狩猟税の課税状況	101
15	自動車税	102
(1)	課税状況	102
(2)	県税事務所別自動車台数	104
16	自動車取得税	105
(1)	新車の課税状況	105
(2)	中古車の課税状況	105
(3)	取得価額段階別課税状況	106
17	軽油引取税の課税状況	108
18	産業廃棄物埋立税の課税状況	110

## 事 務 運 営

1	電子計算組織による県税事務処理の概要	111
2	平成 28 年度税務職員研修体系	118
3	平成 28 年度税務職員研修実施計画	119
4	平成 28 年度県税広報計画	120

## 県 税 機 構

1	税務機構	123
2	事務分掌	126
3	税務職員配置状況	131
4	税務職員年齢別・男女別人員分布	133
5	事務所別管轄区域面積・人口一覧	134

## 徴 税 費 等

1	徴税費	137
2	還付金の状況	138
3	各種交付金等の推移	139
4	平成 27 年度市町交付金一覧	140
5	税務手当	142

## 納 税 奨 励

1	納税貯蓄組合連合会及び納税貯蓄組合の現況	143
2	平成 27 年度口座振替実績	144

## 減免及び過疎法等に係る課税免除

1	平成 27 年度減免状況	145
	(1) 事務所別・税目別	145
	(2) 理由別	146
2	平成 27 年度過疎法等に係る課税免除状況	147

## 争 訟 及 び 犯 則 事 件

1	不服申立て	149
2	訴訟	149
3	犯則事件	150

## 参 考 資 料

1	県税の税率等の推移	151
2	特例条例に関する事	181
3	法定外税に関する事	185
4	税目別納期限等一覧表	192
5	平成 27 年度都道府県税決算（見込）額調	194
6	県税調定収入額の推移（昭和 21 年度～平成 27 年度）	202

県

財

政





# 1 平成27年度一般会計予算額及び決算額

## (1) 歳入

(単位：円，%)

科 目	予 算 現 額	決 算 額			予算現額に対する 増 減 額
		収 入 済 額	予算現額 に対する 割 合	構成比	
総 額	1,029,177,066,340	1,002,920,035,933	97.4	100.0	△ 26,257,030,407
県 税	341,917,040,000	343,173,757,380	100.4	34.2	1,256,717,380
地方消費税清算金	111,433,000,000	111,432,483,453	100.0	11.1	△ 516,547
地方譲与税	50,983,010,000	51,177,509,148	100.4	5.1	194,499,148
地方特例交付金	1,043,372,000	1,043,372,000	100.0	0.1	—
地方交付税	182,917,052,000	183,962,203,000	100.6	18.3	1,045,151,000
交通安全対策特別交付金	700,000,000	688,576,000	98.4	0.1	△ 11,424,000
分担金及び負担金	4,710,448,000	3,996,325,297	84.8	0.4	△ 714,122,703
使用料及び手数料	9,220,469,000	9,152,196,767	99.3	0.9	△ 68,272,233
国庫支出金	118,022,669,168	107,317,247,903	90.9	10.7	△ 10,705,421,265
財産収入	2,593,102,000	2,737,788,428	105.6	0.3	144,686,428
寄附金	35,133,000	30,349,523	86.4	0.0	△ 4,783,477
繰入金	17,597,107,000	14,232,627,811	80.9	1.4	△ 3,364,479,189
繰越金	8,882,897,172	8,882,897,324	100.0	0.9	152
諸収入	47,328,350,000	47,076,584,899	99.5	4.7	△ 251,765,101
県 債	131,793,417,000	118,016,117,000	89.5	11.8	△ 13,777,300,000

## (2) 歳出

(単位：円，%)

科 目	予 算 現 額	決 算 額				不 用 額
		支 出 済 額	予算現額 に対する 割 合	構成比	翌年度繰越	
総 額	1,029,177,066,340	996,612,796,884	96.8	100.0	17,977,015,380	14,587,254,076
議 会 費	1,977,146,000	1,920,107,960	97.1	0.2	—	57,038,040
総 務 費	48,712,035,000	44,879,150,818	92.1	4.5	821,523,000	3,011,361,182
民 生 費	114,762,191,000	111,890,694,493	97.5	11.2	1,248,243,000	1,623,253,507
衛 生 費	86,185,715,000	83,450,569,911	96.8	8.4	354,164,000	2,380,981,089
労 働 費	4,551,434,000	4,177,386,940	91.8	0.4	96,203,000	277,844,060
農 林 水 産 業 費	31,179,135,600	27,635,322,594	88.6	2.8	3,067,131,480	476,681,526
商 工 費	40,471,919,000	39,158,721,463	96.8	3.9	351,450,000	961,747,537
土 木 費	85,761,603,740	73,448,931,781	85.6	7.4	11,650,025,900	662,646,059
警 察 費	61,340,397,000	60,854,859,472	99.2	6.1	15,000,000	470,537,528
教 育 費	247,983,930,000	244,950,720,459	98.8	24.6	165,591,000	2,867,618,541
災 害 復 旧 費	3,399,152,000	2,670,634,727	78.6	0.2	207,684,000	520,833,273
公 債 費	157,659,408,000	157,170,994,728	99.7	15.8	—	488,413,272
諸 支 出 金	144,793,000,000	144,404,701,538	99.7	14.5	—	388,298,462
予 備 費	400,000,000	0	0.0	0.0	—	400,000,000

## 2 一般会計決算額の累計比較

科 目	平成 27 年度		平成 26 年度	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
<b>歳 入 総 額</b>	<b>1,002,920,035,933</b>	<b>100.0</b>	<b>955,684,246,973</b>	<b>100.0</b>
県 税	343,173,757,380	34.2	302,820,322,949	31.7
地 方 消 費 税 清 算 金	111,432,483,453	11.1	66,195,172,330	6.9
地 方 譲 与 税	51,177,509,148	5.1	55,971,474,142	5.8
地 方 特 例 交 付 金	1,043,372,000	0.1	1,011,007,000	0.1
地 方 交 付 税	183,962,203,000	18.3	186,563,390,000	19.5
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	688,576,000	0.1	646,256,000	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金	3,996,325,297	0.4	3,546,480,956	0.4
使 用 料 及 び 手 数 料	9,152,196,767	0.9	7,583,955,738	0.8
国 庫 支 出 金	107,317,247,903	10.7	103,098,999,323	10.8
財 産 収 入	2,737,788,428	0.3	3,857,557,608	0.4
寄 附 金	30,349,523	0.0	20,235,812	0.0
繰 入 金	14,232,627,811	1.4	20,645,393,351	2.2
繰 越 金	8,882,897,324	0.9	8,384,066,862	0.9
諸 収 入	47,076,584,899	4.7	45,122,755,902	4.7
県 債	118,016,117,000	11.8	150,217,179,000	15.7
<b>歳 出 総 額</b>	<b>996,612,796,884</b>	<b>100.0</b>	<b>946,801,349,649</b>	<b>100.0</b>
議 会 費	1,920,107,960	0.2	1,963,750,808	0.2
総 務 費	44,879,150,818	4.5	57,625,524,812	6.1
民 生 費	111,890,694,493	11.2	110,879,516,322	11.7
衛 生 費	83,450,569,911	8.4	77,144,733,280	8.2
労 働 費	4,177,386,940	0.4	4,213,912,742	0.5
農 林 水 産 業 費	27,635,322,594	2.8	28,359,632,999	3.0
商 工 費	39,158,721,463	3.9	37,314,889,131	3.9
土 木 費	73,448,931,781	7.4	80,211,275,018	8.5
警 察 費	60,854,859,472	6.1	58,780,477,934	6.2
教 育 費	244,950,720,459	24.6	241,477,901,396	25.5
災 害 復 旧 費	2,670,634,727	0.2	3,006,209,520	0.3
公 債 費	157,170,994,728	15.8	154,609,104,876	16.3
諸 支 出 金	144,404,701,538	14.5	91,214,420,811	9.6
予 備 費	—	—	—	—
<b>歳 入 歳 出 差 引 残 高</b>	<b>6,307,239,049</b>	<b>—</b>	<b>8,882,897,324</b>	<b>—</b>

(単位：円)

平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度	
決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
<b>947,147,988,845</b>	<b>100.0</b>	<b>926,107,141,244</b>	<b>100.0</b>	<b>944,802,896,018</b>	<b>100.0</b>
291,147,225,690	30.7	280,410,268,926	30.3	275,185,982,227	29.1
54,639,362,387	5.8	55,087,382,945	5.9	55,142,446,909	5.8
47,230,090,075	5.0	39,792,354,540	4.3	38,622,567,683	4.1
1,068,693,000	0.1	1,048,019,000	0.1	2,846,458,000	0.3
186,758,198,000	19.7	192,373,639,000	20.8	195,872,781,000	20.7
728,813,000	0.1	761,815,000	0.1	781,804,000	0.1
3,502,132,761	0.4	3,953,454,584	0.4	4,472,522,027	0.5
5,665,213,468	0.6	5,770,319,487	0.6	6,000,487,802	0.6
119,792,760,295	12.6	111,736,160,103	12.1	122,917,669,769	13.0
2,634,339,412	0.3	4,304,932,417	0.5	3,234,537,709	0.3
48,455,458	0.0	10,763,062	0.0	21,299,020	0.0
21,184,780,869	2.2	29,207,956,285	3.1	42,380,754,058	4.5
8,101,713,923	0.9	5,316,424,881	0.6	11,901,619,012	1.3
44,233,088,507	4.7	42,323,958,014	4.6	42,408,842,802	4.5
160,413,122,000	16.9	154,009,693,000	16.6	143,013,124,000	15.2
<b>938,763,921,983</b>	<b>100.0</b>	<b>918,005,427,321</b>	<b>100.0</b>	<b>939,486,471,137</b>	<b>100.0</b>
1,859,248,745	0.2	1,946,347,355	0.2	1,998,632,717	0.2
60,259,959,518	6.4	47,411,235,794	5.2	52,382,639,937	5.6
105,099,720,058	11.2	110,070,109,679	12.0	112,769,965,466	12.0
77,148,807,729	8.2	78,070,508,492	8.5	79,945,877,431	8.5
6,738,791,475	0.7	9,452,139,919	1.0	11,822,422,911	1.3
45,597,796,729	4.9	30,012,461,146	3.3	31,284,654,645	3.3
36,047,273,891	3.9	34,341,580,681	3.7	37,321,008,913	4.0
90,275,024,035	9.6	84,081,187,393	9.2	90,270,835,876	9.6
57,181,018,349	6.1	59,614,067,926	6.5	59,732,308,776	6.4
233,630,843,256	24.9	239,092,533,642	26.1	238,320,614,244	25.4
1,181,599,900	0.1	1,181,718,000	0.1	4,118,318,776	0.4
144,867,816,957	15.4	145,341,110,619	15.8	144,154,050,622	15.3
78,876,021,341	8.4	77,390,426,675	8.4	75,365,140,823	8.0
—	—	—	—	—	—
<b>8,384,066,862</b>	<b>—</b>	<b>8,101,713,923</b>	<b>—</b>	<b>5,316,424,881</b>	<b>—</b>

### 3 県税の税目別収入額の構成比及び伸長率の推移

年度 税額等 税目	20			21			22			23		
	税額	構成比	伸長率									
県税合計	366,113,416	100.0	1.00	298,629,315	100.0	0.82	280,976,235	100.0	0.77	275,185,982	100.0	0.75
普通税計	334,555,221	91.4	1.00	295,762,887	99.0	0.88	280,354,197	99.8	0.84	274,594,022	99.8	0.82
県民税	131,841,827	36.0	1.00	122,190,002	40.9	0.93	116,467,051	41.5	0.88	113,230,496	41.0	0.86
個人	105,902,729	28.9	1.00	103,933,110	34.8	0.98	96,683,134	34.4	0.91	94,559,390	34.4	0.89
均等割・所得割	104,474,354	28.5	1.00	102,636,691	34.3	0.98	95,186,756	33.9	0.91	93,032,730	33.8	0.89
配当割	1,019,606	0.3	1.00	846,981	0.3	0.83	1,110,831	0.4	1.09	1,223,092	0.5	1.20
株式等譲渡所得割	408,769	0.1	1.00	449,438	0.2	1.10	385,547	0.1	0.94	303,568	0.1	0.74
法人	22,073,951	6.0	1.00	15,012,640	5.0	0.68	16,746,714	6.0	0.76	16,088,343	5.7	0.73
利子割	3,865,147	1.1	1.00	3,244,252	1.1	0.84	3,037,203	1.1	0.79	2,582,763	0.9	0.67
事業税	115,933,795	31.7	1.00	62,799,139	21.0	0.54	51,239,961	18.2	0.44	49,202,451	17.9	0.42
個人	4,071,134	1.1	1.00	3,736,790	1.3	0.92	3,291,154	1.2	0.81	3,280,952	1.2	0.81
法人	111,862,661	30.6	1.00	59,062,349	19.7	0.53	47,948,807	17.0	0.43	45,921,499	16.7	0.41
地方消費税	36,164,877	9.9	1.00	36,854,095	12.3	1.02	38,310,866	13.6	1.06	38,399,587	14.0	1.06
譲渡割	28,778,647	7.9	1.00	31,511,414	10.5	1.09	33,483,529	11.9	1.16	31,466,956	11.4	1.09
貨物割	7,386,230	2.0	1.00	5,342,681	1.8	0.72	4,827,337	1.7	0.65	6,932,631	2.6	0.94
不動産取得税	8,376,722	2.3	1.00	7,579,370	2.5	0.90	6,889,864	2.5	0.82	6,563,886	2.4	0.78
県たばこ税	5,391,682	1.5	1.00	5,084,524	1.7	0.94	5,210,805	1.9	0.97	5,967,993	2.2	1.11
ゴルフ場利用税	995,731	0.3	1.00	949,968	0.3	0.95	892,539	0.3	0.90	865,965	0.3	0.87
自動車取得税	—	—	—	5,227,386	1.8	—	4,242,091	1.5	1.00	3,730,498	1.4	0.88
軽油引取税	—	—	—	19,656,020	6.6	—	22,480,433	8.0	1.00	22,335,871	8.1	0.99
自動車税	35,845,373	9.8	1.00	35,417,179	11.9	0.99	34,615,442	12.3	0.97	34,292,244	12.5	0.96
鉱区税	5,214	0.0	1.00	5,204	0.0	1.00	5,145	0.0	0.99	5,031	0.0	0.96
目的税計	31,558,195	8.6	1.00	2,866,428	1.0	0.09	622,038	0.2	0.02	591,960	0.2	0.02
(旧法)自動車取得税	8,052,497	2.2	1.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	22,696,923	6.2	1.00	2,313,116	0.8	0.10	103	0.0	0.00	6,624	0.0	0.00
狩猟税	42,310	0.0	1.00	42,122	0.0	1.00	40,735	0.0	0.96	40,427	0.0	0.96
産業廃棄物埋立税	766,465	0.2	1.00	511,190	0.2	0.67	581,200	0.2	0.76	544,909	0.2	0.71
旧法計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
狩猟者登録税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人2税	133,936,612	36.6	1.00	74,074,989	24.8	0.55	64,695,521	23.0	0.48	62,009,842	22.5	0.46

- (注) 1 税額は27年度までは決算額、28年度は当初予算額による。  
2 普通税計は旧法計(「自動車取得税」及び「軽油引取税」を除く。)を含む。  
3 伸長率は、20年度を1.00とした指数である。(自動車取得税及び軽油引取税は、22年度をそれぞれ1.00とした。)  
4 旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税計」に計上している。

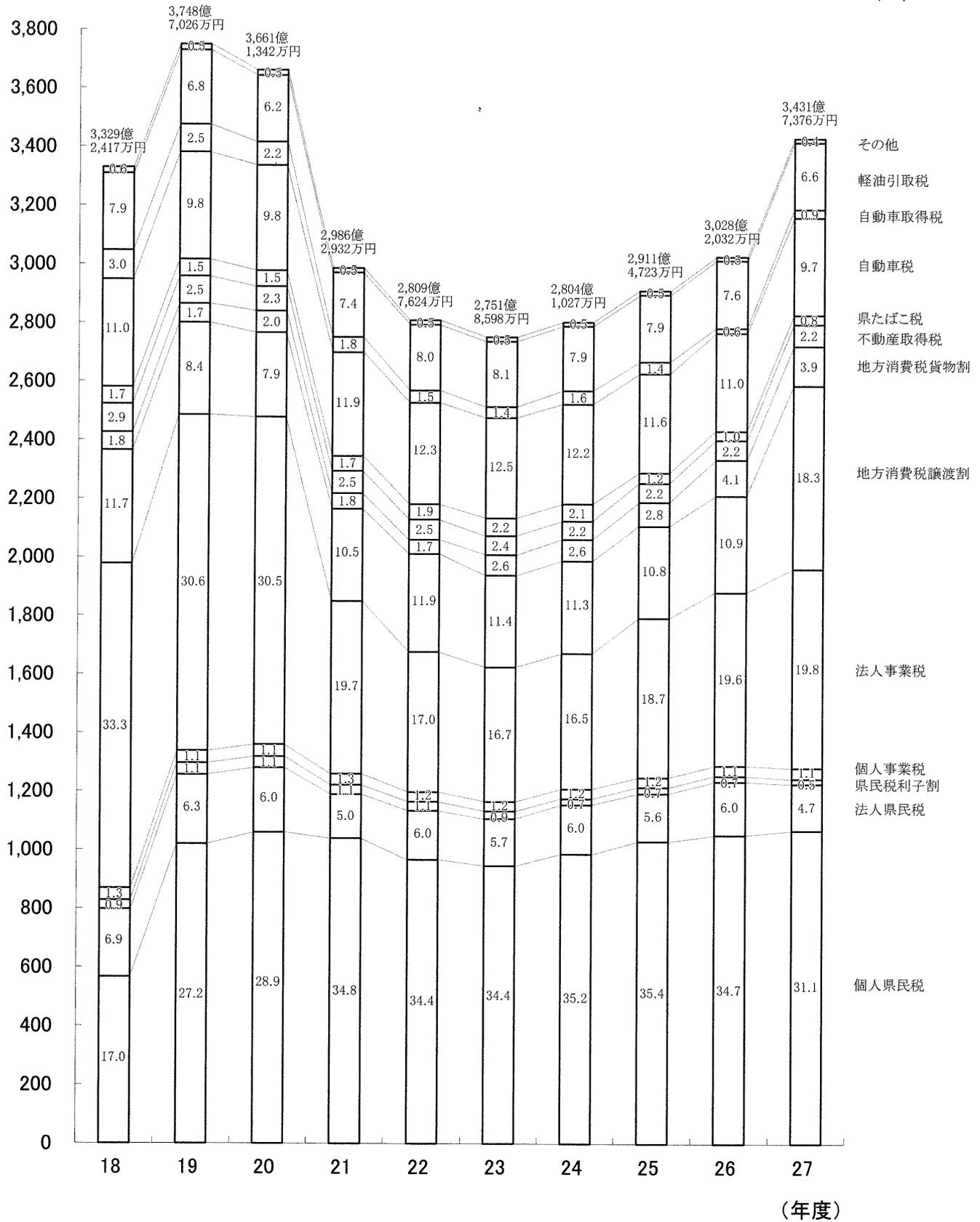
(単位：千円)

24			25			26			27			28		
税 額	構 成 比	伸 長 率	税 額	構 成 比	伸 長 率	税 額	構 成 比	伸 長 率	税 額	構 成 比	伸 長 率	税 額 (当初予算額)	構 成 比	伸 長 率
280,410,269	100.0	0.77	291,147,226	100.0	0.80	302,820,323	100.0	0.83	343,173,757	100.0	0.94	348,368,040	100.0	0.95
279,869,746	99.8	0.84	290,597,446	99.8	0.87	302,239,847	99.8	0.90	342,628,188	99.8	1.02	347,832,000	99.8	1.04
117,518,598	41.9	0.89	121,526,018	41.7	0.92	125,378,569	41.4	0.95	124,409,054	36.3	0.94	123,946,000	35.6	0.94
98,642,192	35.2	0.93	103,005,599	35.4	0.97	105,138,546	34.7	0.99	106,720,938	31.1	1.01	107,877,000	31.0	1.02
96,958,896	34.6	0.93	96,397,390	33.1	0.92	97,406,693	32.2	0.93	99,462,642	29.0	0.95	100,188,000	28.8	0.96
1,330,666	0.5	1.31	2,612,307	0.9	2.56	5,022,444	1.6	4.93	3,806,859	1.1	3.73	4,216,000	1.2	4.13
352,630	0.1	0.86	3,995,902	1.4	9.78	2,709,409	0.9	6.63	3,451,437	1.0	8.44	3,473,000	1.0	8.50
16,837,150	6.0	0.76	16,305,897	5.6	0.74	18,232,117	6.0	0.83	15,984,236	4.7	0.72	14,370,000	4.1	0.65
2,039,256	0.7	0.53	2,214,522	0.7	0.57	2,007,906	0.7	0.52	1,703,880	0.5	0.44	1,699,000	0.5	0.44
49,714,567	17.7	0.43	57,816,945	19.9	0.50	62,782,174	20.7	0.54	71,742,086	20.9	0.62	81,726,000	23.5	0.70
3,293,521	1.2	0.81	3,332,509	1.2	0.82	3,515,061	1.1	0.86	3,717,571	1.1	0.91	3,840,000	1.1	0.94
46,421,046	16.5	0.41	54,484,436	18.7	0.49	59,267,113	19.6	0.53	68,024,515	19.8	0.61	77,886,000	22.4	0.70
38,972,754	13.9	1.08	39,595,814	13.6	1.09	45,347,154	15.0	1.25	76,177,836	22.2	2.11	73,274,000	21.0	2.03
31,567,132	11.3	1.10	31,415,968	10.8	1.09	33,001,284	10.9	1.15	62,681,747	18.3	2.18	57,817,000	16.6	2.01
7,405,622	2.6	1.00	8,179,846	2.8	1.11	12,345,870	4.1	1.67	13,496,089	3.9	1.83	15,457,000	4.4	2.09
6,235,349	2.2	0.74	6,549,934	2.2	0.78	6,678,330	2.2	0.80	7,519,183	2.2	0.90	6,930,000	2.0	0.83
5,889,327	2.1	1.09	3,528,564	1.2	0.65	3,167,616	1.0	0.59	3,141,288	0.9	0.58	3,083,000	0.9	0.57
815,120	0.3	0.82	810,437	0.3	0.81	780,843	0.3	0.78	779,372	0.2	0.78	741,000	0.2	0.74
4,587,661	1.6	1.08	3,998,541	1.4	0.94	1,719,593	0.6	0.41	2,922,756	0.8	0.69	2,723,000	0.8	0.64
22,073,207	7.9	0.98	22,928,039	7.9	1.02	22,942,669	7.6	1.02	22,774,202	6.6	1.01	22,764,000	6.5	1.01
34,058,145	12.2	0.95	33,838,308	11.6	0.94	33,438,063	11.0	0.93	33,157,631	9.7	0.93	32,640,000	9.3	0.91
5,018	0.0	0.96	4,846	0.0	0.93	4,836	0.0	0.93	4,780	0.0	0.92	5,000	0.0	0.96
540,523	0.2	0.02	549,780	0.2	0.02	580,476	0.2	0.02	545,569	0.2	0.02	536,040	0.2	0.02
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	0.0	0.00
799	0.0	0.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	0.0	0.00
38,780	0.0	0.92	37,165	0.0	0.88	37,457	0.0	0.89	25,278	0.0	0.60	25,000	0.0	0.59
500,944	0.2	0.65	512,615	0.2	0.67	543,019	0.2	0.71	520,291	0.2	0.68	511,000	0.2	0.67
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
63,258,196	22.6	0.47	70,790,333	24.3	0.53	77,499,230	25.6	0.58	84,008,751	24.5	0.63	92,256,000	26.5	0.69

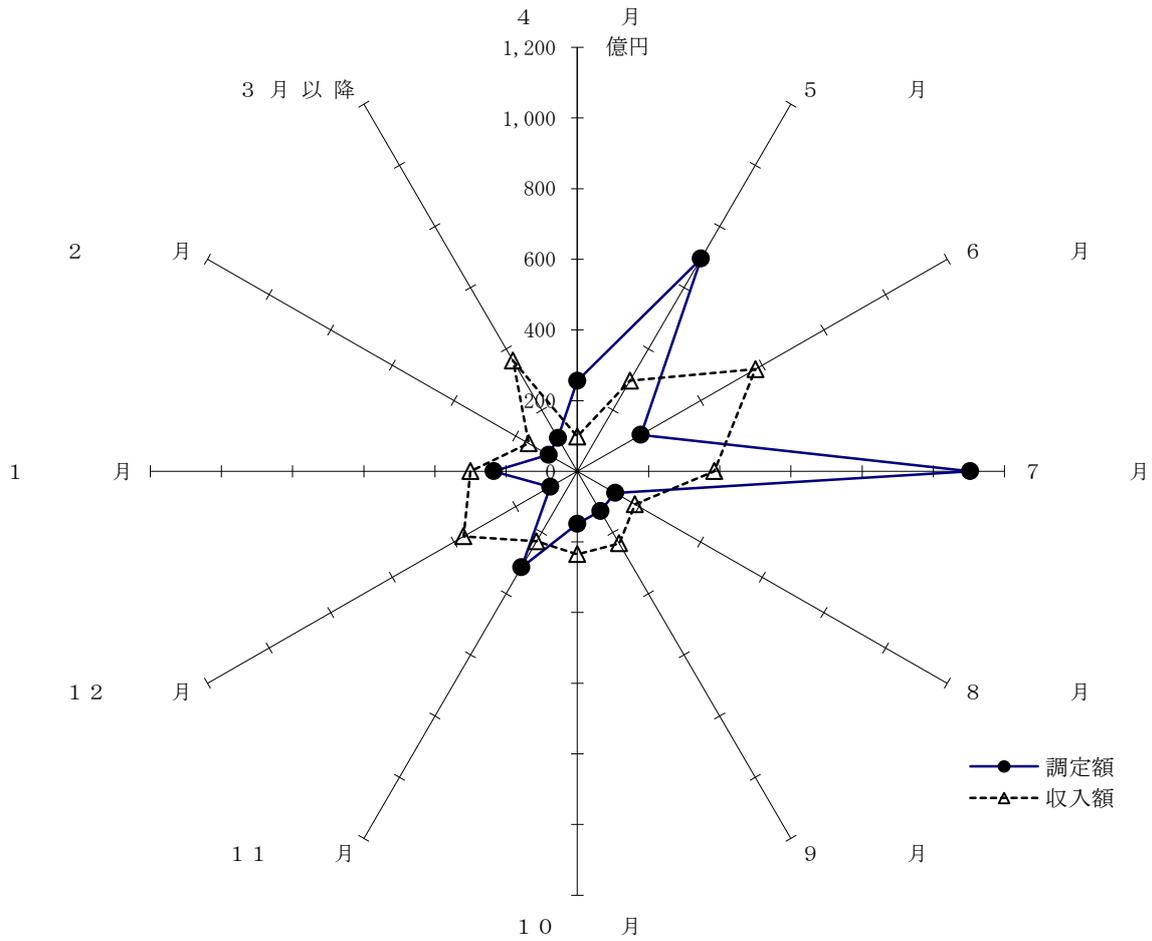
(億円)

第1図 県税決算及び税目別構成比の推移

(%)



第2図 平成27年度県税月別調定収入状況



(単位：千円，%)

月別	調定額	構成比	収入額	構成比
総額	350,182,715	100.0	343,173,757	100.0
4月	25,642,105	7.3	9,849,014	2.9
5月	69,539,648	19.9	29,602,990	8.6
6月	20,586,451	5.9	57,757,730	16.8
7月	110,362,123	31.5	38,468,799	11.2
8月	12,347,931	3.5	18,664,179	5.5
9月	12,965,127	3.7	23,584,802	6.9
10月	14,887,669	4.3	23,546,156	6.9
11月	31,430,127	9.0	22,933,925	6.7
12月	8,827,551	2.5	36,885,191	10.7
1月	23,470,037	6.7	29,985,760	8.7
2月	9,260,511	2.6	15,816,884	4.6
3月以降	10,863,435	3.1	36,078,327	10.5

#### 4 平成28年度一般会計歳入歳出当初予算

##### (1) 歳 入

(単位:千円, %)

款	平成28年度		平成27年度		比較
	当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	(A) - (B)
1 県 税	348,368,040	34.6	339,205,000	34.0	9,163,040
2 地方消費税清算金	110,585,000	11.0	98,605,000	9.9	11,980,000
3 地方譲与税	45,767,010	4.6	51,639,000	5.2	△ 5,871,990
4 地方特例交付金	1,043,000	0.1	1,008,000	0.1	35,000
5 地方交付税	173,249,000	17.2	166,033,000	16.6	7,216,000
6 交通安全対策特別交付金	700,000	0.1	700,000	0.0	—
7 分担金及び負担金	4,907,924	0.5	4,679,746	0.5	228,178
8 使用料及び手数料	11,139,489	1.1	9,313,505	0.9	1,825,984
9 国庫支出金	102,942,892	10.2	103,739,641	10.4	△ 796,749
10 財産収入	1,617,309	0.2	2,696,413	0.3	△ 1,079,104
11 寄附金	20,349	0.0	15,644	0.0	4,705
12 繰入金	32,720,846	3.2	31,739,853	3.2	980,993
13 繰越金	1	0.0	1	0.0	—
14 諸収入	50,120,740	5.0	49,517,597	4.9	603,143
15 県債	122,448,400	12.2	139,337,600	14.0	△ 16,889,200
合 計	1,005,630,000	100.0	998,230,000	100.0	7,400,000

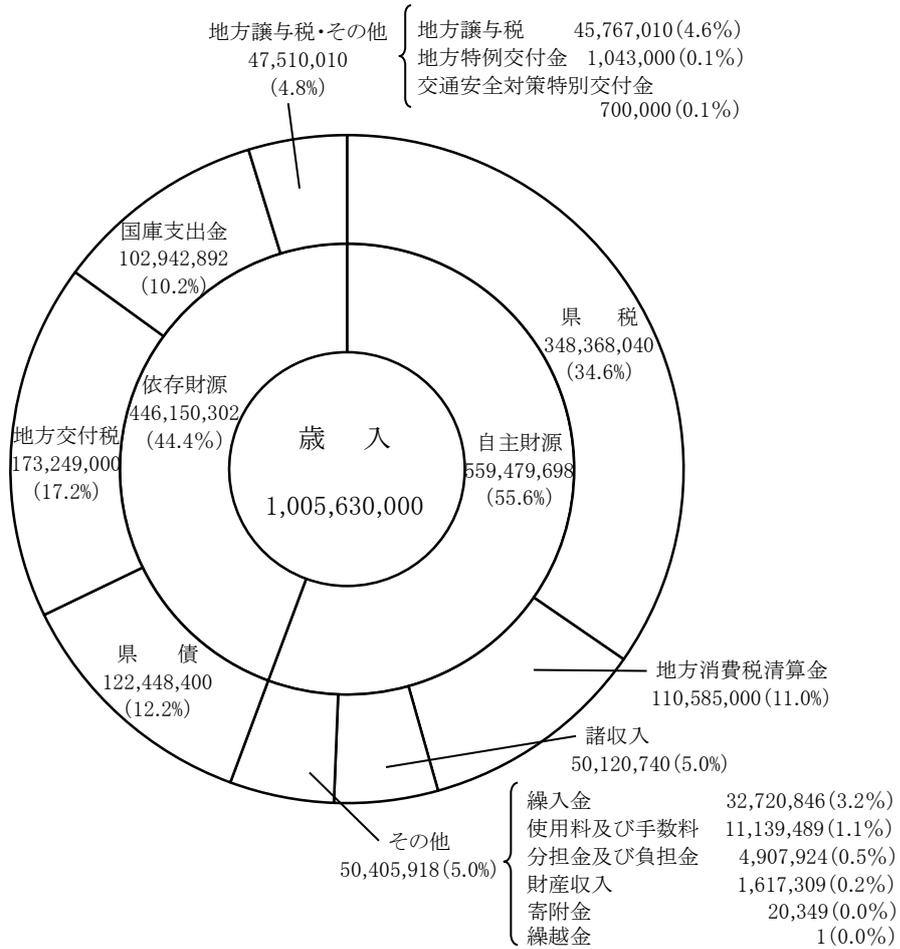
##### (2) 歳 出

(単位:千円, %)

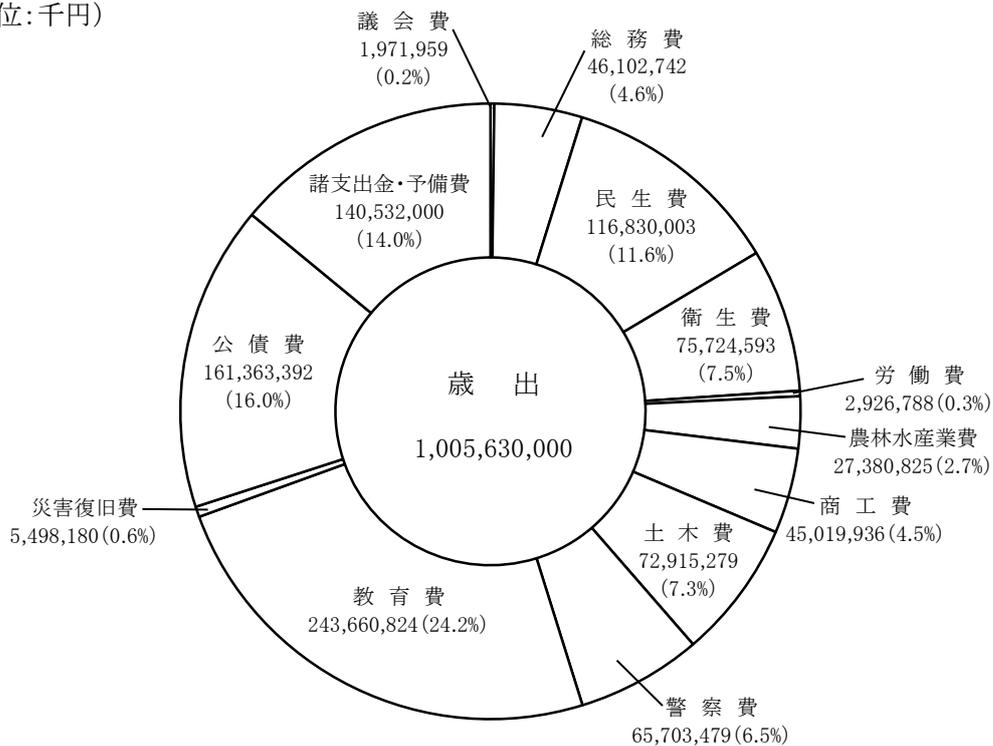
款	平成28年度		平成27年度		比較
	当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	(A) - (B)
1 議会費	1,971,959	0.2	2,080,918	0.2	△ 108,959
2 総務費	46,102,742	4.6	44,885,041	4.5	1,217,701
3 民生費	116,830,003	11.6	112,652,872	11.3	4,177,131
4 衛生費	75,724,593	7.5	81,720,232	8.2	△ 5,995,639
5 労働費	2,926,788	0.3	3,403,515	0.3	△ 476,727
6 農林水産業費	27,380,825	2.7	28,084,430	2.8	△ 703,605
7 商工費	45,019,936	4.5	44,850,362	4.5	169,574
8 土木費	72,915,279	7.3	69,846,711	7.0	3,068,568
9 警察費	65,703,479	6.5	61,672,695	6.2	4,030,784
10 教育費	243,660,824	24.2	251,894,369	25.2	△ 8,233,545
11 災害復旧費	5,498,180	0.6	6,839,412	0.7	△ 1,341,232
12 公債費	161,363,392	16.0	160,673,443	16.1	689,949
13 諸支出金	140,132,000	13.9	129,226,000	13.0	10,906,000
14 予備費	400,000	0.1	400,000	0.0	—
合 計	1,005,630,000	100.0	998,230,000	100.0	7,400,000

第3図 平成28年度一般会計歳入歳出予算(当初)

(1) 歳入  
(単位:千円)



(2) 歳出  
(単位:千円)

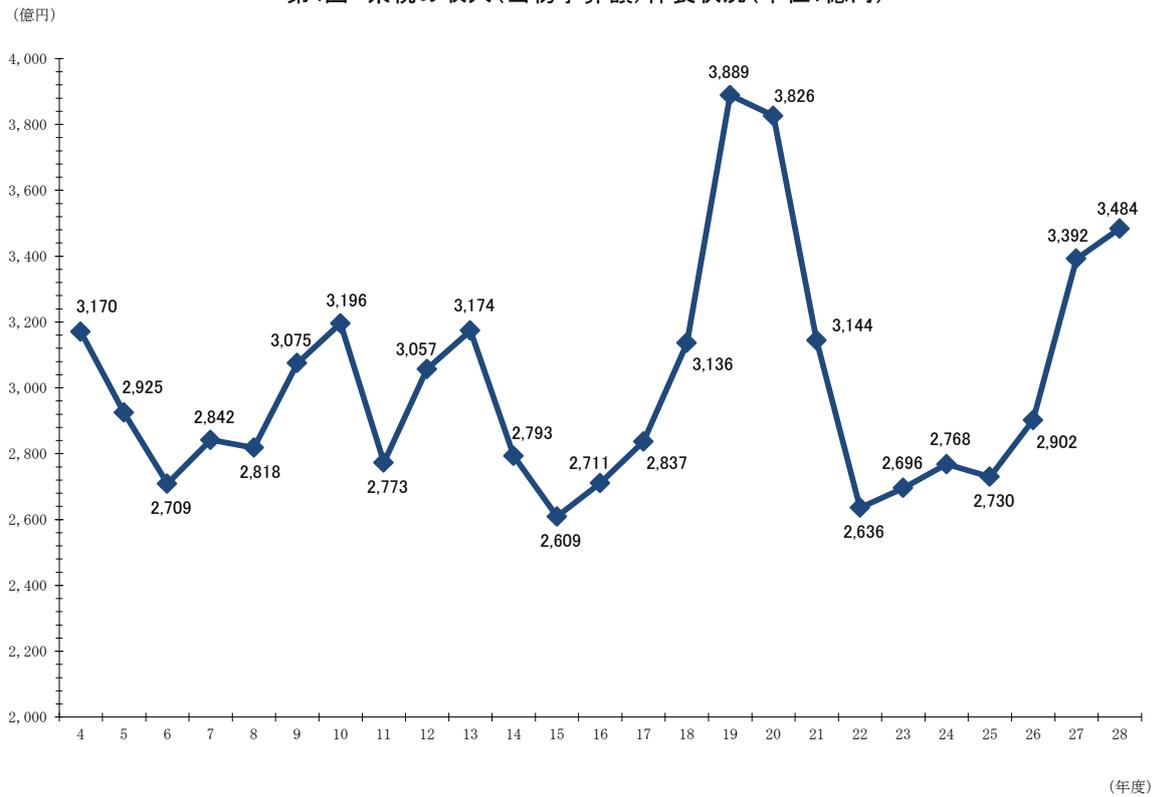


5 平成28年度県税及び地方譲与税当初予算

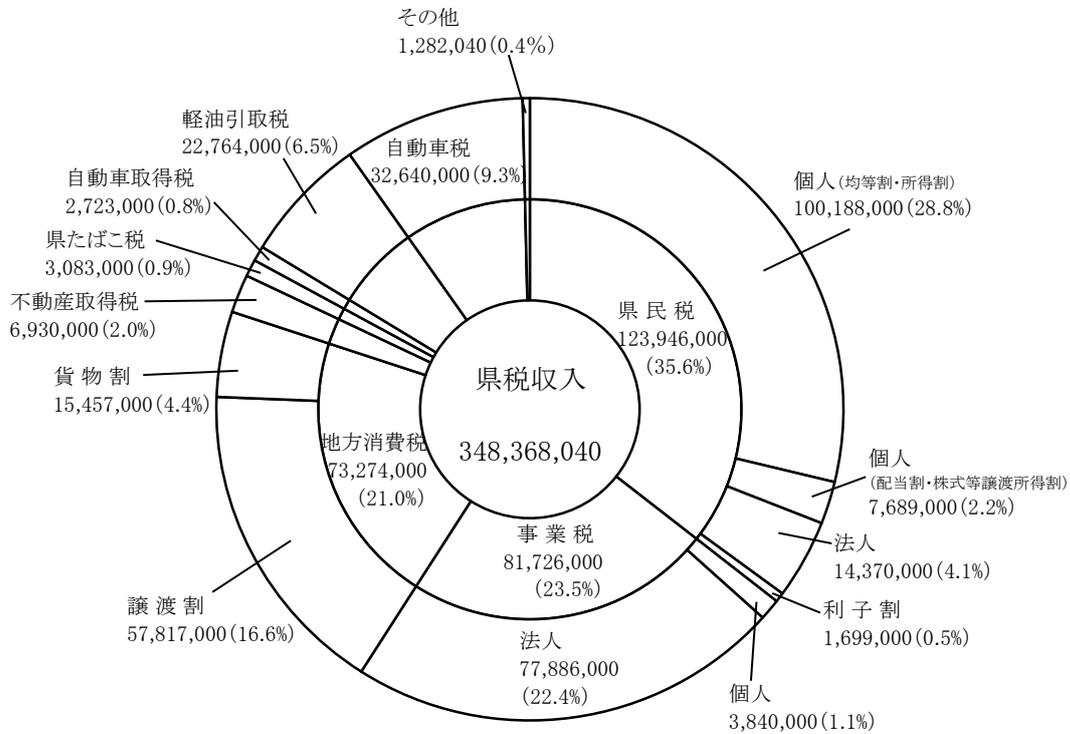
(単位：千円)

税目	平成28年度 当初予算額 (A)	平成27年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A) - (B)	増減比率 (A)/(B) %	県税の構成比	
					28年度 %	27年度 %
<b>県 税</b>	<b>348,368,040</b>	<b>339,205,000</b>	<b>9,163,040</b>	<b>102.7</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
<b>県 民 税</b>	123,946,000	127,365,000	△ 3,419,000	97.3	35.6	37.5
<b>個 人</b>	107,877,000	109,080,000	△ 1,203,000	98.9	31.0	32.1
均等割・所得割	100,188,000	100,969,000	△ 781,000	99.2	28.8	29.7
配当割	4,216,000	5,383,000	△ 1,167,000	78.3	1.2	1.6
株式等譲渡所得割	3,473,000	2,728,000	745,000	127.3	1.0	0.8
<b>法 人</b>	14,370,000	16,295,000	△ 1,925,000	88.2	4.1	4.8
利子割	1,699,000	1,990,000	△ 291,000	85.4	0.5	0.6
<b>事 業 税</b>	81,726,000	74,612,000	7,114,000	109.5	23.5	22.0
<b>個 人</b>	3,840,000	3,617,000	223,000	106.2	1.1	1.1
法 人	77,886,000	70,995,000	6,891,000	109.7	22.4	20.9
<b>地 方 消 費 税</b>	73,274,000	67,814,000	5,460,000	108.1	21.0	20.0
譲 渡 割	57,817,000	52,426,000	5,391,000	110.3	16.6	15.5
貨 物 割	15,457,000	15,388,000	69,000	100.4	4.4	4.5
<b>不 動 産 取 得 税</b>	6,930,000	6,847,000	83,000	101.2	2.0	2.0
<b>県 た ば こ 税</b>	3,083,000	3,076,000	7,000	100.2	0.9	0.9
<b>ゴ ル フ 場 利 用 税</b>	741,000	749,000	△ 8,000	98.9	0.2	0.2
<b>自 動 車 取 得 税</b>	2,723,000	2,268,980	454,020	120.0	0.8	0.7
<b>軽 油 引 取 税</b>	22,764,000	23,026,980	△ 262,980	98.9	6.5	6.8
<b>自 動 車 税</b>	32,640,000	32,864,000	△ 224,000	99.3	9.3	9.7
<b>鉱 区 税</b>	5,000	5,000	—	100.0	0.0	0.0
<b>狩 猟 税</b>	25,000	27,000	△ 2,000	92.6	0.0	0.0
<b>産 業 廃 棄 物 埋 立 税</b>	511,000	550,000	△ 39,000	92.9	0.2	0.2
<b>旧 法 に よ る 税</b>	40	40	—	100.0	0.0	0.0
<b>自 動 車 取 得 税</b>	20	20	—	100.0	0.0	0.0
<b>軽 油 引 取 税</b>	20	20	—	100.0	0.0	0.0
<b>地 方 譲 与 税</b>	<b>45,767,010</b>	<b>51,639,000</b>	<b>△ 5,871,990</b>			
<b>地 方 法 人 特 別 譲 与 税</b>	42,414,000	48,031,000	△ 5,617,000			
<b>地 方 揮 発 油 譲 与 税</b>	3,152,000	3,401,990	△ 249,990			
<b>石 油 ガ ス 譲 与 税</b>	189,000	200,000	△ 11,000			
<b>地 方 道 路 譲 与 税</b>	10	10	—			
<b>航 空 機 燃 料 譲 与 税</b>	12,000	6,000	6,000			

第4図 県税の収入(当初予算額)伸長状況(単位:億円)



第5図 平成28年度県税収入予算額の税目別構成図(単位:千円)





## 平成 27 年度県税収入決算状況



## 平成27年度県税収入の決算について

### 1 概 況

平成 27 年度の県税収入額は、343,174 百万円となり、最終予算（341,917 百万円）を 1,257 百万円上回り、平成 26 年度決算額（302,820 百万円）を 40,354 百万円上回った。

これは、平成 26 年 4 月からの税率引上げの影響の平年度化により、地方消費税が前年度を上回ったほか、地方法人特別税（国税）から法人事業税への一部復元の影響により、法人二税が前年度を上回ったことなどによる。

※【 】は決算額

○ 法人二税【法人県民税：15,984 百万円，法人事業税：68,025 百万円】

法人県民税は法人税割の一部交付税原資化により、前年度比 87.7%（2,248 百万円の減）、法人事業税は企業業績が堅調に推移していることに加え、地方法人特別税（国税）から法人事業税への一部復元の影響により、前年度比 114.8%（8,758 百万円の増）となり、法人二税では前年度比 108.4%（6,510 百万円の増）と前年度を上回った。

（参考）主な業種の法人事業税の調定状況

（単位：千円，%）

		26 年度 (A)	27 年度 (B)	対前年度	
				(B) - (A)	(B) / (A)
製 造 業	食品・たばこ	1,115,009	1,296,247	181,238	116.3
	繊維	395,020	714,951	319,931	181.0
	化学	1,501,190	1,835,607	334,417	122.3
	鉄鋼	1,086,518	1,383,892	297,374	127.4
	機械	4,173,289	4,792,685	619,396	114.8
	電気機器	1,383,218	1,606,773	223,555	116.2
	自動車	3,414,405	3,861,588	447,183	113.1
	造船	1,326,436	827,926	▲ 498,510	62.4
	その他	5,329,587	6,377,507	1,047,920	119.7
		製造業計	19,724,672	22,697,176	2,972,504
非 製 造 業	建設業	3,745,034	4,665,592	920,558	124.6
	商業	11,501,684	13,645,166	2,143,482	118.6
	金融	4,088,742	5,103,420	1,014,678	124.8
	証券	917,530	927,692	10,162	101.1
	不動産	2,312,605	2,371,582	58,977	102.6
	陸海運・倉庫	2,204,489	2,881,986	677,497	130.7
	通信	2,057,086	2,030,922	▲ 26,164	98.7
	サービス	7,575,603	8,700,926	1,125,323	114.9
	その他	252,057	400,411	148,354	158.9
		非製造業計	34,654,830	40,727,697	6,072,867
収入金課税		3,411,082	3,942,436	531,354	115.6
修正・更正		1,483,000	679,795	▲ 803,205	45.8
法人事業税計		59,273,584	68,047,104	8,773,520	114.8

○ 個人県民税【106,721百万円】

均等割・所得割は、企業業績の改善により、現金給与額、雇用状況ともに上昇し、前年度比102.1%（2,056百万円の増）と前年度を上回った。

株式等譲渡所得割は、企業業績の改善や株価上昇などにより、前年度比127.4%（742百万円の増）と前年度を上回った。

配当割は、公募証券投資信託及び源泉徴収選択口座が前年度を大きく下回ったことにより、前年度比75.8%（1,215百万円の減）と前年度を下回った。

○ 県民税利子割【1,704百万円】

県民税利子割は、預貯金などの利子の支払の際に5%を課税するもので、税額の約6割を銀行預金及び国外公社債に係るものが占めているが、銀行預金・公社債等が前年度を下回ったため、全体として前年度比84.9%（304百万円の減）と前年度を下回った。

（参考）主な金融商品別の調定状況 （単位：千円，%）

	26年度 (A)	27年度 (B)	対前年度	
			(B) - (A)	(B) / (A)
郵便貯金	40,291	42,671	2,380	105.9
銀行預金	638,254	476,288	▲ 161,966	74.6
銀行以外預金	363,842	395,939	32,097	108.8
勤務先預金	66,160	68,999	2,839	104.3
公社債	169,251	148,100	▲ 21,151	87.5
国外公社債	600,685	454,032	▲ 146,653	75.6
合同運用信託	6,748	5,328	▲ 1,420	79.0
その他	122,675	112,523	▲ 10,152	91.7
合計	2,007,906	1,703,880	▲ 304,026	84.9

○ 地方消費税【76,178百万円】

税制改正による税率引上げ分が平年度化したことなどにより、譲渡割が前年度比189.9%（29,681百万円の増）、貨物割が前年度比109.3%（1,150百万円の増）、全体では前年度比168.0%（30,831百万円の増）と前年度を上回った。

○ 自動車税【33,158百万円】

自動車の保有台数の減少により定期賦課台数が前年度より減少したため、前年度比99.2%（279百万円の減）と前年度を下回った。

（参考）自動車税の定期賦課台数の状況 （単位：台）

		26年度 (A)	27年度 (B)	増減数 (B) - (A)
定期賦課台数		937,710	930,090	▲ 7,620
うちグリーン化適用車	軽課適用車台数	60,605	48,878	▲ 11,727
	75%軽課適用車		33,899	33,899
	50%軽課適用車	42,038	14,979	▲ 27,059
	25%軽課適用車	18,567		▲ 18,567
	重課適用車台数	154,375	157,303	2,928

○ 自動車取得税【2,923百万円】

エコカー減税の対象範囲の見直しにより、非課税対象車が減少し、減税率の低い対象車が増加したため、前年度比169.9%（1,203百万円の増）と前年度を上回った。

（参考）主な車種別課税台数の状況

（単位：台，%）

	26年度 (A)	27年度 (B)	増減 (B) - (A)	対前年度 (B) / (A)
小型乗用車	12,777	19,676	6,899	154.0
普通乗用車	17,913	26,283	8,370	146.7
トラック	7,284	8,071	787	110.8
軽自動車	20,760	33,556	12,796	161.6
その他	1,392	1,410	18	101.3
合計	60,126	88,996	28,870	148.0
1台あたり税額 (円)	28,600	32,841	4,241	114.8

○ 軽油引取税【22,774百万円】

軽油引取数量が減少したことから、前年度比99.3%（169百万円の減）と前年度を下回った。

○ 不動産取得税【7,519百万円】

家屋の新・増・改築による取得に係る課税額が増加したため、前年度比112.6%（840百万円の増）と前年度を上回った。

（参考）主な取得区分別の調定状況

（単位：千円，%）

		26年度 (A)	27年度 (B)	増減 (B) - (A)	対前年度 (B) / (A)
土地の取得		2,957,523 <17,454>	2,966,412 <18,163>	8,889 <709>	100.3
家屋	新・増・改築による取得	1,818,259 <2,666>	2,675,839 <2,932>	857,580 <266>	147.2
	売買等による取得	2,117,008 <8,240>	2,033,181 <8,781>	▲83,827 <541>	96.0

※<>内は調定件数

○ 県たばこ税【3,141百万円】

たばこの販売本数が減少したため、前年度比99.2%（27百万円の減）と前年度を下回った。

○ 滞納整理の状況

平成27年度末の収入未済額は6,343百万円で前年度比88.7%（811百万円の減）、収入率は98.0%で前年度より0.5%上昇した。

## (平成27年度県税収入前年比較)

(単位:円, %)

区 分 税 目	平成27年度 決算額	平成26年度 決算額	差引増減額	増減比率	増減寄与度
県 民 税	124,409,053,451	125,378,568,251	△ 969,514,800	△ 0.77	△ 0.32
個 人	106,720,937,465	105,138,546,129	1,582,391,336	1.51	0.52
均等割・所得割	99,462,641,439	97,406,693,059	2,055,948,380	2.11	0.68
配 当 割	3,806,858,793	5,022,444,377	△ 1,215,585,584	△ 24.20	△ 0.40
株式等譲渡所得割	3,451,437,233	2,709,408,693	742,028,540	27.39	0.25
法 人	15,984,236,142	18,232,116,445	△ 2,247,880,303	△ 12.33	△ 0.74
利 子 割	1,703,879,844	2,007,905,677	△ 304,025,833	△ 15.14	△ 0.10
事 業 税	71,742,085,529	62,782,173,879	8,959,911,650	14.27	2.96
個 人	3,717,570,692	3,515,060,428	202,510,264	5.76	0.07
法 人	68,024,514,837	59,267,113,451	8,757,401,386	14.78	2.89
地 方 消 費 税	76,177,836,410	45,347,153,820	30,830,682,590	67.99	10.18
譲 渡 割	62,681,747,191	33,001,284,048	29,680,463,143	89.94	9.80
貨 物 割	13,496,089,219	12,345,869,772	1,150,219,447	9.32	0.38
不 動 産 取 得 税	7,519,183,418	6,678,330,657	840,852,761	12.59	0.28
県 た ば こ 税	3,141,288,349	3,167,616,202	△ 26,327,853	△ 0.83	△ 0.01
ゴ ル フ 場 利 用 税	779,372,300	780,842,000	△ 1,469,700	△ 0.19	△ 0.00
自 動 車 税	33,157,630,663	33,438,063,296	△ 280,432,633	△ 0.84	△ 0.09
鉦 区 税	4,779,700	4,836,400	△ 56,700	△ 1.17	△ 0.00
自 動 車 取 得 税	2,922,756,200	1,719,593,300	1,203,162,900	69.97	0.40
軽 油 引 取 税	22,774,202,603	22,942,669,428	△ 168,466,825	△ 0.73	△ 0.06
狩 猟 税	25,277,500	37,456,500	△ 12,179,000	△ 32.52	△ 0.00
産 業 廃 棄 物 埋 立 税	520,291,257	543,019,216	△ 22,727,959	△ 4.19	△ 0.01
県 税 計	343,173,757,380	302,820,322,949	40,353,434,431	13.33	13.33

## 2 県税収入予算額と決算額

(単位:千円)

税 目	予 算 額	決 算 額		決算額 ×100 予算額	決算額－予算額
		金 額	構成比		
平成 21 年 度 総 計	294,463,030	298,629,315	—	101.4	4,166,285
平成 22 年 度 総 計	274,529,030	280,976,235	—	102.3	6,447,205
平成 23 年 度 総 計	273,504,010	275,185,982	—	100.6	1,681,972
平成 24 年 度 総 計	277,615,000	280,410,269	—	101.0	2,795,269
平成 25 年 度 総 計	289,648,000	291,147,226	—	100.5	1,499,226
平成 26 年 度 総 計	301,688,000	302,820,323	—	100.4	1,132,323
<b>平成 27 年 度 総 計</b>	<b>341,917,040</b>	<b>343,173,757</b>	<b>100.0</b>	<b>100.4</b>	<b>1,256,717</b>
( 内 訳 )					
個 人 県 民 税	106,273,000	106,720,938	31.1	100.4	447,938
均等割・所得割	98,850,000	99,462,642	29.0	100.6	612,642
配 当 割	3,950,000	3,806,859	1.1	96.4	△ 143,141
株式等譲渡所得割	3,473,000	3,451,437	1.0	99.4	△ 21,563
法 人 県 民 税	16,123,000	15,984,236	4.7	99.1	△ 138,764
県 民 税 利 子 割	1,737,000	1,703,880	0.5	98.1	△ 33,120
個 人 事 業 税	3,670,000	3,717,571	1.1	101.3	47,571
法 人 事 業 税	68,979,000	68,024,515	19.8	98.6	△ 954,485
地 方 消 費 税 譲 渡 割	60,435,000	62,681,747	18.3	103.7	2,246,747
地 方 消 費 税 貨 物 割	14,154,000	13,496,089	3.9	95.4	△ 657,911
不 動 産 取 得 税	7,221,000	7,519,183	2.2	104.1	298,183
県 た ば こ 税	3,144,000	3,141,288	0.9	99.9	△ 2,712
ゴ ル フ 場 利 用 税	761,000	779,372	0.2	102.4	18,372
自 動 車 税	33,007,000	33,157,631	9.7	100.5	150,631
鉦 区 税	5,000	4,780	0.0	95.6	△ 220
自 動 車 取 得 税	2,959,020	2,922,756	0.8	98.8	△ 36,264
軽 油 引 取 税	22,913,020	22,774,202	6.6	99.4	△ 138,818
狩 猟 税	25,000	25,278	0.0	101.1	278
産 業 廃 棄 物 埋 立 税	511,000	520,291	0.2	101.8	9,291

(注) 予算額は最終予算を示す。

内訳における自動車取得税及び軽油引取税は、新法と旧法の合算額を記載している。

### 3 県税調定収入累年比較

税 目	調 定		
	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
総 額	350,182,714,878	310,725,848,824	299,994,165,019
( 内 訳 )			
普 通 税	349,637,146,121	310,145,369,008	299,444,384,807
個 人 県 民 税	111,903,747,539	110,898,917,150	109,358,288,242
均等割・所得割	104,645,451,513	103,167,064,080	102,750,079,133
配 当 割	3,806,858,793	5,022,444,377	2,612,307,288
株式等譲渡所得割	3,451,437,233	2,709,408,693	3,995,901,821
法 人 県 民 税	16,069,398,941	18,328,733,244	16,415,245,569
県 民 税 利 子 割	1,703,879,844	2,007,905,677	2,214,522,112
個 人 事 業 税	3,852,312,209	3,673,533,646	3,537,565,436
法 人 事 業 税	68,209,301,116	59,465,438,850	54,737,166,080
地 方 消 費 税 譲 渡 割	62,681,747,191	33,001,284,048	31,415,968,105
地 方 消 費 税 貨 物 割	13,496,089,219	12,345,869,772	8,179,845,556
不 動 産 取 得 税	8,058,209,477	7,338,523,689	7,281,684,997
県 た ば こ 税	3,141,288,349	3,167,616,202	3,528,563,923
ゴ ル フ 場 利 用 税	779,851,600	782,292,900	820,682,400
自 動 車 取 得 税	2,922,756,200	1,719,593,300	3,998,540,900
軽 油 引 取 税	23,289,976,775	23,484,904,809	23,485,478,454
自 動 車 税	33,523,807,961	33,925,919,321	34,465,986,933
鉱 区 税	4,779,700	4,836,400	4,846,100
目 的 税	545,568,757	580,479,816	549,780,212
( 旧 法 ) 自 動 車 取 得 税	—	—	—
( 旧 法 ) 軽 油 引 取 税	—	—	—
狩 猟 税	25,277,500	37,460,600	37,164,800
産 業 廃 棄 物 埋 立 税	520,291,257	543,019,216	512,615,412

(注) 収入率 =  $\frac{\text{収入税額}}{\text{調定税額}} \times 100$

(単位:円, %)

収 入			収 入 率		
平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	27	26	25
<b>343,173,757,380</b>	<b>302,820,322,949</b>	<b>291,147,225,690</b>	<b>98.0</b>	<b>97.5</b>	<b>97.1</b>
<b>342,628,188,623</b>	<b>302,239,847,233</b>	<b>290,597,445,478</b>	<b>98.0</b>	<b>97.5</b>	<b>97.0</b>
106,720,937,465	105,138,546,129	103,005,598,783	95.4	94.8	94.2
99,462,641,439	97,406,693,059	96,397,389,674	95.0	94.4	93.8
3,806,858,793	5,022,444,377	2,612,307,288	100.0	100.0	100.0
3,451,437,233	2,709,408,693	3,995,901,821	100.0	100.0	100.0
15,984,236,142	18,232,116,445	16,305,897,484	99.5	99.5	99.3
1,703,879,844	2,007,905,677	2,214,522,112	100.0	100.0	100.0
3,717,570,692	3,515,060,428	3,332,508,819	96.5	95.7	94.2
68,024,514,837	59,267,113,451	54,484,435,616	99.7	99.7	99.5
62,681,747,191	33,001,284,048	31,415,968,105	100.0	100.0	100.0
13,496,089,219	12,345,869,772	8,179,845,556	100.0	100.0	100.0
7,519,183,418	6,678,330,657	6,549,934,608	93.3	91.0	90.0
3,141,288,349	3,167,616,202	3,528,563,923	100.0	100.0	100.0
779,372,300	780,842,000	810,436,900	99.9	99.8	98.8
2,922,756,200	1,719,593,300	3,998,540,900	100.0	100.0	100.0
22,774,202,603	22,942,669,428	22,928,039,067	97.8	97.7	97.6
33,157,630,663	33,438,063,296	33,838,307,505	98.9	98.6	98.2
4,779,700	4,836,400	4,846,100	100.0	100.0	100.0
<b>545,568,757</b>	<b>580,475,716</b>	<b>549,780,212</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
25,277,500	37,456,500	37,164,800	100.0	100.0	100.0
520,291,257	543,019,216	512,615,412	100.0	100.0	100.0

4(1) 税目別収入状況(総括)

税目	調定		収入		収入		
	税額	件数	税額	件数	納期内収入		納期限後差押
					税額	件数	税額
総計	350,182,714,878	4,174,245	343,173,757,380	4,009,894	325,514,442,184	3,772,928	17,543,715,372
(内訳)							
普通税	349,637,146,121	4,170,096	342,628,188,623	4,005,745	324,971,805,067	3,768,794	17,540,783,732
個人県民税	111,903,747,539	2,781,440	106,720,937,465	2,634,208	105,337,053,432	2,591,193	1,383,884,033
均等割・所得割	104,645,451,513	2,774,052	99,462,641,439	2,626,820	98,079,972,772	2,583,918	1,382,668,667
配当割	3,806,858,793	6,830	3,806,858,793	6,830	3,805,663,313	6,718	1,195,480
株式等譲渡所得割	3,451,437,233	558	3,451,437,233	558	3,451,417,347	557	19,886
法人県民税	16,069,398,941	132,524	15,984,236,142	129,636	15,683,443,267	118,181	293,954,715
県民税利子割	1,703,879,844	12,196	1,703,879,844	12,196	1,702,042,263	12,126	1,837,581
個人事業税	3,852,312,209	44,191	3,717,570,692	43,004	3,237,951,600	35,999	462,209,045
法人事業税	68,209,301,116	60,758	68,024,514,837	60,160	67,337,801,735	55,187	682,077,623
地方消費税譲渡割	62,681,747,191	12	62,681,747,191	12	62,681,747,191	12	—
地方消費税貨物割	13,496,089,219	12	13,496,089,219	12	13,496,089,219	12	—
不動産取得税	8,058,209,477	31,143	7,519,183,418	29,397	7,038,958,187	25,767	462,246,989
県たばこ税	3,141,288,349	108	3,141,288,349	108	3,141,286,666	107	1,683
ゴルフ場利用税	779,851,600	593	779,372,300	592	748,179,200	569	31,193,100
自動車取得税	2,922,756,200	88,996	2,922,756,200	88,996	2,922,756,200	88,996	—
軽油引取税	23,289,976,775	3,542	22,774,202,603	3,508	14,596,435,773	2,922	8,177,766,830
自動車税	33,523,807,961	1,014,470	33,157,630,663	1,003,805	27,043,280,634	837,612	6,045,612,133
鉦区税	4,779,700	111	4,779,700	111	4,779,700	111	—
目的税	545,568,757	4,149	545,568,757	4,149	542,637,117	4,134	2,931,640
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—
狩猟税	25,277,500	3,675	25,277,500	3,675	25,273,400	3,673	4,100
産業廃棄物埋立税	520,291,257	474	520,291,257	474	517,363,717	461	2,927,540

(注) 1 収入率=収入税額/調定税額×100

2 個人県民税の均等割・所得割については、各市町から県への払込が期限内に行われたものを「納期内収入」に記載している。

3 過誤納件数は、収入件数に含まれない数値である。

4 旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。



#### 4(2) 税目別収入状況(現年課税分)

税 目	調 定		収 入		収 入		
	税 額	件 数	税 額	件 数	納 期 内 収 入		納期限後差押
					税 額	件 数	税 額
総 計	343,294,398,647	4,002,630	340,928,080,225	3,960,851	325,514,442,184	3,772,928	15,368,563,711
( 内 訳 )							
普 通 税	342,748,833,990	3,998,483	340,382,515,568	3,956,704	324,971,805,067	3,768,794	15,365,636,171
個 人 県 民 税	106,707,383,282	2,627,157	105,338,268,798	2,591,306	105,337,053,432	2,591,193	1,215,366
均 等 割 ・ 所 得 割	99,449,087,256	2,619,769	98,079,972,772	2,583,918	98,079,972,772	2,583,918	—
配 当 割	3,806,858,793	6,830	3,806,858,793	6,830	3,805,663,313	6,718	1,195,480
株 式 等 譲 渡 所 得 割	3,451,437,233	558	3,451,437,233	558	3,451,417,347	557	19,886
法 人 県 民 税	15,987,845,711	129,751	15,964,022,691	128,787	15,683,443,267	118,181	278,847,857
県 民 税 利 子 割	1,703,879,844	12,196	1,703,879,844	12,196	1,702,042,263	12,126	1,837,581
個 人 事 業 税	3,717,919,800	42,968	3,683,372,526	42,551	3,237,951,600	35,999	438,632,128
法 人 事 業 税	68,047,104,200	60,215	68,002,311,206	59,976	67,337,801,735	55,187	663,838,771
地 方 消 費 税 譲 渡 割	62,681,747,191	12	62,681,747,191	12	62,681,747,191	12	—
地 方 消 費 税 貨 物 割	13,496,089,219	12	13,496,089,219	12	13,496,089,219	12	—
不 動 産 取 得 税	7,675,432,000	29,876	7,423,695,119	28,923	7,038,958,187	25,767	383,058,815
県 た ば こ 税	3,141,288,349	108	3,141,288,349	108	3,141,286,666	107	1,683
ゴ ル フ 場 利 用 税	778,400,700	591	777,921,400	590	748,179,200	569	29,742,200
自 動 車 取 得 税	2,922,756,200	88,996	2,922,756,200	88,996	2,922,756,200	88,996	—
軽 油 引 取 税	22,747,741,394	3,506	22,236,229,307	3,488	14,596,435,773	2,922	7,639,793,534
自 動 車 税	33,136,466,400	1,002,984	33,006,154,018	999,648	27,043,280,634	837,612	5,928,668,236
鋳 区 税	4,779,700	111	4,779,700	111	4,779,700	111	—
目 的 税	545,564,657	4,147	545,564,657	4,147	542,637,117	4,134	2,927,540
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	25,273,400	3,673	25,273,400	3,673	25,273,400	3,673	—
産 業 廃 棄 物 埋 立 税	520,291,257	474	520,291,257	474	517,363,717	461	2,927,540

(注) 1 収入率=収入税額/調定税額×100

2 個人県民税の均等割・所得割については、各市町から県への払込が期限内に行われたものを「納期内収入」に記載している。

3 過誤納件数は、収入件数に含まれない数値である。

4 旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。



#### 4(3) 税目別収入状況(滞納繰越分)

税 目	調 定		収 入		収 入		
	税 額	件 数	税 額	件 数	納 期 内 収 入		納期限後差押
					税 額	件 数	税 額
総 計	6,888,316,231	171,615	2,245,677,155	49,043	—	—	2,175,151,661
( 内 訳 )							
普 通 税	6,888,312,131	171,613	2,245,673,055	49,041	—	—	2,175,147,561
個人県民税	5,196,364,257	154,283	1,382,668,667	42,902	—	—	1,382,668,667
均等割・所得割	5,196,364,257	154,283	1,382,668,667	42,902	—	—	1,382,668,667
配 当 割	—	—	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—
法人県民税	81,553,230	2,773	20,213,451	849	—	—	15,106,858
県民税利子割	—	—	—	—	—	—	—
個人事業税	134,392,409	1,223	34,198,166	453	—	—	23,576,917
法人事業税	162,196,916	543	22,203,631	184	—	—	18,238,852
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	382,777,477	1,267	95,488,299	474	—	—	79,188,174
県たばこ税	—	—	—	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	1,450,900	2	1,450,900	2	—	—	1,450,900
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	542,235,381	36	537,973,296	20	—	—	537,973,296
自動車税	387,341,561	11,486	151,476,645	4,157	—	—	116,943,897
鋳 区 税	—	—	—	—	—	—	—
目 的 税	4,100	2	4,100	2	—	—	4,100
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	4,100	2	4,100	2	—	—	4,100
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 収入率=収入税額/調定税額×100

2 個人県民税の均等割・所得割については、各市町から県への払込が期限内に行われたものを「納期内収入」に記載している。

3 過誤納件数は、収入件数に含まれない数値である。

4 旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。



5(1) 県税事務所別収入状況(総括)

所 名	調 定		収 入		収 入		
	税 額	件 数	税 額	件 数	納 期 内 収 入		納期限後差押
					税 額	件 数	税 額
平成21年度総計	309,337,630,925	4,391,076	298,629,315,257	4,119,305	278,506,735,918	3,812,758	19,785,656,683
平成22年度総計	291,096,586,273	4,302,481	280,976,234,501	4,045,965	261,678,623,271	3,743,986	19,089,233,222
平成23年度総計	284,927,009,382	4,251,371	275,185,982,227	4,005,261	256,324,097,484	3,719,928	18,654,660,131
平成24年度総計	289,889,896,010	4,235,102	280,410,268,926	4,004,162	262,197,323,905	3,730,595	18,071,992,521
平成25年度総計	299,994,165,019	4,207,629	291,147,225,690	3,993,002	272,506,075,438	3,727,481	18,517,794,013
平成26年度総計	310,725,848,824	4,161,946	302,820,322,949	3,969,616	284,864,599,679	3,719,792	17,830,982,922
平成27年度総計	350,182,714,878	4,174,245	343,173,757,380	4,009,894	325,514,442,184	3,772,928	17,543,715,372
(内 訳)							
西 部	212,311,482,361	2,825,165	207,036,324,618	2,708,515	192,167,389,685	2,547,047	14,784,457,443
東 部	49,319,226,855	1,057,541	47,773,961,102	1,015,822	45,311,084,712	949,432	2,435,791,677
北 部	4,415,575,946	125,380	4,227,041,944	119,398	3,902,467,294	110,304	320,537,029
本 庁	84,136,429,716	166,159	84,136,429,716	166,159	84,133,500,493	166,145	2,929,223

(注) 収入率＝収入税額／調定税額×100



## 5(2) 県税事務所別収入状況(現年課税分)

所 名	調 定		収 入		収 入		
	税 額	件 数	税 額	件 数	納 期 内 収 入		納期限後差押
					税 額	件 数	税 額
平成21年度総計	300,249,101,322	4,137,668	295,895,513,686	4,053,325	278,506,735,918	3,812,758	17,302,504,569
平成22年度総計	281,225,607,407	4,039,176	278,032,025,189	3,973,936	261,678,623,271	3,743,986	16,321,223,311
平成23年度総計	275,615,900,855	4,002,461	272,483,719,918	3,940,220	256,324,097,484	3,719,928	16,125,301,689
平成24年度総計	280,929,478,412	4,000,295	277,749,654,509	3,941,205	262,197,323,905	3,730,595	15,522,611,962
平成25年度総計	291,597,412,937	3,987,977	288,430,947,888	3,932,233	272,506,075,438	3,727,481	15,887,104,716
平成26年度総計	302,920,517,069	3,958,574	300,308,892,343	3,912,560	284,864,599,679	3,719,792	15,408,303,454
平成27年度総計	343,294,398,647	4,002,630	340,928,080,225	3,960,851	325,514,442,184	3,772,928	15,368,563,711
(内 訳)							
西 部	207,141,111,431	2,704,305	205,228,289,614	2,674,698	192,167,389,685	2,547,047	13,027,005,682
東 部	47,769,007,975	1,012,319	47,367,578,440	1,001,831	45,311,084,712	949,432	2,046,866,306
北 部	4,247,849,525	119,847	4,195,782,455	118,163	3,902,467,294	110,304	291,762,500
本 庁	84,136,429,716	166,159	84,136,429,716	166,159	84,133,500,493	166,145	2,929,223

(注) 収入率＝収入税額／調定税額×100



5(3) 県税事務所別収入状況(滞納繰越分)

所 名	調 定		収 入		収 入		
	税 額	件 数	税 額	件 数	納 期 内 収 入		納期限後差押
					税 額	件 数	税 額
平成21年度総計	9,088,529,603	253,408	2,733,801,571	65,980	—	—	2,483,152,114
平成22年度総計	9,870,978,866	263,305	2,944,209,312	72,029	—	—	2,768,009,911
平成23年度総計	9,311,108,527	248,910	2,702,262,309	65,041	—	—	2,529,358,442
平成24年度総計	8,960,417,598	234,807	2,660,614,417	62,957	—	—	2,549,380,559
平成25年度総計	8,396,752,082	219,652	2,716,277,802	60,769	—	—	2,630,689,297
平成26年度総計	7,805,331,755	203,372	2,511,430,606	57,056	—	—	2,422,679,468
平成27年度総計	6,888,316,231	171,615	2,245,677,155	49,043	—	—	2,175,151,661
(内 訳)							
西 部	5,170,370,930	120,860	1,808,035,004	33,817	—	—	1,757,451,761
東 部	1,550,218,880	45,222	406,382,662	13,991	—	—	388,925,371
北 部	167,726,421	5,533	31,259,489	1,235	—	—	28,774,529
本 庁	—	—	—	—	—	—	—

(注) 収入率＝収入税額／調定税額×100



## 6(1) 収入未済状況(税目別,賦課年度別)

税 目	計		平成 27 年度		平成 26 年度	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	6,343,434,225	149,194	2,366,286,166	41,777	269,183,019	2,629
(内 訳)						
普 通 税	6,343,434,225	149,194	2,366,286,166	41,777	269,183,019	2,629
個人県民税	4,649,377,753	134,621	1,369,114,484	35,851	—	—
均等割・所得割	4,649,377,753	134,621	1,369,114,484	35,851	—	—
配当割	—	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—
法人県民税	71,915,683	2,355	23,790,764	962	14,856,921	396
県民税利子割	—	—	—	—	—	—
個人事業税	108,735,804	1,014	34,547,274	417	30,054,172	231
法人事業税	170,033,308	500	44,792,994	239	34,608,255	72
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	514,077,164	1,671	251,736,881	953	136,689,069	389
県たばこ税	—	—	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	479,300	1	479,300	1	—	—
自動車取得税	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	515,774,172	34	511,512,087	18	2,777,501	9
自動車税	313,041,041	8,998	130,312,382	3,336	50,197,101	1,532
鉱区税	—	—	—	—	—	—
目的税	—	—	—	—	—	—
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	—

(注) 個人県民税の滞納繰越分(平成26年度以前のもの)は、賦課年度が不明のため合計欄のみ記入した。したがって賦課年度別旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。

(単位:円)

平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度		平成 22 年度 以前	
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
206,659,383	2,092	82,781,681	1,968	64,837,362	1,282	73,423,345	676
206,659,383	2,092	82,781,681	1,968	64,837,362	1,282	73,423,345	676
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
18,179,351	365	7,693,611	327	5,225,676	214	2,169,360	91
—	—	—	—	—	—	—	—
19,926,080	114	13,755,594	122	4,363,201	63	6,089,483	67
54,450,276	59	7,507,827	57	12,091,121	44	16,582,835	29
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
70,185,304	137	8,106,577	61	11,982,263	53	35,377,070	78
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	1,484,584	7
43,918,372	1,417	45,718,072	1,401	31,175,101	908	11,720,013	404
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—

を合算したものが合計欄の数値と合致しない。

6(2) 収入未済状況(県税事務所別,賦課年度別)

所 名	計		平成 27 年 度		平成 26 年 度	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	6,343,434,225	149,194	2,366,286,166	41,777	269,183,019	2,629
(内 訳)						
西 部	4,814,132,612	105,119	1,912,800,817	29,606	199,678,821	1,914
東 部	1,364,516,082	38,555	401,418,279	10,487	63,982,396	622
北 部	164,785,531	5,520	52,067,070	1,684	5,521,802	93
本 庁	—	—	—	—	—	—

(注) 個人県民税の滞納繰越分(平成26年度以前のものは、賦課年度が不明のため合計欄のみ記入した。したがって賦課年度別

(単位:円)

平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度		平成 22 年度 以前	
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
206,659,383	2,092	82,781,681	1,968	64,837,362	1,282	73,423,345	676
166,828,397	1,523	61,626,269	1,413	46,534,676	841	39,172,746	379
34,853,452	488	18,857,011	492	17,057,235	397	9,642,024	245
4,977,534	81	2,298,401	63	1,245,451	44	24,608,575	52
—	—	—	—	—	—	—	—

を合算したものが合計欄の数値と合致しない。

6(3) 収入未済状況(税目別,理由別)

税 目	合 計		徴収嘱託中		財産差押中		参加差押中		交付要求中	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	6,343,434,225	149,194	—	—	55,033,413	469	7,099,500	7	4,960,244	93
( 内 訳 )										
普 通 税	6,343,434,225	149,194	—	—	55,033,413	469	7,099,500	7	4,960,244	93
個人県民税	4,649,377,753	134,621	—	—	—	—	—	—	—	—
均等割・所得割	4,649,377,753	134,621	—	—	—	—	—	—	—	—
配 当 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人県民税	71,915,683	2,355	—	—	3,582,725	78	—	—	1,760,608	45
県民税利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人事業税	108,735,804	1,014	—	—	2,491,489	41	—	—	158,909	4
法人事業税	170,033,308	500	—	—	11,478,884	13	7,010,700	5	1,300,154	8
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	514,077,164	1,671	—	—	28,066,721	52	—	—	364,900	5
県たばこ税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	479,300	1	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	515,774,172	34	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車税	313,041,041	8,998	—	—	9,413,594	285	88,800	2	1,375,673	31
鉦 区 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目 的 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 個人県民税は、処理状況が不明のため、一括して「調査・折衝中」の欄に計上した。

「納付確認済」欄の数値は、出納閉鎖期日後、資料調整までの間において、納付が確認されたものを計上している。



6(4) 収入未済状況(県税事務所別,理由別)

所 名	合 計		徴収嘱託中		財産差押中		参加差押中		交付要求中	
	税 額	件 数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数
平成21年度総計	10,140,607,885	253,917	—	—	193,725,869	1,506	86,439,528	134	66,411,485	530
平成22年度総計	9,542,365,280	238,798	—	—	182,772,552	1,122	12,318,697	61	109,354,922	319
平成23年度総計	9,123,465,404	228,345	—	—	164,947,154	705	7,557,876	34	14,246,380	205
平成24年度総計	8,549,315,669	213,563	—	—	104,567,417	649	3,045,939	25	10,932,752	167
平成25年度総計	8,072,143,495	197,083	—	—	83,559,507	518	32,629,411	19	11,220,647	195
平成26年度総計	7,153,096,697	174,985	—	—	68,233,765	456	7,160,700	7	3,472,091	93
平成27年度総計	6,343,434,225	149,194	—	—	55,033,413	469	7,099,500	7	4,960,244	93
( 内 訳 )										
西 部	4,814,132,612	105,119	—	—	23,329,964	243	—	—	4,290,920	71
東 部	1,364,516,082	38,555	—	—	11,741,771	206	7,099,500	7	441,355	14
北 部	164,785,531	5,520	—	—	19,961,678	20	—	—	227,969	8
本 庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 個人県民税は、処理状況が不明のため、一括して「調査・折衝中」の欄に計上した。

「納付確認済」欄の数値は、出納閉鎖期日後、資料調整までの間において、納付が確認されたものを計上している。



7(1) 滞納処分の停止状況(税目別, 停止年度別)

税 目	合 計		平成 27 年 度	
	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	309,841,183	5,901	111,480,872	1,983
(内 訳)				
普 通 税	309,841,183	5,901	111,480,872	1,983
個人県民税	—	—	—	—
均等割・所得割	—	—	—	—
配当割	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—
法人県民税	32,124,466	1,058	11,544,950	317
県民税利子割	—	—	—	—
個人事業税	53,542,308	382	21,112,234	120
法人事業税	55,351,109	171	20,267,760	41
地方消費税譲渡割	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—
不動産取得税	40,146,546	172	13,941,485	63
県たばこ税	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—
軽油引取税	1,484,584	7	—	—
自動車税	127,192,170	4,111	44,614,443	1,442
鉦 区 税	—	—	—	—
目 的 税	—	—	—	—
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—

(注) 個人県民税は、停止年度の区分が不明のため計上していない。  
旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。



7(2) 滞納処分の停止状況(県税事務所別, 停止年度別)

所 名	合 計		平成 27 年 度	
	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	309,841,183	5,901	111,480,872	1,983
(内 訳)				
西 部	230,695,321	4,352	74,739,013	1,597
東 部	66,337,159	1,352	28,820,597	318
北 部	12,808,703	197	7,921,262	68
本 庁	—	—	—	—

(単位:円)

平成 26 年 度		平成 25 年 度	
税 額	件 数	税 額	件 数
92,208,070	2,062	106,152,241	1,856
74,026,513	1,532	81,929,795	1,223
15,729,646	480	21,786,916	554
2,451,911	50	2,435,530	79
—	—	—	—

## 8(1) 欠損処分状況(税目別, 賦課年度別)

税 目	合 計		平成27年度		平成26年度		平成25年度		平成24年度	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	665,523,273	15,157	32,256	2	2,960,287	6	215,991	11	13,182,761	236
(内 訳)										
普 通 税	665,523,273	15,157	32,256	2	2,960,287	6	215,991	11	13,182,761	236
個人県民税	533,432,321	12,611	—	—	—	—	—	—	—	—
均等割・所得割	533,432,321	12,611	—	—	—	—	—	—	—	—
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人県民税	13,247,116	533	32,256	2	578,187	3	171,591	9	1,371,641	65
県民税利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人事業税	26,005,713	173	—	—	—	—	—	—	8,573,315	13
法人事業税	14,752,971	98	—	—	2,347,400	2	—	—	133,800	6
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	24,948,895	75	—	—	—	—	—	—	205,300	2
県たばこ税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車税	53,136,257	1,667	—	—	34,700	1	44,400	2	2,898,705	150
鉱 区 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目 的 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)個人県民税については、賦課年度が不明のため合計欄にのみ計上している。このため、賦課年度別を合算したものが合計欄の数字と旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。

(単位:円)

平成23年度		平成22年度		平成21年度		平成20年度		平成19年度以前	
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
40,309,987	855	52,643,191	1,051	9,258,695	189	5,410,499	110	8,077,285	86
40,309,987	855	52,643,191	1,051	9,258,695	189	5,410,499	110	8,077,285	86
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4,514,731	202	5,137,827	193	581,322	31	440,946	19	418,615	9
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5,290,373	49	3,907,599	46	2,861,113	34	1,303,018	19	4,070,295	12
1,945,596	35	7,928,599	36	670,160	9	561,200	6	1,166,216	4
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11,443,953	32	9,037,909	21	1,857,583	6	1,463,000	8	941,150	6
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17,115,334	537	26,631,257	755	3,288,517	109	1,642,335	58	1,481,009	55
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

合致しない。

## 8(2) 欠損処分状況(税目別, 理由別)

税 目	合 計		法第18条第1項該当 ( 5 年 )		小
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
総 計	665,523,273	15,157	119,120,398	3,936	546,402,875
(内 訳)					
普 通 税	665,523,273	15,157	119,120,398	3,936	546,402,875
個人県民税	533,432,321	12,611	119,120,398	3,936	414,311,923
均等割・所得割	533,432,321	12,611	119,120,398	3,936	414,311,923
配当割	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—
法人県民税	13,247,116	533	—	—	13,247,116
県民税利子割	—	—	—	—	—
個人事業税	26,005,713	173	—	—	26,005,713
法人事業税	14,752,971	98	—	—	14,752,971
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—
不動産取得税	24,948,895	75	—	—	24,948,895
県たばこ税	—	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	—	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—	—
軽油引取税	—	—	—	—	—
自動車税	53,136,257	1,667	—	—	53,136,257
鉱区税	—	—	—	—	—
目 的 税	—	—	—	—	—
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—

(注) 旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。



## 8(3) 欠損処分状況(県税事務所別, 理由別)

所 名	合 計		法第18条第1項該当 ( 5 年 )		小
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
総 計	665,523,273	15,157	119,120,398	3,936	546,402,875
(内 訳)					
西 部	461,025,131	11,531	114,530,360	3,725	346,494,771
東 部	180,749,671	3,164	3,514,126	154	177,235,545
北 部	23,748,471	462	1,075,912	57	22,672,559
本 庁	—	—	—	—	—

(単位:円)

## 滞 納 処 分 の 停 止 中 の も の

計	法第15条の7第4項該当 ( 3 年 )		法第18条第1項該当 ( 5 年 )		法第15条の7第5項該当 ( 即 時 )	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
11,221	343,043,398	6,449	159,178,219	4,277	44,181,258	495
7,806	206,331,645	4,509	106,097,729	2,916	34,065,397	381
3,010	116,734,393	1,613	51,281,900	1,308	9,219,252	89
405	19,977,360	327	1,798,590	53	896,609	25
—	—	—	—	—	—	—

9(1) 加算金収入状況(加算金別)

(単位:円, %)

区 分	調 定		収 入		不納欠損処分		収 入 未 済		収 入 率
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	
平成21年度総計	456,197,808	2,714	198,843,313	1,937	17,541,298	84	239,813,197	693	43.6
平成22年度総計	382,714,797	2,594	169,254,193	1,778	14,575,193	95	198,885,411	721	44.2
平成23年度総計	324,420,368	2,616	142,314,441	1,882	14,402,357	124	167,703,570	610	43.9
平成24年度総計	266,998,264	2,235	115,020,775	1,586	73,038,449	137	78,939,040	512	43.1
平成25年度総計	167,827,214	1,853	72,797,207	1,313	22,032,855	59	72,997,152	481	43.4
平成26年度総計	139,118,090	1,747	67,398,988	1,295	13,796,737	44	57,922,365	408	48.4
平成27年度総計	118,059,470	1,861	64,009,073	1,430	5,647,905	83	48,402,492	348	54.2
( 内 訳 )									
過少申告加算金	5,890,208	245	2,653,985	224	19,410	6	3,216,813	15	45.1
不申告加算金	5,473,881	500	2,331,936	307	367,607	36	2,774,338	157	42.6
重 加 算 金	106,695,381	1,116	59,023,152	899	5,260,888	41	42,411,341	176	55.3

(注) 収入率=収入額/調定額×100

9(2) 加算金収入状況(県税事務所別・加算金別)

(単位:円, %)

所名	加算金区分	調 定		収 入		不納欠損処分		収 入 未 済		収 入 率
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	
西 部	過少申告加算金	5,229,324	203	2,044,692	186	10,319	3	3,174,313	14	39.1
	不申告加算金	4,709,503	382	2,033,415	232	282,625	27	2,393,463	123	43.2
	重 加 算 金	74,566,868	835	43,728,116	654	4,791,052	35	26,047,700	146	58.6
	計	84,505,695	1,420	47,806,223	1,072	5,083,996	65	31,615,476	283	56.6
東 部	過少申告加算金	330,081	37	320,990	34	9,091	3	—	—	97.2
	不申告加算金	583,468	92	222,350	58	78,789	8	282,329	26	38.1
	重 加 算 金	27,752,199	252	14,157,939	225	432,200	4	13,162,060	23	51.0
	計	28,665,748	381	14,701,279	317	520,080	15	13,444,389	49	51.3
北 部	過少申告加算金	47,803	4	5,303	3	—	—	42,500	1	11.1
	不申告加算金	159,210	22	54,471	13	6,193	1	98,546	8	34.2
	重 加 算 金	4,376,314	29	1,137,097	20	37,636	2	3,201,581	7	26.0
	計	4,583,327	55	1,196,871	36	43,829	3	3,342,627	16	26.1
本 庁	過少申告加算金	283,000	1	283,000	1	—	—	—	—	100.0
	不申告加算金	21,700	4	21,700	4	—	—	—	—	100.0
	重 加 算 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	304,700	5	304,700	5	—	—	—	—	100.0
県 計	過少申告加算金	5,890,208	245	2,653,985	224	19,410	6	3,216,813	15	45.1
	不申告加算金	5,473,881	500	2,331,936	307	367,607	36	2,774,338	157	42.6
	重 加 算 金	106,695,381	1,116	59,023,152	899	5,260,888	41	42,411,341	176	55.3
	計	118,059,470	1,861	64,009,073	1,430	5,647,905	83	48,402,492	348	54.2

(注) 収入率=収入額/調定額×100

9(3) 加算金収入未済処理状況(加算金別)

区 分	合 計		徴収嘱託中		財産差押中		参加差押中		交付要求中	
	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数
平成 21 年度 総 計	239,813,197	693	—	—	1,336,900	16	1,238,776	6	4,374,000	13
平成 22 年度 総 計	198,885,411	721	—	—	7,777,923	24	980,200	7	20,727,100	13
平成 23 年度 総 計	167,703,570	610	—	—	2,330,533	40	691,200	3	77,400	5
平成 24 年度 総 計	78,939,040	512	—	—	537,483	21	—	—	50,861	5
平成 25 年度 総 計	72,997,152	481	—	—	3,232,626	28	5,928,150	1	8,919	3
平成 26 年度 総 計	57,922,365	418	—	—	6,803,378	23	—	—	233,313	6
<b>平成 27 年度 総 計</b>	<b>48,402,492</b>	<b>348</b>	—	—	<b>704,742</b>	<b>13</b>	—	—	<b>362,099</b>	<b>4</b>
( 内 訳 )										
過 少 申 告 加 算 金	3,216,813	15	—	—	—	—	—	—	—	—
不 申 告 加 算 金	2,774,338	157	—	—	53,287	6	—	—	—	—
重 加 算 金	42,411,341	176	—	—	651,455	7	—	—	362,099	4

(注)「納付確認済」欄の数値は、出納閉鎖期日後、資料調整までの間において、納付が確認されたものを計上している。

(単位:円)

徴収猶予中		換価の猶予中		滞納処分の停止中		調査・折衝中		納付確認済	
金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
—	—	—	—	63,927,511	289	163,721,002	357	5,215,008	12
—	—	—	—	67,615,295	269	100,222,317	395	1,562,576	13
—	—	9,004	1	88,873,402	219	75,437,102	336	284,929	6
—	—	1,721,966	6	19,479,035	159	56,764,516	317	385,179	4
—	—	1,960,354	6	24,540,751	201	37,083,128	236	243,224	6
—	—	2,183,025	10	16,234,293	211	32,436,232	166	32,124	2
—	—	3,071,780	18	19,139,622	161	25,112,624	146	11,625	6
—	—	771	1	104,457	5	3,111,585	9	—	—
—	—	33,643	1	559,684	64	2,124,955	84	2,769	2
—	—	3,037,366	16	18,475,481	92	19,876,084	53	8,856	4

9(4)加算金収入未済処理状況(県税事務所別・加算金別)

所名	加算金区分	合 計		徴収嘱託中		財産差押中		参加差押中		交付要求中	
		金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数
西 部	過少申告加算金	3,174,313	14	—	—	—	—	—	—	—	—
	不申告加算金	2,393,463	123	—	—	53,287	6	—	—	—	—
	重 加 算 金	26,047,700	146	—	—	482,628	2	—	—	238,199	3
	計	31,615,476	283	—	—	535,915	8	—	—	238,199	3
東 部	過少申告加算金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不申告加算金	282,329	26	—	—	—	—	—	—	—	—
	重 加 算 金	13,162,060	23	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	13,444,389	49	—	—	—	—	—	—	—	—
北 部	過少申告加算金	42,500	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	不申告加算金	98,546	8	—	—	—	—	—	—	—	—
	重 加 算 金	3,201,581	7	—	—	168,827	5	—	—	123,900	1
	計	3,342,627	16	—	—	168,827	5	—	—	123,900	1
本 庁	過少申告加算金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不申告加算金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	重 加 算 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
県 計	過少申告加算金	3,216,813	15	—	—	—	—	—	—	—	—
	不申告加算金	2,774,338	157	—	—	53,287	6	—	—	—	—
	重 加 算 金	42,411,341	176	—	—	651,455	7	—	—	362,099	4
	計	48,402,492	348	—	—	704,742	13	—	—	362,099	4

(注)「納付確認済」欄の数値は、出納閉鎖期日後、資料調整までの間において、納付が確認されたものを計上している。

(単位:円)

徴収猶予中		換価の猶予中		滞納処分の停止中		調査・折衝中		納付確認済	
金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
—	—	771	1	61,957	4	3,111,585	9	—	—
—	—	33,643	1	445,499	54	1,858,265	60	2,769	2
—	—	3,037,366	16	12,494,287	86	9,786,364	35	8,856	4
—	—	3,071,780	18	13,001,743	144	14,756,214	104	11,625	6
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	114,185	10	168,144	16	—	—
—	—	—	—	5,981,194	6	7,180,866	17	—	—
—	—	—	—	6,095,379	16	7,349,010	33	—	—
—	—	—	—	42,500	1	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	98,546	8	—	—
—	—	—	—	—	—	2,908,854	1	—	—
—	—	—	—	42,500	1	3,007,400	9	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	771	1	104,457	5	3,111,585	9	—	—
—	—	33,643	1	559,684	64	2,124,955	84	2,769	2
—	—	3,037,366	16	18,475,481	92	19,876,084	53	8,856	4
—	—	3,071,780	18	19,139,622	161	25,112,624	146	11,625	6

## 10(1) 県税に係る滞納処分費及び延滞金収入の状況

(単位:円)

所 名	総 収 入 額	滞 納 処 分 費	延 滞 金
平成 21 年度 総 計	548,627,515	180,200	548,447,315
平成 22 年度 総 計	541,077,266	78,900	540,998,366
平成 23 年度 総 計	564,627,531	113,400	564,514,131
平成 24 年度 総 計	620,695,200	45,230	620,649,970
平成 25 年度 総 計	608,819,115	666,450	608,152,665
平成 26 年度 総 計	471,857,927	1,205,800	470,652,127
平成 27 年度 総 計	430,176,317	85,721	430,090,596
( 内 訳 )			
西 部	339,770,549	14,621	339,755,928
東 部	83,624,815	71,100	83,553,715
北 部	6,758,853	—	6,758,853
本 庁	22,100	—	22,100

## 10(2) 県税に係る確定延滞金収入未済の状況

(単位:円)

所 名	滞納処分中のもの	左 記 以 外	合 計
平成 21 年度 総 計	211,398,695	533,885,455	745,284,150
平成 22 年度 総 計	213,962,483	419,040,226	633,002,709
平成 23 年度 総 計	187,354,280	338,902,262	526,256,542
平成 24 年度 総 計	191,922,932	210,061,894	401,984,826
平成 25 年度 総 計	181,487,778	134,268,049	315,755,827
平成 26 年度 総 計	136,027,971	91,202,448	227,230,419
平成 27 年度 総 計	103,112,666	47,741,957	150,854,623
( 内 訳 )			
西 部	81,366,329	27,472,081	108,838,410
東 部	19,421,294	18,651,038	38,072,332
北 部	2,325,043	1,618,838	3,943,881
本 庁	—	—	—

(注) 確定延滞金とは本税が納付されて延滞金額が確定したものである。

# 11 税目別県税事務所別調定収入状況

税 目	西 部			東 部			北
	調 定 額	収 入 額	収入率	調 定 額	収 入 額	収入率	
平成 21 年度 総計	201,867,263,194	193,862,680,200	96.0	53,728,639,547	51,316,564,246	95.5	4,757,084,411
平成 22 年度 総計	188,127,277,696	180,626,695,035	96.0	48,749,013,000	46,388,489,434	95.2	4,446,489,205
平成 23 年度 総計	183,091,142,095	175,828,005,488	96.0	47,619,479,346	45,394,563,983	95.3	4,387,794,463
平成 24 年度 総計	185,046,724,768	178,011,425,738	96.2	48,992,671,332	46,799,664,131	95.5	4,448,721,494
平成 25 年度 総計	198,192,624,494	191,547,177,614	96.6	48,425,211,789	46,460,551,554	95.9	4,314,088,040
平成 26 年度 総計	205,612,138,291	199,681,177,815	97.1	48,530,134,235	46,762,916,641	96.4	4,502,173,060
<b>平成 27 年度 総計</b>	<b>212,311,482,361</b>	<b>207,036,324,618</b>	<b>97.5</b>	<b>49,319,226,855</b>	<b>47,773,961,102</b>	<b>96.9</b>	<b>4,415,575,946</b>
( 内 訳 )							
<b>普 通 税</b>	<b>212,296,352,961</b>	<b>207,021,195,218</b>	<b>97.5</b>	<b>49,312,507,755</b>	<b>47,767,242,002</b>	<b>96.9</b>	<b>4,412,146,946</b>
個人県民税	84,747,093,134	80,978,005,443	95.6	24,759,693,136	23,473,700,051	94.8	2,396,961,269
均等割・所得割	77,488,797,108	73,719,709,417	95.1	24,759,693,136	23,473,700,051	94.8	2,396,961,269
配 当 割	3,806,858,793	3,806,858,793	100.0	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	3,451,437,233	3,451,437,233	100.0	—	—	—	—
法人県民税	13,360,610,047	13,298,673,220	99.5	2,536,917,590	2,516,329,678	99.2	171,871,304
県民税利子割	1,511,201,725	1,511,201,725	100.0	180,673,110	180,673,110	100.0	12,005,009
個人事業税	3,030,495,853	2,930,195,971	96.7	764,522,356	732,409,766	95.8	57,294,000
法人事業税	57,445,297,272	57,303,047,350	99.8	10,226,710,394	10,187,435,781	99.6	537,293,450
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	6,118,633,815	5,691,343,319	93.0	1,800,238,698	1,726,023,530	95.9	139,336,964
県たばこ税	—	—	—	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	779,851,600	779,372,300	99.9	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	23,289,976,775	22,774,202,603	97.8	—	—	—	—
自動車税	22,013,192,740	21,755,153,287	98.8	9,043,752,471	8,950,670,086	99.0	1,097,384,950
鉾 区 税	—	—	—	—	—	—	—
<b>目 的 税</b>	<b>15,129,400</b>	<b>15,129,400</b>	<b>100.0</b>	<b>6,719,100</b>	<b>6,719,100</b>	<b>100.0</b>	<b>3,429,000</b>
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	15,129,400	15,129,400	100.0	6,719,100	6,719,100	100.0	3,429,000
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 収入率=収入額/調定額×100  
2 収入額は、過誤納額を含んだものである。

(単位:円, %)

部		本 庁			県 計		
収 入 額	収入率	調 定 額	収 入 額	収入率	調 定 額	収 入 額	収入率
4,469,982,182	94.0	48,984,643,773	48,980,088,629	100.0	309,337,630,925	298,629,315,257	96.5
4,187,317,170	94.2	49,773,806,372	49,773,732,862	100.0	291,096,586,273	280,976,234,501	96.5
4,134,819,278	94.2	49,828,593,478	49,828,593,478	100.0	284,927,009,382	275,185,982,227	96.6
4,213,815,541	94.7	51,401,778,416	51,385,363,516	100.0	289,889,896,010	280,410,268,926	96.7
4,077,255,826	94.5	49,062,240,696	49,062,240,696	100.0	299,994,165,019	291,147,225,690	97.1
4,294,825,255	95.4	52,081,403,238	52,081,403,238	100.0	310,725,848,824	302,820,322,949	97.5
<b>4,227,041,944</b>	<b>95.7</b>	<b>84,136,429,716</b>	<b>84,136,429,716</b>	<b>100.0</b>	<b>350,182,714,878</b>	<b>343,173,757,380</b>	<b>98.0</b>
<b>4,223,612,944</b>	<b>95.7</b>	<b>83,616,138,459</b>	<b>83,616,138,459</b>	<b>100.0</b>	<b>349,637,146,121</b>	<b>342,628,188,623</b>	<b>98.0</b>
2,269,231,971	94.7	—	—	—	111,903,747,539	106,720,937,465	95.4
2,269,231,971	94.7	—	—	—	104,645,451,513	99,462,641,439	95.0
—	—	—	—	—	3,806,858,793	3,806,858,793	100.0
—	—	—	—	—	3,451,437,233	3,451,437,233	100.0
169,233,244	98.5	—	—	—	16,069,398,941	15,984,236,142	99.5
12,005,009	100.0	—	—	—	1,703,879,844	1,703,879,844	100.0
54,964,955	95.9	—	—	—	3,852,312,209	3,717,570,692	96.5
534,031,706	99.4	—	—	—	68,209,301,116	68,024,514,837	99.7
—	—	62,681,747,191	62,681,747,191	100.0	62,681,747,191	62,681,747,191	100.0
—	—	13,496,089,219	13,496,089,219	100.0	13,496,089,219	13,496,089,219	100.0
101,816,569	73.1	—	—	—	8,058,209,477	7,519,183,418	93.3
—	—	3,141,288,349	3,141,288,349	100.0	3,141,288,349	3,141,288,349	100.0
—	—	—	—	—	779,851,600	779,372,300	99.9
—	—	2,922,756,200	2,922,756,200	100.0	2,922,756,200	2,922,756,200	100.0
—	—	—	—	—	23,289,976,775	22,774,202,603	97.8
1,082,329,490	98.6	1,369,477,800	1,369,477,800	100.0	33,523,807,961	33,157,630,663	98.9
—	—	4,779,700	4,779,700	100.0	4,779,700	4,779,700	100.0
<b>3,429,000</b>	<b>100.0</b>	<b>520,291,257</b>	<b>520,291,257</b>	<b>100.0</b>	<b>545,568,757</b>	<b>545,568,757</b>	<b>100.0</b>
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
3,429,000	100.0	—	—	—	25,277,500	25,277,500	100.0
—	—	520,291,257	520,291,257	100.0	520,291,257	520,291,257	100.0

12(1) 平成27年度税目別県税事務所別調定収入額調

所名	区分	県民税					事業税		地方消費税		不動産 取得税
		個人			法人	利子割	個人	法人	譲渡割	貨物割	
		均等割 所得割	配当割	株式等 譲渡 所得割							
西 部	調定	73,704	3,807	3,451	13,303	1,511	2,932	57,323	—	—	5,827
	収入	73,720	3,807	3,451	13,299	1,511	2,931	57,303	—	—	5,691
東 部	調定	23,458	—	—	2,515	181	730	10,189	—	—	1,746
	収入	23,474	—	—	2,516	181	732	10,187	—	—	1,726
北 部	調定	2,287	—	—	170	12	56	535	—	—	102
	収入	2,269	—	—	169	12	55	535	—	—	102
本 庁	調定	—	—	—	—	—	—	—	62,682	13,496	—
	収入	—	—	—	—	—	—	—	62,682	13,496	—
計	調定	99,449	3,807	3,451	15,988	1,704	3,718	68,047	62,682	13,496	7,675
	収入	99,463	3,807	3,451	15,984	1,704	3,718	68,025	62,682	13,496	7,519

(注) 調定は現年課税分、収入は現年課税分と滞納繰越分の合計額である。

(単位:百万円)

県たばこ 税	ゴルフ場 利用税	自動車 取得税	軽油 引取税	自動車税	鉾区税	狩猟税	産業廃棄 物埋立税	(旧法) 特別地方 消費税	(旧法) 自動車 取得税	(旧法) 軽油 引取税	県税計
—	778	—	22,748	21,741	—	15	—	—	—	—	207,140
—	779	—	22,774	21,755	—	15	—	—	—	—	207,036
—	—	—	—	8,943	—	7	—	—	—	—	47,769
—	—	—	—	8,951	—	7	—	—	—	—	47,774
—	—	—	—	1,083	—	3	—	—	—	—	4,248
—	—	—	—	1,082	—	3	—	—	—	—	4,227
3,141	—	2,923	—	1,370	5	—	520	—	—	—	84,137
3,141	—	2,923	—	1,370	5	—	520	—	—	—	84,137
3,141	778	2,923	22,748	33,137	5	25	520	—	—	—	343,294
3,141	779	2,923	22,774	33,158	5	25	520	—	—	—	343,174

12(2) 平成27年度税目別県税事務所構成比

所名	区分	県民税					事業税		地方消費税		不動産 取得税
		個人			法人	利子割	個人	法人	譲渡割	貨物割	
		均等割 所得割	配当割	株式等 譲渡 所得割							
西 部	調定	0.7411	1.0000	1.0000	0.8321	0.8869	0.7885	0.8424	—	—	0.7592
	収入	0.7412	1.0000	1.0000	0.8320	0.8869	0.7882	0.8424	—	—	0.7569
東 部	調定	0.2359	—	—	0.1573	0.1060	0.1964	0.1497	—	—	0.2275
	収入	0.2360	—	—	0.1574	0.1060	0.1970	0.1498	—	—	0.2295
北 部	調定	0.0230	—	—	0.0106	0.0070	0.0151	0.0079	—	—	0.0133
	収入	0.0228	—	—	0.0106	0.0070	0.0148	0.0079	—	—	0.0135
本 庁	調定	—	—	—	—	—	—	—	1.0000	1.0000	—
	収入	—	—	—	—	—	—	—	1.0000	1.0000	—
計	調定	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
	収入	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000

(注) 調定は現年課税分, 収入は現年課税分と滞納繰越分の合計額である。

県たばこ 税	ゴルフ場 利用税	自動車 取得税	軽油 引取税	自動車税	鉦区税	狩猟税	産業廃棄 物埋立税	(旧法) 特別地方 消費税	(旧法) 自動車 取得税	(旧法) 軽油 引取税	県税計
—	1.0000	—	1.0000	0.6561	—	0.5986	—	—	—	—	0.6034
—	1.0000	—	1.0000	0.6561	—	0.5985	—	—	—	—	0.6033
—	—	—	—	0.2699	—	0.2659	—	—	—	—	0.1391
—	—	—	—	0.2699	—	0.2658	—	—	—	—	0.1392
—	—	—	—	0.0327	—	0.1355	—	—	—	—	0.0124
—	—	—	—	0.0326	—	0.1357	—	—	—	—	0.0123
1.0000	—	1.0000	—	0.0413	1.0000	—	1.0000	—	—	—	0.2451
1.0000	—	1.0000	—	0.0413	1.0000	—	1.0000	—	—	—	0.2452
1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	—	—	1.0000	1.0000
1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	—	—	1.0000	1.0000

12(3) 平成27年度県税事務所別税目構成比

所名	区分	県民税					事業税		地方消費税		不動産 取得税
		個人			法人	利子割	個人	法人	譲渡割	貨物割	
		均等割 所得割	配当割	株式等 譲渡 所得割							
西 部	調定	0.3558	0.0184	0.0167	0.0642	0.0073	0.0142	0.2767	—	—	0.0281
	収入	0.3561	0.0184	0.0167	0.0642	0.0073	0.0142	0.2768	—	—	0.0275
東 部	調定	0.4911	—	—	0.0527	0.0038	0.0153	0.2133	—	—	0.0366
	収入	0.4913	—	—	0.0527	0.0038	0.0153	0.2132	—	—	0.0361
北 部	調定	0.5383	—	—	0.0399	0.0028	0.0132	0.1259	—	—	0.0240
	収入	0.5368	—	—	0.0400	0.0028	0.0130	0.1263	—	—	0.0241
本 庁	調定	—	—	—	—	—	—	—	0.7450	0.1604	—
	収入	—	—	—	—	—	—	—	0.7450	0.1604	—
計	調定	0.2897	0.0111	0.0101	0.0466	0.0050	0.0108	0.1982	0.1826	0.0393	0.0224
	収入	0.2898	0.0111	0.0101	0.0466	0.0050	0.0108	0.1982	0.1827	0.0393	0.0219

(注) 調定は現年課税分, 収入は現年課税分と滞納繰越分の合計額である。

県たばこ 税	ゴルフ場 利用税	自動車 取得税	軽油 引取税	自動車税	鉾区税	狩猟税	産業廃棄 物埋立税	(旧法) 特別地方 消費税	(旧法) 自動車 取得税	(旧法) 軽油 引取税	県税計
—	0.0038	—	0.1098	0.1050	—	0.0001	—	—	—	—	1.0000
—	0.0038	—	0.1100	0.1051	—	0.0001	—	—	—	—	1.0000
—	—	—	—	0.1872	—	0.0001	—	—	—	—	1.0000
—	—	—	—	0.1874	—	0.0001	—	—	—	—	1.0000
—	—	—	—	0.2550	—	0.0008	—	—	—	—	1.0000
—	—	—	—	0.2560	—	0.0008	—	—	—	—	1.0000
0.0373	—	0.0347	—	0.0163	0.0001	—	0.0062	—	—	—	1.0000
0.0373	—	0.0347	—	0.0163	0.0001	—	0.0062	—	—	—	1.0000
0.0092	0.0023	0.0085	0.0663	0.0965	0.0000	0.0001	0.0015	—	—	—	1.0000
0.0092	0.0023	0.0085	0.0664	0.0966	0.0000	0.0001	0.0015	—	—	—	1.0000

12(4) 平成27年度税目別県税事務所対前年比

所名	区分	県民税					事業税		地方消費税		不動産 取得税
		個人			法人	利子割	個人	法人	譲渡割	貨物割	
		均等割 所得割	配当割	株式等 譲渡 所得割							
西 部	調定	102.4	75.8	127.4	88.5	85.0	104.5	116.1	—	—	109.1
	収入	102.3	75.8	127.4	88.5	85.0	105.4	116.1	—	—	110.4
東 部	調定	102.1	—	—	83.5	83.8	106.0	108.3	—	—	122.2
	収入	102.0	—	—	83.6	83.8	107.0	108.4	—	—	123.4
北 部	調定	98.6	—	—	88.9	84.7	109.7	107.5	—	—	83.5
	収入	98.6	—	—	87.8	84.7	108.6	105.7	—	—	82.5
本 庁	調定	—	—	—	—	—	—	—	189.9	109.3	—
	収入	—	—	—	—	—	—	—	189.9	109.3	—
計	調定	102.2	75.8	127.4	87.7	84.9	104.9	114.8	189.9	109.3	111.4
	収入	102.1	75.8	127.4	87.7	84.9	105.8	114.8	189.9	109.3	112.6

(注) 調定は現年課税分、収入は現年課税分と滞納繰越分の合計額である。

(単位：%)

県たばこ 税	ゴルフ場 利用税	自動車 取得税	軽油 引取税	自動車税	鉦区税	狩猟税	産業廃棄 物埋立税	(旧法) 特別地方 消費税	(旧法) 自動車 取得税	(旧法) 軽油 引取税	県税計
—	100.8	—	99.2	98.8	—	70.3	—	—	—	—	103.7
—	99.8	—	99.3	98.9	—	70.3	—	—	—	—	103.7
—	—	—	—	99.1	—	63.3	—	—	—	—	102.2
—	—	—	—	99.1	—	63.3	—	—	—	—	102.2
—	—	—	—	98.1	—	64.5	—	—	—	—	98.7
—	—	—	—	98.2	—	64.6	—	—	—	—	98.4
99.2	—	170.0	—	105.4	98.8	—	95.8	—	—	—	161.5
99.2	—	170.0	—	105.4	98.8	—	95.8	—	—	—	161.5
99.2	100.8	170.0	99.2	99.1	98.8	67.5	95.8	—	—	—	113.3
99.2	99.8	170.0	99.3	99.2	98.8	67.5	95.8	—	—	—	113.3



## 平成 27 年度 課 税 状 況



# 1 調定件数(税目別)

(単位：件，%)

税 目	平成27年度 ①	平成26年度 ②	平成25年度 ③	前 年 比 率	
				本 年	前 年
				①/②×100	②/③×100
総 件 数	4,174,245	4,161,946	4,207,629	100.3	98.9
(内 訳)					
普 通 税	4,170,096	4,157,785	4,203,641	100.3	98.9
個人県民税	2,781,440	2,796,628	2,820,458	99.5	99.2
均等割・所得割	2,774,052	2,789,417	2,813,039	99.4	99.2
配当割	6,830	6,645	6,836	102.8	97.2
株式等譲渡所得割	558	566	583	98.6	97.1
法人県民税	132,524	129,256	125,035	102.5	103.4
県民税利子割	12,196	13,054	13,291	93.4	98.2
個人事業税	44,191	42,072	40,918	105.0	102.8
法人事業税	60,758	58,990	55,987	103.0	105.4
地方消費税譲渡割	12	12	12	100.0	100.0
地方消費税貨物割	12	12	12	100.0	100.0
不動産取得税	31,143	29,585	28,820	105.3	102.7
県たばこ税	108	102	98	105.9	104.1
ゴルフ場利用税	593	613	620	96.7	98.9
自動車取得税	88,996	60,126	77,450	148.0	77.6
軽油引取税	3,542	3,513	3,603	100.8	97.5
自動車税	1,014,470	1,023,711	1,037,225	99.1	98.7
鉦区税	111	111	112	100.0	99.1
目 的 税	4,149	4,161	3,988	99.7	104.3
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—
狩 猟 税	3,675	3,679	3,517	99.9	104.6
産業廃棄物埋立税	474	482	471	98.3	102.3

2 平成27年度月別調定状況構成比(現年課税分)

税 目		月				
		4	5	6	7	8
県 民 税	個 人	11.2	0.0	0.1	81.1	0.0
		11.2	11.2	11.3	92.4	92.4
	均等割・所得割	11.9	0.0	0.0	86.5	0.0
		11.9	11.9	11.9	98.4	98.4
	配 当 割	1.7	0.7	1.4	13.6	0.6
		1.7	2.4	3.8	17.4	18.0
	株式等譲渡所得割	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
		0.1	0.3	0.5	0.7	0.9
	法 人	5.1	42.7	2.6	3.3	6.4
		5.1	47.8	50.4	53.7	60.1
利 子 割	12.5	11.0	6.8	9.2	8.4	
	12.5	23.5	30.3	39.5	47.9	
事 業 税	個 人	0.0	0.0	2.1	0.6	93.7
		0.0	0.0	2.1	2.7	96.4
法 人	3.7	33.2	2.2	2.4	6.8	
	3.7	36.9	39.1	41.5	48.3	
地 方 消 費 税	譲 渡 割	7.8	3.2	11.3	27.5	0.0
		7.8	11.0	22.3	49.8	49.8
	貨 物 割	9.8	13.3	10.4	9.4	0.0
		9.8	23.1	33.5	42.9	42.9
不 動 産 取 得 税		14.0	5.5	6.9	5.1	8.5
		14.0	19.5	26.4	31.5	40.0
県 た ば こ 税		8.2	8.5	8.4	8.4	9.0
		8.2	16.7	25.1	33.5	42.5
ゴ ル フ 場 利 用 税		8.1	8.8	10.7	8.5	7.9
		8.1	16.9	27.6	36.1	44.0
自 動 車 取 得 税		7.0	7.3	9.4	8.7	6.7
		7.0	14.3	23.7	32.4	39.1
軽 油 引 取 税		9.0	8.3	7.8	8.2	8.5
		9.0	17.3	25.1	33.3	41.8
自 動 車 税		0.7	100.3	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2
		0.7	101.0	100.8	100.7	100.5
鉦 区 税		0.0	101.2	0.0	0.0	0.0
		0.0	101.2	101.2	101.2	101.2
狩 猟 税		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
産 業 廃 棄 物 埋 立 税		25.5	0.0	0.0	25.7	0.1
		25.5	25.5	25.5	51.2	51.3
県 税 合 計		7.5	20.3	3.9	32.1	3.6
		7.5	27.8	31.7	63.8	67.4

(注) 上段は単月，下段は累計である。  
軽油引取税は新法と旧法の合算値により算出。

(単位：%)

9	10	11	12	1	2	3以降
0.0	0.0	0.0	0.2	5.8	0.0	1.6
92.4	92.4	92.4	92.6	98.4	98.4	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6
98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	100.0
0.8	1.0	0.4	4.1	74.8	0.4	0.5
18.8	19.8	20.2	24.3	99.1	99.5	100.0
0.3	0.2	0.1	0.2	98.3	0.0	0.0
1.2	1.4	1.5	1.7	100.0	100.0	100.0
2.6	3.6	22.3	1.8	1.7	6.6	1.3
62.7	66.3	88.6	90.4	92.1	98.7	100.0
8.4	9.3	7.5	7.3	13.1	3.0	3.5
56.3	65.6	73.1	80.4	93.5	96.5	100.0
0.7	0.4	0.3	0.9	0.5	0.7	0.1
97.1	97.5	97.8	98.7	99.2	99.9	100.0
2.0	3.5	33.6	2.1	2.1	7.3	1.1
50.3	53.8	87.4	89.5	91.6	98.9	100.0
9.3	11.9	1.2	5.1	16.2	0.0	6.5
59.1	71.0	72.2	77.3	93.5	93.5	100.0
9.5	9.5	9.1	5.1	15.8	0.0	8.1
52.4	61.9	71.0	76.1	91.9	91.9	100.0
19.0	5.5	4.3	6.5	4.9	12.0	7.8
59.0	64.5	68.8	75.3	80.2	92.2	100.0
8.5	8.5	8.7	7.9	9.0	7.4	7.5
51.0	59.5	68.2	76.1	85.1	92.5	100.0
8.0	8.8	10.0	10.2	8.9	5.1	5.0
52.0	60.8	70.8	81.0	89.9	95.0	100.0
9.6	7.6	8.0	8.3	7.0	8.1	12.3
48.7	56.3	64.3	72.6	79.6	87.7	100.0
8.1	8.4	8.8	8.1	8.9	7.5	8.4
49.9	58.3	67.1	75.2	84.1	91.6	100.0
0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.0
100.5	100.4	100.3	100.2	100.1	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	△ 1.2	0.0	0.0	0.0
101.2	101.2	101.2	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	74.2	24.5	0.9	0.4	0.0	0.0
0.0	74.2	98.7	99.6	100.0	100.0	100.0
0.0	22.4	0.0	0.0	25.9	0.5	△ 0.1
51.3	73.7	73.7	73.7	99.6	100.1	100.0
3.8	4.3	9.2	2.6	6.8	2.7	3.2
71.2	75.5	84.7	87.3	94.1	96.8	100.0

### 3 県税事務所別個人県民税(均等割・所得割)の課税状況(現年課税分)

#### 3(1) 納税義務者数

(単位：人)

所 名	納 税 義 務 者 数					
	総 数		均等割 のみの 者	所得割 のみの 者	均 等 割 と所得割 の 者	分離課 税の者
	人 員	構 成 比				
平成 21 年度 総 計	1,398,512	—	83,933	12,574	1,293,522	8,483
平成 22 年度 総 計	1,367,699	—	90,337	10,808	1,255,098	11,456
平成 23 年度 総 計	1,351,849	—	91,342	0	1,252,918	7,589
平成 24 年度 総 計	1,356,419	—	86,601	38	1,260,825	8,955
平成 25 年度 総 計	1,358,056	—	89,376	0	1,260,532	8,148
平成 26 年度 総 計	1,354,648	—	94,636	105	1,252,485	7,422
平成 27 年度 総 計	<b>1,360,893</b>	<b>100.0</b>	<b>94,196</b>	<b>0</b>	<b>1,258,876</b>	<b>7,821</b>
伸 率 (内 訳)	100.5	—	99.5	—	100.5	105.4
西 部	957,474	70.4	61,476	0	890,265	5,733
東 部	359,857	26.4	26,945	0	331,129	1,783
北 部	43,562	3.2	5,775	0	37,482	305

#### 3(2) 課税額

所 名	課					
	総 額			普 通 徴 収 分		
	均 等 割	所 得 割	計	均 等 割	所 得 割	計
平成 21 年度 総 計	2,063,243,333	101,610,389,576	103,673,632,909	686,669,124	26,046,427,514	26,733,096,638
平成 22 年度 総 計	2,012,601,808	92,280,924,482	94,293,526,290	561,987,927	21,047,983,617	21,609,971,544
平成 23 年度 総 計	2,012,191,400	91,193,270,607	93,205,462,007	548,447,157	20,373,219,307	20,921,666,464
平成 24 年度 総 計	2,016,210,777	95,760,918,701	97,777,129,478	552,285,862	20,748,633,991	21,300,919,853
平成 25 年度 総 計	2,018,211,034	94,464,828,914	96,483,039,948	526,533,865	20,040,116,974	20,566,650,839
平成 26 年度 総 計	2,689,148,774	94,865,293,872	97,554,442,646	679,502,902	19,555,883,691	20,235,386,593
平成 27 年度 総 計	<b>2,702,454,729</b>	<b>97,289,840,422</b>	<b>99,992,295,151</b>	<b>654,229,568</b>	<b>19,578,751,914</b>	<b>20,232,981,482</b>
伸 率 (内 訳)	100.5	102.6	102.5	96.3	100.1	100.0
西 部	1,899,647,029	72,246,241,640	74,145,888,669	441,052,268	14,087,302,058	14,528,354,326
東 部	716,352,300	22,853,972,666	23,570,324,966	190,583,600	5,044,447,410	5,235,031,010
北 部	86,455,400	2,189,626,116	2,276,081,516	22,593,700	447,002,446	469,596,146

個人県民税賦課異動報告書から(現年課税分＝本年度分＋過年度分…特別徴収分の翌年度調定分を含む。)

(単位：円)

税			額			分離課税に係る 所得割額
年金特別徴収分			給与特別徴収分			
均等割	所得割	計	均等割	所得割	計	
142,494,805	1,872,806,802	2,015,301,607	1,234,079,404	72,637,288,458	73,871,367,862	1,053,866,802
230,541,235	3,920,433,123	4,150,974,358	1,220,072,646	66,307,221,399	67,527,294,045	1,005,286,343
240,821,811	4,032,984,240	4,273,806,051	1,222,922,432	65,831,134,366	67,054,056,798	955,932,694
242,446,733	3,953,979,371	4,196,426,104	1,221,478,182	69,942,956,776	71,164,434,958	1,115,348,563
242,821,029	3,879,713,498	4,122,534,527	1,248,856,140	69,462,115,791	70,710,971,931	1,082,882,651
322,939,829	3,888,643,236	4,211,583,065	1,686,706,043	70,383,659,599	72,070,365,642	1,037,107,346
<b>323,194,130</b>	<b>3,689,337,300</b>	<b>4,012,531,430</b>	<b>1,725,031,031</b>	<b>73,043,283,688</b>	<b>74,768,314,719</b>	<b>978,467,520</b>
100.1	94.9	95.3	102.3	103.8	103.7	94.3
221,215,730	2,681,211,780	2,902,427,510	1,237,379,031	54,753,308,358	55,990,687,389	724,419,444
89,877,700	911,358,500	1,001,236,200	435,891,000	16,667,278,820	17,103,169,820	230,887,936
12,100,700	96,767,020	108,867,720	51,761,000	1,622,696,510	1,674,457,510	23,160,140

#### 4 法人県民税の課税状況(現年課税分)

区 分	総 調 定 額	均 等 割		法 人 税 割 調 定 額			確 定 法	
		納 税 義 務 者 数	調 定 額	現 事 業 分 年 度 分	過 事 業 分 年 度 分	計		事 業 年 度 数
							平 成 21 年 度 総 計	
平 成 22 年 度 総 計	16,761,352	70,041	3,736,190	12,752,382	272,780	13,025,162	68,589	
平 成 23 年 度 総 計	16,089,879	68,968	3,720,866	12,149,999	219,014	12,369,013	67,835	
平 成 24 年 度 総 計	16,839,268	68,589	3,674,145	12,934,896	230,227	13,165,123	67,575	
平 成 25 年 度 総 計	16,322,475	68,258	3,730,596	12,380,585	211,294	12,591,879	67,306	
平 成 26 年 度 総 計	18,237,888	68,277	3,705,842	14,068,387	463,659	14,532,046	67,329	
平 成 27 年 度 総 計	15,987,846	68,886	3,682,473	12,132,353	173,020	12,305,373	67,848	
普通法人	分割 本県本店分	3,469,618	2,445	168,626	3,271,744	29,248	3,300,992	2,416
	法人 他県本店分	8,279,624	8,927	2,031,308	6,164,868	83,448	6,248,316	8,716
	県 内 法 人	3,735,499	53,724	1,365,478	2,312,305	57,716	2,370,021	53,088
	計	15,484,741	65,096	3,565,412	11,748,917	170,412	11,919,329	64,220
特 別 法 人	422,299	1,259	68,772	352,107	1,420	353,527	1,242	
公 益 法 人	59,011	1,467	30,906	27,871	234	28,105	1,448	
寮等のみを有する法人	861	5	861	—	—	—	—	
人 格 な き 社 団 等	12,248	508	9,924	1,396	928	2,324	401	
清 算 法 人	8,686	551	6,598	2,062	26	2,088	537	

(単位：千円)

現 事 業 年 度 分 内 訳							
人 税 割 額	確定法人税割額に対応する前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる中間申告額		確定申告が翌年度となる見込納付額		中間納付額の歳出還付額
税 額	事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	
11,337,145	10,711	6,052,904	8,675	3,976,671	48	29,525	1,686,607
11,717,714	8,546	3,901,347	8,365	4,004,381	49	47,281	884,103
11,547,376	8,253	3,929,581	8,897	4,126,602	46	54,060	351,346
12,244,323	8,782	4,076,642	9,338	4,380,670	46	54,060	351,346
11,850,536	9,204	4,294,973	9,774	4,135,315	86	65,190	623,687
13,108,135	9,627	3,975,427	10,659	4,622,592	84	59,833	253,016
<b>13,118,526</b>	<b>10,493</b>	<b>4,518,841</b>	<b>11,146</b>	<b>3,107,288</b>	<b>102</b>	<b>48,680</b>	<b>376,207</b>
3,426,930	803	1,107,453	853	855,986	13	13,613	82,634
6,896,511	4,044	2,642,047	4,197	1,713,442	67	29,853	167,109
2,411,649	5,646	769,341	6,096	537,860	22	5,214	126,464
12,735,090	10,493	4,518,841	11,146	3,107,288	102	48,680	376,207
352,107	—	—	—	—	—	—	—
27,871	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1,396	—	—	—	—	—	—	—
2,062	—	—	—	—	—	—	—

## 5 県民税利子割

### 5(1) 利子等種類別課税状況

所名	総額	公 社			
		一般公社債利子	銀行預金利子	銀行以外の金融 機関の預貯金利子	勤務先預金等 の利子
課税支払額	34,924,360,030	2,966,293,799	9,730,342,150	8,041,068,124	1,381,211,976
非課税支払額	12,301,154,954	5,128,240,899	1,141,544,488	2,714,864,202	1,624,489
〔非居住者外国 法人に係る額〕	74,253,122	35,775	69,035,268	1,028,245	238,012
税 額	1,703,879,844	148,099,702	476,288,298	395,939,229	68,999,243
(内 訳)					
西 部	1,511,201,725	135,434,852	447,982,536	291,072,250	68,107,703
東 部	180,673,110	12,492,506	28,305,711	95,684,313	889,847
北 部	12,005,009	172,344	51	9,182,666	1,693
所名	公募証券投資信託の収益の分配等			金 融 類	
	私募公社債等 運用投資信託	社債的受益証券	公募国外証券 投資信託	懸賞金付預貯金 等の懸賞金等	定期積金の 給付補てん金
課税支払額	0	440,000	0	606,119,402	140,196,814
非課税支払額	0	0	0	0	0
〔非居住者外国 法人に係る額〕	0	0	0	0	0
税 額	—	22,000	—	30,361,995	6,723,624
(内 訳)					
西 部	0	22,000	0	30,244,877	3,961,832
東 部	0	0	0	111,936	2,494,308
北 部	0	0	0	5,182	267,484

(注) 非課税支払額のうち「金融類似商品」の内訳は未集計のため、総額のみ計上

(単位：円)

債 利 子 等					私募証券投資信託の収益の分配等
合同運用信託 の収益の分配	私募公社債投資信託 の収益の分配	郵便貯金の利子	国外一般公社債等の 利 子 等	生 命 保 険 等 の 差 益	私募証券投資信託
113,081,041	940,861,010	858,085,714	9,162,622,753	112,123,275	0
16,102,398	28,282,119	52,417,969	3,206,504,999	10,792,256	0
46,011	332,547	0	3,148,224	0	0
<b>5,327,541</b>	<b>46,588,573</b>	<b>42,671,423</b>	<b>454,032,255</b>	<b>5,605,355</b>	—
5,244,444	46,465,474	42,671,423	420,547,304	5,605,355	0
83,097	95,151	0	33,484,951	0	0
0	27,948	0	0	0	0
似 商 品					
掛金の給付 補てん金	抵当証券の利息	貴金属の売買	外貨建預金 の 差 益	一時払養老保険	
0	0	0	6,446,692	865,467,280	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	
—	—	—	<b>322,330</b>	<b>22,898,276</b>	
0	0	0	322,330	13,519,345	
0	0	0	0	7,031,290	
0	0	0	0	2,347,641	





## 5(3) 県税事務所別営業所数

平成28年3月31日現在

所名	総数	営業所数							
		銀行等	郵便局	信用金庫等	農林中央 金庫等	証券会社	保険会社等	社内預金 実施企業	その他
総計	863	183	4	177	214	16	32	67	170
(内訳)									
西部	586	134	4	125	117	12	31	47	116
東部	251	44	0	49	81	4	1	20	52
北部	26	5	0	3	16	0	0	0	2

## 6 県民税配当割の課税状況

(単位：円)

年 度	総 額	上場株式等の配当等	公募証券投資信託
平成 21 年度 総 計	846,929,647	553,606,379	293,323,268
平成 22 年度 総 計	1,110,830,762	563,110,042	79,445,945
平成 23 年度 総 計	1,223,092,254	585,764,928	66,556,224
平成 24 年度 総 計	1,330,666,237	582,732,346	84,031,619
平成 25 年度 総 計	2,612,307,288	618,976,027	143,170,651
平成 26 年度 総 計	5,022,444,377	1,032,797,475	253,553,696
<b>平成 27 年度 総 計</b>	<b>3,806,858,793</b>	<b>1,058,092,093</b>	<b>135,352,005</b>
( 課 税 支 払 額 )	83,866,795,922	21,167,439,948	2,709,279,880
( 非 課 税 支 払 額 )	51,743,692,945	8,531,352,660	12,183,568,457
年 度	特定投資法人の 投資口の配当等	特定公社債割引債	源泉徴収選択 口座内配当等
平成 21 年度 総 計	—		
平成 22 年度 総 計	—		468,274,775
平成 23 年度 総 計	—		570,771,102
平成 24 年度 総 計	—		663,902,272
平成 25 年度 総 計	—		1,850,160,610
平成 26 年度 総 計	—		3,736,093,206
<b>平成 27 年度 総 計</b>	—	<b>9,840,109</b>	<b>2,603,574,586</b>
( 課 税 支 払 額 )	—	199,815,403	59,790,260,691
( 非 課 税 支 払 額 )	—	424,428,071	30,604,343,757

## 7 県民税株式等譲渡所得割の課税状況

(単位：円)

年 度	特定株式等譲渡所得
平成 21 年度 総 計	449,437,659
平成 22 年度 総 計	385,546,855
平成 23 年度 総 計	303,568,221
平成 24 年度 総 計	352,629,846
平成 25 年度 総 計	3,995,901,821
平成 26 年度 総 計	2,709,408,693
<b>平成 27 年度 総 計</b>	<b>3,451,437,233</b>
( 課 税 支 払 額 )	83,466,007,100
( 還 付 分 支 払 額 )	24,255,774,847
( 非 課 税 支 払 額 )	2,361,527

## 8 個人事業税

### 8(1) 所得階層別所得金額

区 分	総 額		3,000,000円以下		3,000,000円超 3,500,000円以下	
	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額
総 計	22,142	135,376,704	912	2,545,122	3,851	12,358,659
所 得 税 課 税 者	21,018	131,209,099	727	2,141,082	3,480	11,159,320
所 得 税 失 格 者	1,124	4,152,055	185	404,040	371	1,199,339
第 1 種 事 業	18,106	107,626,198	745	2,080,753	3,129	10,039,874
所 得 税 課 税 者	17,199	104,303,659	588	1,752,229	2,827	9,062,582
所 得 税 失 格 者	907	3,322,539	157	328,524	302	977,292
第 2 種 事 業	136	1,422,736	1	2,135	7	22,858
所 得 税 課 税 者	133	1,409,253	1	2,135	7	22,858
所 得 税 失 格 者	3	13,483	0	0	0	0
第 3 種 事 業	3,900	26,327,770	166	462,234	715	2,295,927
あ ん 摩 業 等 以 外 の も の	3,761	25,773,740	149	430,455	669	2,147,694
所 得 税 課 税 者	3,559	24,999,891	122	357,884	606	1,944,860
所 得 税 失 格 者	202	773,849	27	72,571	63	202,834
あ ん 摩 業 等	139	554,030	17	31,779	46	148,233
所 得 税 課 税 者	127	511,846	16	28,834	40	129,020
所 得 税 失 格 者	12	42,184	1	2,945	6	19,213

- (注) 1 2以上の業種を兼業するものは、主たる業種に計上した。  
 2 所得金額は、事業主控除前の年所得金額である。  
 3 年の途中で廃業したものは、年所得に換算した所得階層に計上した。  
 4 県外分割も含んで計上した。  
 5 27年度分のみ計上した。

(単位：人，千円)

3,500,000円超 4,000,000円以下		4,000,000円超 5,000,000円以下		5,000,000円超 10,000,000円以下		10,000,000円超	
人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額
3,160	11,724,945	4,410	19,328,518	7,229	47,788,597	2,580	41,630,863
2,920	10,828,765	4,176	18,297,084	7,142	47,281,991	2,573	41,516,407
240	896,180	234	1,031,434	87	506,606	7	114,456
2,620	9,714,931	3,661	16,035,546	6,018	39,599,770	1,933	30,155,324
2,431	9,008,085	3,474	15,212,131	5,953	39,227,764	1,926	30,040,868
189	706,846	187	823,415	65	372,006	7	114,456
8	29,823	12	52,612	57	412,205	51	903,103
7	26,284	11	47,930	56	406,943	51	903,103
1	3,539	1	4,682	1	5,262	0	0
532	1,980,191	737	3,240,360	1,154	7,776,622	596	10,572,436
503	1,871,661	714	3,139,495	1,132	7,635,972	594	10,548,463
456	1,696,797	670	2,945,253	1,111	7,506,634	594	10,548,463
47	174,864	44	194,242	21	129,338	0	0
29	108,530	23	100,865	22	140,650	2	23,973
26	97,599	21	91,770	22	140,650	2	23,973
3	10,931	2	9,095	0	0	0	0

## 8(2) 業種別課税所得

(単位：人、千円)

業 種	課 税 人 員			所 得 金 額			事 業 主 控 除 額	課 税 所 得 金 額
	所 得 税 者 課 税 者	所 得 税 者 失 格 者	計	所 得 税 者 課 税 者	所 得 税 者 失 格 者	計		
総 計	21,018	1,124	22,142	131,224,649	4,152,055	135,376,704	62,815,047	72,561,657
(内 訳)								
第 1 種 事 業	17,199	907	18,106	104,303,659	3,322,539	107,626,198	51,319,532	56,306,666
物品販売業	1,415	75	1,490	7,491,287	238,635	7,729,922	4,175,926	3,553,996
不動産貸付業	6,722	354	7,076	51,692,611	1,646,643	53,339,254	20,120,274	33,218,980
製造業	751	40	791	4,066,300	129,532	4,195,832	2,246,303	1,949,529
運送業	363	19	382	1,723,749	54,910	1,778,659	1,081,708	696,951
駐車場業	261	14	275	1,403,906	44,721	1,448,627	775,775	672,852
請負業	6,440	338	6,778	31,889,889	1,020,349	32,910,238	19,231,441	13,678,797
印刷業	20	1	21	96,311	3,068	99,379	60,900	38,479
旅館業	23	1	24	120,382	3,835	124,217	68,875	55,342
料理店業	98	5	103	490,922	15,638	506,560	283,478	223,082
飲食店業	699	37	736	3,161,326	100,673	3,261,999	2,053,221	1,208,778
代理業	189	10	199	873,709	27,832	901,541	570,818	330,723
その他	218	13	231	1,293,267	36,703	1,329,970	650,813	679,157
第 2 種 事 業	133	3	136	1,409,253	13,483	1,422,736	384,229	1,038,507
畜産業	1	—	1	3,476	—	3,476	2,900	576
水産業	132	3	135	1,405,777	13,483	1,419,260	381,329	1,037,931
薪炭製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
第 3 種 事 業	3,686	214	3,900	25,511,737	816,033	26,327,770	11,111,286	15,216,484
医業	256	15	271	2,492,880	77,026	2,569,906	768,744	1,801,162
税理士業	516	31	547	4,678,048	153,304	4,831,352	1,582,920	3,248,432
理容業	221	13	234	941,872	29,171	971,043	665,311	305,732
その他	2,567	143	2,710	16,897,157	514,348	17,411,505	7,726,794	9,684,711
あん摩業等	126	12	138	501,780	42,184	543,964	367,517	176,447

- (注) 1 2以上の業種を兼業するものは、主たる業種に計上した。  
2 県外分割も含んで計上した。  
3 27年度分のみ計上した。  
4 あん摩業等は、あん摩等の事業及び装蹄師業の合計である。

## 8(3) 県税事務所別課税状況

(単位:人,千円)

所 名	課 税 人 員			所 得 金 額			事 業 主 控 除 額	課 税 所 得 金 額
	所 得 税 課 税 者	所 得 税 失 格 者	計	所 得 税 課 税 者	所 得 税 失 格 者	計		
平成21年度総計	21,012	1,625	22,637	130,921,989	6,144,534	137,066,523	64,823,659	72,242,864
平成22年度総計	17,737	1,547	19,284	112,839,680	5,861,601	118,701,281	55,255,807	63,445,474
平成23年度総計	17,980	1,489	19,469	112,974,794	5,728,002	118,702,796	55,641,526	63,061,270
平成24年度総計	18,940	1,127	20,067	117,343,312	4,318,338	121,661,650	57,241,632	64,420,018
平成25年度総計	19,032	1,274	20,306	118,452,870	4,840,933	123,293,803	57,795,522	65,498,281
平成26年度総計	19,862	1,130	20,992	124,351,931	4,224,874	128,576,805	59,751,143	68,825,662
平成27年度総計	21,018	1,124	22,142	131,224,649	4,152,055	135,376,704	62,815,047	72,561,657
(内 訳)								
西 部	15,661	765	16,426	101,342,585	2,852,968	104,195,553	46,682,253	57,513,300
東 部	4,943	342	5,285	27,635,671	1,247,425	28,883,096	14,912,374	13,970,722
北 部	414	17	431	2,246,393	51,662	2,298,055	1,220,420	1,077,635

## 8(4) 分割個人の所得金額

(単位：人，千円)

区 分	本 県 本 店 分			他 県 本 店 分		
	課 税 人 員	課 税 所 得 金 額			課 税 人 員	割 受 け 税 金 額
		本 県 分	他 県 分	計		
平成 21 年 度 総 計	3	5,457	2,644	14,591	7	47,171
平成 22 年 度 総 計	2	6,600	7,991	35,030	8	29,692
平成 23 年 度 総 計	2	17,515	17,515	30,505	8	68,397
平成 24 年 度 総 計	6	21,424	19,644	41,068	5	49,837
平成 25 年 度 総 計	5	20,669	9,149	9,149	7	18,247
平成 26 年 度 総 計	7	17,025	15,293	32,318	5	13,243
平成 27 年 度 総 計	5	19,897	14,462	34,359	5	15,550
( 内 訳 )						
第 1 種 事 業	3	11,497	10,071	21,568	3	1,843
第 2 種 事 業	—	—	—	—	—	—
第 3 種 事 業	2	8,400	4,391	12,791	2	13,707

## 8(5) 事業専従者控除

(単位：人，千円)

区 分	総 数			青 色 申 告			白 色 申 告		
	納 税 者 数	専 従 者 数	給 与 額 (控 除 額)	納 税 者 数	専 従 者 数	給 与 額	納 税 者 数	専 従 者 数	控 除 額
平成 21 年 度 総 計	22,637	7,725	17,685,558	19,159	7,196	17,235,442	3,478	529	450,116
平成 22 年 度 総 計	19,284	6,424	14,560,192	16,534	5,998	14,196,707	2,750	426	363,485
平成 23 年 度 総 計	19,469	6,521	14,595,632	16,764	6,089	14,244,498	2,705	432	351,134
平成 24 年 度 総 計	20,067	6,698	14,933,956	17,327	6,298	14,602,629	2,740	400	331,327
平成 25 年 度 総 計	20,306	6,667	18,616,842	17,643	6,291	18,302,069	2,663	376	314,773
平成 26 年 度 総 計	20,992	6,822	14,778,932	18,298	6,425	14,439,237	2,690	397	339,695
平成 27 年 度 総 計	22,142	7,168	15,543,570	19,476	6,774	15,205,940	2,666	394	337,630
( 内 訳 )									
第 1 種 事 業	18,106	5,347	10,797,408	15,725	5,001	10,500,059	2,381	346	297,349
第 2 種 事 業	136	106	573,835	127	102	570,755	9	4	3,080
第 3 種 事 業	3,761	1,649	4,036,312	3,493	1,608	4,001,683	268	41	34,629
（あん摩業等以外）									
（あん摩業等）	139	66	136,015	131	63	133,443	8	3	2,572

## 8(6) 事業税の非課税所得

(単位：人、千円)

業種	法人			個人	
	法人数	事業年度数	所得金額	人員	所得金額
林業	1	1	18	—	—
鉱物の採掘事業	—	—	—	—	—
農業	217	217	321,415	—	—
計	218	218	321,433	—	—

## 9 法人事業税

### 9(1) 法人事業税の課税状況(現年課税分)

区 分	総 調 定 額	現 事 業				
		確 定 額			確 定 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額	
		事 業 年 度 数	所 得 ( 収 入 ) 金 額	税 額	事 業 年 度 数	税 額
平成 21 年 度 総 計	59,186,139	69,366	1,189,337,788	76,386,887	10,441	37,948,308
平成 22 年 度 総 計	47,958,105	68,513	1,161,799,955	46,213,248	8,364	15,312,841
平成 23 年 度 総 計	45,919,291	67,765	1,155,283,360	43,353,582	7,968	15,588,546
平成 24 年 度 総 計	46,560,884	67,501	1,207,448,422	44,335,684	8,448	16,069,887
平成 25 年 度 総 計	54,397,839	67,208	1,339,780,677	50,250,165	8,860	16,002,399
平成 26 年 度 総 計	59,273,584	67,247	1,453,213,207	54,487,468	9,474	17,469,055
平成 27 年 度 総 計	<b>68,047,104</b>	<b>67,776</b>	<b>1,537,306,601</b>	<b>59,878,185</b>	<b>10,408</b>	<b>19,497,914</b>
( 内 訳 )						
所 得 課 税 分	<b>64,091,335</b>	<b>67,611</b>	<b>1,045,161,840</b>	<b>56,372,410</b>	<b>10,347</b>	<b>17,850,780</b>
普 通 法 人	62,444,183	62,613	1,000,526,168	54,735,143	10,347	17,850,780
{ 分 割 法 人 ( 本 県 本 店 分 )	16,149,039	2,396	238,518,415	14,269,744	821	4,864,779
{ 分 割 法 人 ( 他 県 本 店 分 )	33,301,019	8,634	549,776,996	29,325,545	4,221	10,227,671
{ 県 内 法 人	12,994,125	51,583	212,230,757	11,139,854	5,305	2,758,330
特 別 法 人	1,483,589	2,665	41,260,581	1,477,745	—	—
公 益 法 人	142,777	1,448	2,976,172	141,878	—	—
人 格 な き 社 団 等	8,922	349	185,891	5,873	—	—
清 算 法 人	11,864	536	213,028	11,771	—	—
収 入 金 課 税 分	<b>3,955,769</b>	<b>165</b>	<b>492,144,761</b>	<b>3,505,775</b>	<b>61</b>	<b>1,647,134</b>

- (注) 1 現事業年度分は、27年2月1日から28年1月31日までの間に終了する事業年度のもの及びそれ以後に終了するもの  
 2 事業年度数は、1年、6か月等の事業年度区分にかかわらず各事業年度毎に1件とした。  
 3 中間納付額の歳出還付額は、還付の確定したものを計上した。

(単位：千円)

年 度 分					過 事 業 年 度 分		
確 定 申 告 が 翌 年 度 に なる 中 間 申 告 額		確 定 申 告 期 限 が 翌 年 度 と なる 見 込 納 付 額		中 間 納 付 額 の 歳 出 還 付 額	調 定 額	所 得 ( 収 入 ) 金 額	調 定 額
事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額				
8,464	15,607,569	46	142,724	2,650,750	56,984,994	36,089,840	2,201,145
8,074	14,522,727	48	218,315	761,198	46,556,323	30,599,079	1,401,782
8,544	16,307,938	48	246,595	641,329	45,000,152	27,078,558	919,139
8,978	16,386,792	50	185,242	884,683	45,750,467	24,740,369	810,417
9,609	18,083,516	92	322,681	851,715	53,553,090	25,813,497	844,749
10,574	19,903,394	96	303,299	688,874	57,947,273	48,984,083	1,326,311
11,137	25,855,565	114	416,426	781,022	67,457,705	26,147,596	589,399
11,049	23,775,632	113	414,842	778,744	63,515,269	21,556,967	576,066
11,049	23,775,632	113	414,842	778,744	61,878,002	21,223,951	566,181
876	6,462,159	13	63,984	136,537	16,067,669	3,705,322	81,370
4,404	13,457,173	78	313,336	191,823	33,082,854	11,421,508	218,165
5,769	3,856,300	22	37,522	450,384	12,727,479	6,097,121	266,646
—	—	—	—	—	1,477,745	194,800	5,844
—	—	—	—	—	141,878	22,232	899
—	—	—	—	—	5,873	112,537	3,049
—	—	—	—	—	11,771	3,447	93
88	2,079,933	1	1,584	2,278	3,942,436	4,590,629	13,333

で28年3月31日までに申告書が提出されたものである。

9(2) 本県本店分割法人及び県内法人の所得状況

区 分	総 額		年 所 得 400万円以下		400万円超 800万円以下	
	事 業 年度数	所 得 金 額	事 業 年度数	所 得 金 額	事 業 年度数	所 得 金 額
総 計	53,979	650,266,954	46,174	11,921,323	2,402	13,837,705
事業年度年2回法人	8	—	8	—	—	—
事業年度年1回法人	53,971	650,266,954	46,166	11,921,323	2,402	13,837,705
分 割 法 人 ( 軽 減 税 率 適 用 )	1,548	74,118,303	920	311,229	100	598,203
分 割 法 人 ( そ の 他 )	848	363,917,894	265	81,404	26	148,672
県 内 法 人	51,575	212,230,757	44,981	11,528,690	2,276	13,090,830

(注) 所得金額は、普通法人の現事業年度確定分であり、県外分割法人を除く。

9(3) 分割法人の所得状況

区 分	総 額			本	
	法 人 数	事業年度数	所 得 金 額	法 人 数	事業年度数
平成 21 年 度 総 計	13,288	15,279	576,655,765	2,584	2,844
平成 22 年 度 総 計	13,040	14,955	564,892,934	2,546	2,782
平成 23 年 度 総 計	12,942	14,798	555,651,149	2,570	2,812
平成 24 年 度 総 計	12,964	14,859	591,779,600	2,548	2,796
平成 25 年 度 総 計	13,055	14,920	706,429,355	2,607	2,853
平成 26 年 度 総 計	13,126	15,021	784,049,943	2,627	2,881
平成 27 年 度 総 計	13,340	15,260	811,186,081	2,707	2,958
( 内 訳 )					
現 事 業 年 度 分	10,891	11,030	788,295,411	2,382	2,396
過 事 業 年 度 分	2,449	4,230	22,890,670	325	562

(注) 総額の所得金額は、他県分を含まない。

(単位：千円)

800万円超 1,000万円以下		1,000万円超 5,000万円以下		5,000万円超 1億円以下		1億円超 10億円以下		年所得 10億円超	
事業 年度数	所得金額	事業 年度数	所得金額	事業 年度数	所得金額	事業 年度数	所得金額	事業 年度数	所得金額
741	6,616,036	3,221	71,167,185	649	45,419,072	713	191,097,722	79	310,207,911
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
741	6,616,036	3,221	71,167,185	649	45,419,072	713	191,097,722	79	310,207,911
21	186,780	277	6,986,872	100	7,039,962	121	30,231,372	9	28,763,885
5	47,328	145	4,077,007	84	6,097,079	264	90,696,877	59	262,769,527
715	6,381,928	2,799	60,103,306	465	32,282,031	328	70,169,473	11	18,674,499

(単位：千円)

県 本 店 分			他 県 本 店 分		
所得金額	所得金額の内訳		法人数	事業年度数	分割による本 県分所得金額
	本県分割額	他県分割額			
257,437,870	147,013,044	110,424,826	10,704	12,435	429,642,721
324,683,924	185,414,725	139,269,199	10,494	12,173	379,478,209
271,396,791	154,984,456	116,412,335	10,372	11,986	400,666,693
332,820,395	190,061,156	142,759,239	10,416	12,063	401,718,444
413,639,350	236,213,808	177,425,542	10,448	12,067	470,215,547
447,956,864	255,811,244	192,145,620	10,499	12,140	528,238,699
<b>429,840,291</b>	<b>245,465,553</b>	<b>184,374,738</b>	<b>10,633</b>	<b>12,302</b>	<b>565,720,528</b>
417,523,012	238,518,415	179,004,597	8,509	8,634	549,776,996
12,317,279	6,947,138	5,370,141	2,124	3,668	15,943,532

## 9(4) 収入金課税法人の状況

(単位：千円)

区 分	総 数	電 気 供 給 業	ガ ス 供 給 業	生 命 保 険 事 業	損 害 保 険 事 業	少 額 短 期 保 険 業
総 計						
法 人 数	163	113	5	26	14	5
事 業 年 度 数	165	115	5	26	14	5
収 入 金 額	503,811,689	261,810,183	61,547,824	125,240,687	55,120,110	92,885
県 内 分 割 法 人						
法 人 数	9	5	3	—	—	1
事 業 年 度 数	9	5	3	—	—	1
収 入 金 額	1,078,032,108	1,017,787,867	60,155,955	—	—	88,286
{ 本 県 分	280,365,781	221,034,732	59,260,077	—	—	70,972
{ 他 県 分	797,666,326	796,753,135	895,878	—	—	17,313
所 得 金 額	8,163,495	4,598,713	3,563,314	—	—	1,468
県 外 分 割 法 人						
法 人 数	56	12	1	26	14	3
事 業 年 度 数	56	12	1	26	14	3
収 入 金 額	214,957,670	34,576,606	10,324	125,240,687	55,120,110	9,943
県 内 法 人						
法 人 数	98	96	1	—	—	1
事 業 年 度 数	100	98	1	—	—	1
収 入 金 額	8,488,238	6,198,845	2,277,423	—	—	11,970
所 得 金 額	1,663,044	1,454,335	208,300	—	—	409

(注) 総計の収入金額には、他県分を含まない。

9(5) 資本金別法人数(本県本店分普通法人)

区 分	総 計	資 本 金 300万円 未 満	300万円 以 上 500万円 未 満	500万円 以 上 1,000万 円未満	1,000万 円以上 5,000万 円未満	5,000万 円以上 1億 円 未 満	1億 円 以 上 10億 円 未 満	10億 円 以 上 50億 円 未 満	50億 円 以 上
平成 21 年度 総 計	54,196	2,444	24,131	7,108	19,026	1,031	375	57	24
平成 22 年度 総 計	53,471	2,877	23,459	7,146	18,516	1,029	370	51	23
平成 23 年度 総 計	53,080	3,373	22,911	7,168	18,166	1,023	366	52	21
平成 24 年度 総 計	52,703	3,913	22,368	7,196	17,768	1,028	358	50	22
平成 25 年度 総 計	52,448	4,414	21,892	7,273	17,418	1,020	357	52	22
平成 26 年度 総 計	52,551	5,058	21,483	7,380	17,185	1,021	351	51	22
平成 27 年度 総 計	52,803	5,712	21,152	7,525	16,963	1,027	355	48	21
( 内 訳 )									
利 益 法 人	16,896	1,732	5,539	2,312	6,430	568	255	40	20
欠 損 法 人	35,907	3,980	15,613	5,213	10,533	459	100	8	1
分 割 法 人	2,365	84	246	152	1,305	326	195	38	19
利 益 法 人	1,436	35	84	61	817	229	161	31	18
2 県にまたがるもの	790	32	74	50	500	87	44	3	—
3 県以上にまたがるもの	646	3	10	11	317	142	117	28	18
欠 損 法 人	929	49	162	91	488	97	34	7	1
2 県にまたがるもの	685	47	146	71	352	51	17	1	—
3 県以上にまたがるもの	244	2	16	20	136	46	17	6	1
県 内 法 人	50,438	5,628	20,906	7,373	15,658	701	160	10	2
利 益 法 人	15,460	1,697	5,455	2,251	5,613	339	94	9	2
欠 損 法 人	34,978	3,931	15,451	5,122	10,045	362	66	1	—
不 申 告 法 人	3,253	1,324	956	570	382	16	5	—	—
休 業 中 の 法 人	1,115	278	492	147	189	9	—	—	—
清 算 中 の 法 人	903	113	406	133	240	9	2	—	—
所 在 不 明 法 人	779	123	344	109	191	9	2	—	1

- (注) 1 収入金課税法人は含まない。  
2 年2回決算法人については、上期、下期のいずれかに利益があれば利益法人とした。  
3 資本金の区分は、事業年度の末日のものである。

## 9(6) 県税事務所別法人数

平成28年3月31日現在

所 名	普 通 法 人								特 別 法 人			公 益 法 人	準 法 人 そ の 他	合 計
	非 分 割		県 内 分 割 ( 県 内 本 店 )		県 外 分 割 ( 県 外 本 店 )		計		非 分 割	県 内 分 割	県 外 分 割			
	1 年	半 年	1 年	半 年	1 年	半 年	1 年	半 年						
西 部	37,259	4	1,737	0	7,516	1	46,512	5	1,727	18	42	1,514	289	50,107
東 部	14,957	0	655	0	1,092	1	16,704	1	732	8	1	464	239	18,149
北 部	1,470	0	39	0	86	0	1,595	0	159	1	2	69	57	1,883
合 計	53,686	4	2,431	0	8,694	2	64,811	6	2,618	27	45	2,047	585	70,139

## 9(7) 決算期別法人数

平成28年3月31日現在

区 分	普 通 法 人								特 別 法 人			公 益 法 人	準 法 人 そ の 他	合 計
	非 分 割		県 内 分 割 ( 県 内 本 店 )		県 外 分 割 ( 県 外 本 店 )		計		非 分 割	県 内 分 割	県 外 分 割			
	1 年	半 年	1 年	半 年	1 年	半 年	1 年	半 年						
2 月	3,520	0	129	0	523	0	4,172	0	60	0	1	4	11	4,248
3 月	9,407	0	750	0	4,256	0	14,413	0	988	16	31	1,864	471	17,783
4 月	3,945	0	126	0	211	0	4,282	0	130	1	0	5	4	4,422
5 月	4,684	0	152	0	351	0	5,187	0	157	1	1	11	11	5,368
6 月	5,476	4	210	0	477	2	6,163	6	173	0	2	21	12	6,377
7 月	4,340	0	167	0	277	0	4,784	0	203	3	2	9	12	5,013
8 月	4,967	0	177	0	378	0	5,522	0	181	2	2	20	9	5,736
9 月	5,835	0	239	0	629	0	6,703	0	205	2	2	21	11	6,944
10 月	2,573	0	82	0	197	0	2,852	0	54	1	0	2	1	2,910
11 月	1,934	0	58	0	172	0	2,164	0	17	0	0	3	4	2,188
12 月	5,104	0	257	0	1,009	0	6,370	0	427	1	4	79	32	6,913
1 月	1,901	0	84	0	214	0	2,199	0	23	0	0	8	7	2,237
合 計	53,686	4	2,431	0	8,694	2	64,811	6	2,618	27	45	2,047	585	70,139

## 9(8) 法人事業税業種別調定状況

(単位: 千円, %)

別掲

業 種		平成26年度 (A)	平成27年度 (B)	26年度伸率	27年度伸率 (B) / (A)	平成27年度 構成比	平成27年度 地方法人特別税
製 造 業	食 品 ・ た ば こ	1,115,009	1,296,247	102.3	116.3	1.9	718,576
	織 維	395,020	714,951	78.3	181.0	1.1	377,397
	パ ル プ ・ 紙	148,265	392,489	107.0	264.7	0.6	169,523
	化 学	1,501,190	1,835,607	90.3	122.3	2.7	1,176,776
	ゴ ム	496,776	415,264	104.2	83.6	0.6	193,899
	窯 業	224,032	204,796	134.3	91.4	0.3	111,407
	鉄 鋼	1,086,518	1,383,892	165.4	127.4	2.0	545,358
	非 鉄 金 属	744,920	888,068	124.8	119.2	1.3	454,406
	金 属 製 品	1,202,011	1,363,334	120.5	113.4	2.0	808,997
	機 械	4,173,289	4,792,685	133.8	114.8	7.0	3,188,224
	電 気 機 器	1,383,218	1,606,773	83.6	116.2	2.4	624,553
	自 動 車	3,414,405	3,861,588	118.8	113.1	5.7	1,739,689
	造 船	1,326,436	827,926	60.9	62.4	1.2	380,125
	精 密 機 械	294,198	376,712	149.7	128.0	0.6	200,611
そ の 他 製 造	2,219,385	2,736,844	107.2	123.3	4.0	1,853,927	
計	19,724,672	22,697,176	107.3	115.1	33.4	12,543,468	
非 製 造 業	農 水 産 鉱 業	252,057	400,411	139.7	158.9	0.6	256,947
	建 設 業	3,745,034	4,665,592	143.4	124.6	6.9	2,859,544
	商 業	11,501,684	13,645,166	109.3	118.6	20.1	8,063,294
	金 融	4,088,742	5,103,420	89.4	124.8	7.5	3,693,366
	証 券	917,530	927,692	134.2	101.1	1.4	657,941
	不 動 産	2,312,605	2,371,582	125.5	102.6	3.5	1,401,185
	陸 運	1,517,603	1,857,186	99.4	122.4	2.7	1,034,346
	海 運	286,307	577,030	70.2	201.5	0.8	364,888
	倉 庫 運 輸 関 連	400,579	447,770	104.3	111.8	0.7	244,819
	通 信	2,057,086	2,030,922	101.4	98.7	3.0	1,486,031
	サ ー ビ ス	7,575,603	8,700,926	110.5	114.9	12.8	5,198,590
計	34,654,830	40,727,697	109.6	117.5	59.9	25,260,951	
収 入 金 課 税	3,411,082	3,942,436	99.3	115.6	5.8	2,363,599	
修 更 正 ・ 清 算 ・ 過 年	1,483,000	679,795	154.3	45.8	1.0	589,277	
法 人 事 業 税 計	59,273,584	68,047,104	109.0	114.8	100.0	40,757,295	
法 人 県 民 税 計	18,237,888	15,987,846	111.7	87.7	—	—	
法 人 二 税 計	77,511,472	84,034,950	109.6	108.4	—	40,757,295	

端数はその他製造欄、サービス欄、修正・清算・過年欄で調整

## 10 不動産取得税

### 10(1) 家屋の課税状況

区 分	建築又は移転		課税対象とならないもの		課 税 対 象		
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	評 価 額
総 計	32,393	4,422,654	15,903	1,432,834	16,490	2,989,820	157,611,868
( 内 訳 )							
木 造	16,160	1,693,147	9,548	968,907	6,612	724,240	18,472,000
建築分	10,276	985,521	8,055	817,774	2,221	167,747	11,281,482
専用住宅	9,627	919,463	8,049	817,747	1,578	101,716	7,918,953
併用住宅	231	18,125	0	0	231	18,125	1,202,940
その他	418	47,933	6	27	412	47,906	2,159,589
承継分	5,884	707,626	1,493	151,133	4,391	556,493	7,190,518
非 木 造	16,233	2,729,507	6,355	463,927	9,878	2,265,580	139,139,868
建築分	10,149	1,282,807	4,711	332,377	5,438	950,430	85,015,731
専用住宅	7,164	479,831	4,705	332,280	2,459	147,551	18,726,596
併用住宅	1,737	97,426	0	0	1,737	97,426	10,308,238
その他	1,248	705,550	6	97	1,242	705,453	55,980,897
承継分	6,084	1,446,700	1,644	131,550	4,440	1,315,150	54,124,137

### 10(2) 土地の課税状況

区 分	原始取得又は移転		課税対象とならないもの		課 税 対 象		
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	価 格
総 計	32,243	27,925,433	5,500	4,941,078	26,743	22,984,355	127,897,305
住宅用地	26,128	10,952,376	346	33,872	25,782	10,918,504	127,423,701
以外の宅地	771	111,029	771	111,029	0	0	0
農 地	1,505	1,792,200	1,015	482,352	490	1,309,848	135,901
山 林	2,774	13,779,854	2,371	3,892,535	403	9,887,319	272,258
そ の 他	1,065	1,289,974	997	421,290	68	868,684	65,445

- (注) 1 課税対象とならないものは、免税点以下のもの、全額控除のものをいう。  
 2 控除したものは、課税対象となったもので、全額控除及び一部控除のもの並びに特例控除後、免税点以下と  
 3 宅地の価格については、課税標準の特例適用後の価格をいう。

(単位：千円, m<sup>2</sup>)

控除したもの		課税標準	課税額	減免及び還付の (充当)したもの		調定額
件数	金額			件数	金額	
4,466	24,403,864	133,208,004	4,837,115	158	128,095	4,709,020
1,116	5,400,168	13,071,832	423,041	40	4,496	418,545
1,093	5,352,623	5,928,859	201,698	20	3,557	198,141
941	4,685,495	3,233,458	96,975	0	0	96,975
149	662,553	540,387	19,537	3	129	19,408
3	4,575	2,155,014	85,186	17	3,428	81,758
23	47,545	7,142,973	221,343	20	939	220,404
3,350	19,003,696	120,136,172	4,414,074	118	123,599	4,290,475
3,249	18,032,247	66,983,484	2,584,182	111	106,484	2,477,698
1,738	11,580,203	7,146,393	214,349	0	0	214,349
1,420	5,985,724	4,322,514	149,861	31	4,561	145,300
91	466,320	55,514,577	2,219,972	80	101,923	2,118,049
101	971,449	53,152,688	1,829,892	7	17,115	1,812,777

(単位：千円, m<sup>2</sup>)

控除したもの		課税標準	課税額	法第73条の24及び法 附則第11条の3の規 定の適用により減額 されるもの		旧法附則第11条 の3の規定に該当 したもの		減免及び還付 (充当)したもの		調定額
件数	金額			件数	金額	件数	金額	件数	金額	
16	75,411	127,821,894	3,826,167	10,499	854,358	—	—	42	5,397	2,966,412
11	74,695	127,349,006	3,812,040	10,499	854,358	—	—	42	5,397	2,952,285
0	0	0	0	—	—	—	—	0	0	0
5	716	135,185	4,026	—	—	—	—	0	0	4,026
0	0	272,258	8,142	—	—	—	—	—	—	8,142
0	0	65,445	1,959	—	—	—	—	—	—	1,959

なったものをいう。

## 10(3) 年度別課税状況(家屋)

(単位：千円, m<sup>2</sup>)

区 分	課 税 対 象			控除したもの		課 税 標 準	課 税 額	減免及び 還付(充 当)した もの	調 定 額
	件 数	面 積	評 価 額	件 数	金 額				
平成21年度総計	18,743	2,955,865	168,148,210	2,361	27,100,783	141,047,427	5,078,153	106,390	4,971,763
平成22年度総計	16,117	2,516,334	150,797,865	2,374	25,742,065	125,055,800	4,750,292	273,632	4,476,660
平成23年度総計	15,594	2,369,382	137,862,396	1,674	21,819,650	116,042,746	4,298,883	160,008	4,138,875
平成24年度総計	14,240	2,369,315	126,103,052	1,356	18,140,768	107,962,284	3,919,918	109,550	3,810,368
平成25年度総計	14,196	2,488,533	133,895,587	3,243	20,887,159	113,008,428	4,131,381	81,905	4,049,476
平成26年度総計	14,474	2,586,253	130,669,544	3,129	19,718,789	110,950,755	4,025,446	90,180	3,935,266
平成27年度総計	16,490	2,989,820	157,611,868	4,466	24,403,864	133,208,004	4,837,115	128,095	4,709,020

## 10(4) 年度別課税状況(土地)

(単位：千円)

区 分	課 税 対 象		控除したもの		課税標準	課 税 額	法第73条の24 及び附則第11 条の3の規定の 適用により減 額されるもの	旧法附則 第11条の3 の規定に 該当した もの	減免及び 還付(充 当)した もの	調 定 額
	件 数	価 格	件 数	金 額						
平成21年度総計	24,286	124,278,140	40	1,448,572	122,829,568	3,637,981	836,278	0	8,645	2,793,058
平成22年度総計	23,825	116,133,191	36	199,832	115,933,359	3,440,968	926,281	0	4,381	2,510,306
平成23年度総計	22,362	116,156,145	28	364,180	115,791,965	3,434,933	777,400	0	4,256	2,653,277
平成24年度総計	23,255	116,573,298	33	192,872	116,380,426	3,459,563	801,358	0	22,877	2,635,328
平成25年度総計	25,947	124,584,090	19	792,315	123,791,775	3,685,279	886,531	0	5,398	2,793,350
平成26年度総計	26,105	128,534,410	30	114,706	128,419,704	3,851,440	873,942	0	19,974	2,957,524
平成27年度総計	26,743	127,897,305	16	75,411	127,821,894	3,826,167	854,358	0	5,397	2,966,412

## 11 県たばこ税の課税状況

(単位：千本, 千円, %)

区 分	県内販売本数 (課税標準額)	課 税 額	対 前 年 比
平成 21 年 度 総 計	4,775,721	5,084,524	94.3
平成 22 年 度 総 計	4,330,267	5,210,878	102.5
平成 23 年 度 総 計	4,040,044	5,967,920	114.5
平成 24 年 度 総 計	4,001,818	5,889,327	98.7
平成 25 年 度 総 計	3,954,006	3,528,565	59.9
平成 26 年 度 総 計	3,778,861	3,167,618	89.8
<b>平成 27 年 度 総 計</b>	<b>3,750,267</b>	<b>3,141,288</b>	<b>99.2</b>
( 内 訳 )			
平成 27 年 3 月 実 績 分	305,811	256,311	73.9
平成 27 年 4 月 実 績 分	317,379	265,956	136.3
平成 27 年 5 月 実 績 分	315,678	264,535	100.4
平成 27 年 6 月 実 績 分	314,545	263,490	104.5
平成 27 年 7 月 実 績 分	337,973	283,138	99.3
平成 27 年 8 月 実 績 分	319,474	267,612	99.7
平成 27 年 9 月 実 績 分	319,778	267,834	99.6
平成 27 年 10 月 実 績 分	325,955	272,923	98.2
平成 27 年 11 月 実 績 分	297,651	249,275	100.6
平成 27 年 12 月 実 績 分	336,350	281,682	97.6
平成 28 年 1 月 実 績 分	277,961	232,896	97.6
平成 28 年 2 月 実 績 分	281,712	235,636	100.5

## 12 ゴルフ場利用税の課税状況

(単位：千円)

区 分	店 舗 (施 設) 数			利 用 人 員	課 税 額
	常 設	仮 設	計		
平成 21 年度 総 計	51	—	51	1,559,605	952,169
平成 22 年度 総 計	51	—	51	1,462,293	892,539
平成 23 年度 総 計	51	—	51	1,435,635	868,855
平成 24 年度 総 計	51	—	51	1,431,057	826,595
平成 25 年度 総 計	51	—	51	1,394,539	805,809
平成 26 年度 総 計	50	—	50	1,356,436	772,047
<b>平成 27 年度 総 計</b>	<b>49</b>	<b>—</b>	<b>49</b>	<b>1,390,925</b>	<b>778,401</b>
( 内 訳 )					
18ホールを超えるもの	6	—	6	240,050	106,038
18 ホール	40	—	40	1,117,787	665,752
9 ホール	3	—	3	33,088	6,611

(注) 1 施設数は2月末日の数値である。  
2 利用人員は非課税利用人員を除く。

## 13 鉱区税の課税状況

(単位：百a, 千m, 千円)

区 分	総 鉱 区			課 税 鉱 区			課 税 額
	件 数	面 積	延 長	件 数	面 積	延 長	
平成 21 年度 総 計	117	12,907	—	118	13,109	—	5,204
平成 22 年度 総 計	118	12,525	—	118	12,963	—	5,145
平成 23 年度 総 計	115	12,525	—	115	12,578	—	5,031
平成 24 年度 総 計	115	12,525	—	115	12,578	—	5,018
平成 25 年度 総 計	111	12,041	—	112	12,384	—	4,846
平成 26 年度 総 計	111	12,041	—	111	12,092	—	4,836
<b>平成 27 年度 総 計</b>	<b>109</b>	<b>11,701</b>	<b>—</b>	<b>111</b>	<b>12,092</b>	<b>—</b>	<b>4,780</b>
( 内 訳 )							
試 掘 鉱 区	1	2	—	1	2	—	0
採 掘 鉱 区	108	11,699	—	110	12,090	—	4,780
砂 鉱 区	—	—	—	—	—	—	—

(注) 総鉱区の件数、面積及び延長は年度末のものである。

## 14 狩猟税の課税状況

(単位：千円)

区 分	狩 猟 者 の 数 登 録 件 数	課 税 額
平 成 21 年 度 総 計	3,549	42,122
平 成 22 年 度 総 計	3,494	40,735
平 成 23 年 度 総 計	3,598	40,427
平 成 24 年 度 総 計	3,601	38,780
平 成 25 年 度 総 計	3,517	37,165
平 成 26 年 度 総 計	3,677	37,461
<b>平 成 27 年 度 総 計</b>	<b>3,673</b>	<b>25,273</b>
( 内 訳 )		
網・わな猟 免許又は第 1種銃猟免 許者で	{ 県民税の所得 割を納める者 } 3,021	21,982
	{ 上記以外の者 } 562	2,873
第 2 種 銃 猟 免 許 者	90	418

15 自動車税

15(1) 自動車税の課税状況

(単位：千円)

車種	賦課期日現在の台数							年度末現在の課税台数	調定額 (決算額)
	登録台数	非課税台数	課税免除台数	減免台数	課税台数	合衆国軍隊の構成員分等	積雪による軽減税率適用分		
平成21年度総計	1,037,732	6,678	1,369	26,638	972,758	34	—	963,574	35,454,135
平成22年度総計	1,025,825	6,488	1,507	27,507	961,364	48	—	952,233	34,651,404
平成23年度総計	1,017,111	6,130	1,543	27,931	950,646	60	—	949,383	34,319,752
平成24年度総計	1,016,500	5,981	1,565	28,450	948,241	58	—	943,638	34,106,412
平成25年度総計	1,012,139	5,632	1,589	28,863	942,399	48	—	938,787	33,865,419
平成26年度総計	1,008,839	5,549	1,622	29,302	937,755	45	—	931,092	33,422,569
平成27年度総計	1,002,541	5,345	1,649	29,485	930,136	46	—	928,519	33,136,466
(平成27年度内訳)									
乗用車	850,674	2,129	—	26,618	791,613	45	—	790,164	30,287,856
営業用	6,910	9	—	5	6,831	—	—	6,791	68,189
1,000cc以下	7	—	—	—	7	—	—	6	32
1,000～1,500cc	298	—	—	4	294	—	—	320	2,610
1,500～2,000cc	6,125	—	—	1	6,060	—	—	5,985	57,994
2,000～2,500cc	151	—	—	—	151	—	—	168	2,067
2,500～3,000cc	308	9	—	—	298	—	—	294	5,102
3,000～3,500cc	7	—	—	—	7	—	—	8	138
3,500～4,000cc	4	—	—	—	4	—	—	3	67
4,000～4,500cc	5	—	—	—	5	—	—	4	84
4,500～6,000cc	5	—	—	—	5	—	—	3	95
6,000cc超	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自家用	843,764	2,120	—	26,613	784,782	45	—	783,373	30,219,667
1,000cc以下	29,651	7	—	900	27,724	1	—	27,637	779,055
1,000～1,500cc	337,272	951	—	11,630	318,319	12	—	324,201	10,723,885
1,500～2,000cc	276,848	724	—	7,864	255,417	14	—	254,690	9,896,249
2,000～2,500cc	133,291	287	—	3,998	124,136	9	—	120,930	5,394,345
2,500～3,000cc	33,804	128	—	1,268	29,488	4	—	27,078	1,444,801
3,000～3,500cc	17,207	14	—	566	16,117	3	—	15,697	917,844
3,500～4,000cc	5,259	1	—	123	4,209	—	—	4,045	278,712
4,000～4,500cc	4,888	5	—	154	4,266	1	—	3,900	310,271
4,500～6,000cc	5,260	2	—	106	4,835	1	—	4,899	440,441
6,000cc超	284	1	—	4	271	—	—	296	34,064

(単位：千円)

車種	賦課期日現在の台数							年度末現在の課税台数	調定額 (決算額)
	登録台数	非課税台数	課税免除台数	減免台数	課税台数	合衆国軍隊の構成員分等	積雪による軽減税率適用分		
トラック	120,657	1,170	—	282	114,402	1	—	114,324	2,203,434
けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除く	79,203	439	—	102	75,596	—	—	75,485	1,481,543
1 t 以下	12,745	68	—	27	11,817	—	—	11,488	94,876
1 t ～ 2 t	31,420	265	—	47	29,685	—	—	29,263	349,749
2 t ～ 3 t	12,012	38	—	24	11,719	—	—	12,150	192,433
3 t ～ 4 t	9,543	53	—	3	9,185	—	—	9,246	183,105
4 t ～ 5 t	1,090	3	—	—	1,049	—	—	1,043	25,845
5 t ～ 6 t	400	1	—	—	389	—	—	394	11,138
6 t ～ 7 t	683	2	—	—	670	—	—	698	22,205
7 t ～ 8 t	730	2	—	—	712	—	—	732	27,014
8 t 超	10,580	7	—	1	10,370	—	—	10,471	575,178
けん引車	1,835	1	—	—	1,753	—	—	1,787	28,286
被けん引車	2,177	23	—	—	2,122	—	—	2,180	154,879
貨客兼用車	37,442	707	—	180	34,931	1	—	34,872	538,726
総排気量10以下	7	—	—	—	7	—	—	21	187
〃 10 ～ 1.50	16,306	402	—	24	15,567	—	—	15,381	204,617
〃 1.50超	21,129	305	—	156	19,357	1	—	19,470	333,922
バス	5,211	253	—	119	4,776	—	—	4,642	139,382
一般乗合用	1,872	59	—	1	1,812	—	—	1,644	36,828
定員30人以下	120	20	—	1	99	—	—	99	1,217
30人～40人	107	19	—	—	88	—	—	82	1,241
40人～50人	167	8	—	—	159	—	—	156	2,802
50人～60人	376	4	—	—	372	—	—	333	6,877
60人～70人	263	2	—	—	261	—	—	244	5,631
70人～80人	813	5	—	—	808	—	—	697	18,148
80人超	26	1	—	—	25	—	—	33	912

(単位：千円)

車種	賦課期日現在の台数							年度末現在の課税台数	調定額 (決算額)
	登録台数	非課税台数	課税免除台数	減免台数	課税台数	合衆国軍隊の構成員分等	積雪による軽減税率適用分		
自家用・その他	3,339	194	—	118	2,964	—	—	2,998	102,554
定員30人以下	2,445	150	—	104	2,148	—	—	2,159	65,697
30人～40人	207	15	—	8	183	—	—	182	4,933
40人～50人	172	13	—	5	148	—	—	138	6,268
50人～60人	409	10	—	1	386	—	—	410	19,349
60人～70人	59	5	—	—	53	—	—	57	2,932
70人～80人	33	1	—	—	32	—	—	39	2,413
80人超	14	—	—	—	14	—	—	13	962
三輪車	35	—	—	—	25	—	—	22	148
特種用途車	25,964	1,793	1,649	2,466	19,320	—	—	19,367	505,646

## 15(2) 県税事務所別自動車台数

平成28年3月31日現在

事務所名	課税台数				非課税等台数					USA軍隊構成員等所有分	合計
	普通	電気自動車	天然ガス自動車	小計	減免	課税免除	賦課保留	非課税	小計		
西部	638,879	638	233	639,750	19,357	944	24,798	4,177	49,276	—	689,026
東部	256,794	293	140	257,227	8,994	529	8,953	825	19,301	—	276,528
北部	31,479	16	—	31,495	1,409	191	1,894	251	3,745	—	35,240
本庁	47	—	—	47	1	—	2	—	3	(50)	50
総計	927,199	947	373	928,519	29,761	1,664	35,647	5,253	72,325	(50)	1,000,844

(注) ( ) 書きは内数である。



16(3) 自動車取得税の取得価額段階別課税状況  
(新車)

区分	合計		50万円以下のもの 台数	50万円を超え 100万円以下のもの		100万円を超え 150万円以下のもの	
	課税台数	取得価額		台数	取得価額	台数	取得価額
総計	74,913	161,384,908	—	7,943	6,681,043	29,556	37,661,200
(内訳)							
自動車	45,787	127,166,462	—	143	134,127	10,034	12,901,120
乗用車	36,896	86,941,121	—	136	128,685	8,572	10,967,285
普通車	19,643	59,947,814	—	4	3,051	143	197,016
小型車	17,253	26,993,307	—	132	125,634	8,429	10,770,269
トラック	7,575	31,117,408	—	7	5,442	1,441	1,905,567
けん引車・被けん引車・ 貨客兼用車を除いたもの	4,440	22,668,582	—	1	859	324	452,574
けん引車	183	1,967,992	—	—	—	—	—
被けん引車	125	885,868	—	4	3,112	—	—
貨客兼用車	2,827	5,594,966	—	2	1,471	1,117	1,452,993
バス	178	2,358,653	—	—	—	—	—
三輪車	—	—	—	—	—	—	—
特殊用途車	1,138	6,749,280	—	—	—	21	28,268
軽自動車	29,126	34,218,446	—	7,800	6,546,916	19,522	24,760,080
四輪乗用車	21,036	27,046,558	—	1,580	1,432,630	17,674	22,741,457
四輪トラック	8,090	7,171,888	—	6,220	5,114,286	1,848	2,018,623
三輪車	—	—	—	—	—	—	—

(中古車)

区分	合計		50万円以下のもの 台数	50万円を超え 70万円以下のもの		70万円を超え 90万円以下のもの	
	課税台数	取得価額		台数	取得価額	台数	取得価額
総計	14,083	14,265,812	163,837	6,519	3,798,009	2,774	2,163,587
(内訳)							
自動車	9,657	11,560,807	83,749	2,974	1,764,401	1,904	1,503,122
乗用車	9,070	10,369,904	72,512	2,865	1,699,844	1,820	1,437,168
普通車	6,643	8,474,507	26,088	1,752	1,033,712	1,082	857,632
小型車	2,427	1,895,397	46,424	1,113	666,132	738	579,536
トラック	494	978,387	9,004	92	54,673	69	54,307
けん引車・被けん引車・ 貨客兼用車を除いたもの	343	811,240	6,148	43	25,275	30	23,941
けん引車	8	20,812	57	—	—	2	1,681
被けん引車	3	3,744	73	2	1,185	—	—
貨客兼用車	140	142,591	2,726	47	28,213	37	28,685
バス	18	28,299	206	4	2,496	2	1,672
三輪車	—	—	—	—	—	—	—
特殊用途車	75	184,217	2,027	13	7,388	13	9,975
軽自動車	4,426	2,705,005	80,088	3,545	2,033,608	870	660,465
四輪乗用車	4,277	2,620,675	62,966	3,400	1,952,625	867	658,025
四輪トラック	149	84,330	17,122	145	80,983	3	2,440
三輪車	—	—	—	—	—	—	—



17 軽油引取税の課税状況

区 分	引 取 数 量	そ の 他 量 の 数 量	課 税 対 象 と な ら な							
			アメリカ 合衆国軍 隊関係等	法第144条 の 5 関 係	法第144条 の 6 関 係		法 附 則 第 1			
							船 舶 関 係		農 業 者	
					使用者数	数 量	使用者数	数 量	使用者数	数 量
平成 21 年度 総計	850,442	2,748	17	22,415	1	44	4,109	114,336	1,579	963
平成 22 年度 総計	885,618	2,796	62	24,956	1	36	4,217	130,521	1,587	973
平成 23 年度 総計	863,731	3,293	620	23,991	1	36	3,937	114,875	1,437	996
平成 24 年度 総計	821,643	3,306	—	25,690	1	37	3,924	82,495	1,422	991
平成 25 年度 総計	906,919	2,954	10	24,283	1	48	3,604	135,565	1,576	977
平成 26 年度 総計	873,966	2,838	10	30,391	1	40	3,529	101,362	1,618	1,097
平成 27 年度 総計	939,611	2,880	—	37,167	1	36	3,601	163,791	1,686	1,098

- (注) 1 その他の数量欄は、みなす課税等引取数量に含まない数量を計上した。  
 2 特別徴収義務者数は、2月末日現在の登録数である。  
 3 課税対象とならない数量欄の利用者は、2月末日現在の免税軽油利用者の数である。  
 4 平成21年度税制改正により、免税軽油は化学工業及び石油製品製造業の用途(法第144条の6)のみとなり、それ以外の用途

(単位：kl, 千円)

い 数 量					欠 減 量	課 税 量 標 準 量	課 税 額	特 別 徴 収 者	
2 条 の 2 の 7								元 業 者	特 業 者
鉱 物 掘 採 業		そ の 他		計					
使用 者 数	数 量	使用 者 数	数 量						
40	5,507	202	18,982	139,788	6,530	684,396	21,969,118	23	236
40	5,761	195	18,055	155,310	6,704	701,502	22,518,230	22	231
40	5,371	192	17,856	139,098	6,660	696,659	22,362,737	22	230
39	5,240	179	16,560	105,286	6,543	687,472	22,067,820	22	228
36	5,363	202	18,224	160,129	6,871	718,544	23,065,261	22	222
37	5,401	189	17,396	125,256	6,853	714,260	22,927,753	21	220
37	5,368	189	19,575	189,832	6,807	708,652	22,747,741	22	216

(法附則第12条の2の7)は平成30年3月31日までの措置となった。

## 18 産業廃棄物埋立税の課税状況

(単位：トン、円、者)

区 分	課税標準量	課 税 額	特別徴収義務者
平成 21 年 度 総 計	511,830.044	511,830,044	61
平成 22 年 度 総 計	581,200.492	581,200,492	61
平成 23 年 度 総 計	544,908.876	544,908,876	57
平成 24 年 度 総 計	500,944.217	500,944,217	52
平成 25 年 度 総 計	512,615.412	512,615,412	50
平成 26 年 度 総 計	543,019.216	543,019,216	50
<b>平成 27 年 度 総 計</b>	<b>520,291.257</b>	<b>520,291,257</b>	<b>49</b>
( 内 訳 )			
平成 27 年 1 月 ~ 平成 27 年 3 月 分	132,563.472	132,563,472	—
平成 27 年 4 月 ~ 平成 27 年 6 月 分	133,925.840	133,925,840	—
平成 27 年 7 月 ~ 平成 27 年 9 月 分	116,718.954	116,718,954	—
平成 27 年 10 月 ~ 平成 27 年 12 月 分	137,082.991	137,082,991	—

事 務 運 營



# 1 電子計算組織による県税事務処理の概要

## 1 移行事務の経過

昭和43年	4月	自動車税の賦課事務，収納事務及び統計事務
	同 8月	個人事業税の賦課事務，収納事務及び統計事務
昭和44年	10月	自動車税納税証明（継続検査用）事務
昭和46年	4月	娯楽施設利用税，料理飲食等消費税，軽油引取税の賦課事務，収納事務及び統計事務
	同	鉦区税の定期賦課事務及び定期賦課に係る統計事務
	同	法人県民税及び法人事業税に係る申告書用紙及び納付書用紙の作成
昭和47年	4月	法人県民税及び法人事業税の賦課事務，収納事務及び統計事務
	同 5月	自動車登録情報（分配テープ）の利用による自動車税の賦課事務
昭和48年	4月	不動産取得税の賦課事務，収納事務及び統計事務
	同	滞納繰越分の管理事務，収納事務及び統計事務
昭和50年	4月	証紙徴収に係る自動車税，自動車取得税の賦課事務及び統計事務
昭和53年	1月	県税・県税税外調定収入等管理事務
昭和58年	7月	「税務事務オンライン化検討プロジェクト」発足。オンライン化の可能性について検討
昭和59年	4月	昭和61年4月稼動を目途に税務オンライン・システムの開発に着手
	同 6月	税務事務のオンライン化に関する要望等について調査
昭和60年	4月	磁気テープ交換による口座振替分収納事務
	同 7月	たばこ流通情報管理システムの事務
昭和61年	4月	税務オンライン・システム運用開始
昭和62年	4月	県税決算事務
昭和63年	1月	過誤納金等還付充当事務
	同 4月	県民税利子割の賦課事務，収納事務及び統計事務
平成 元年	4月	ゴルフ場利用税及び特別地方消費税の賦課事務，収納事務及び統計事務
平成 2年	4月	軽油流通情報管理システムの事務
平成 5年	4月	オンラインによる軽油引取税免税証発行
平成 8年	4月	「税務電算システム調査研究会」を設立し，トータルシステム化を検討
平成 9年	4月	地方消費税市町村交付金算定システムの事務
	同	平成12年7月稼動を目途に税務トータルシステムの開発に着手
平成12年	9月	税務トータルシステム運用開始
平成15年	4月	産業廃棄物埋立税システム運用開始
平成16年	2月	県民税配当割・株式譲渡所得割システム運用開始

平成16年11月	外形標準課税に対応する法人二税システム等運用開始
平成18年 1月	地方税電子申告システム運用開始
平成18年 5月	自動車税のコンビニ収納開始
平成19年 4月	納税証明書（自動車継続検査用）自動発行機の運用開始
同	税務システムの効率化（ダウンサイジング）を検討
平成20年 2月	端末機器の一括更新（パソコン、プリンター、OCR機器）
平成21年 4月	組織再編に伴う税務トータルシステム端末機器等の再配置
同	県税事務所へ地方税電子申告端末配置
平成21年 6月	地方法人特別税に対応する法人二税システム等運用開始
平成23年 3月	ダウンサイジング終了，新システムの運用開始
	端末共用化の整備（LANPC共用化）
	税務システムにEUC機能を追加
	徴収支援システムの運用開始
平成23年 4月	eLTAX国税連携システムに係る個人事業税賦課処理の運用開始
平成23年 5月	口座振替分収納事務を磁気テープ交換からデータ伝送方式に変更
平成24年 4月	マルチペイメント納付を開始（個人事業税，不動産取得税，自動車税）
	コンビニ納付対象税目を拡大（個人事業税及び不動産取得税を追加）
	口座振替対象機関にゆうちょ銀行を追加
平成25年 8月	端末機器の一括更新（パソコン、プリンター、OCR機器，自動発行機）
平成26年 4月	法人二税申告書等のPDF化による保管作業
平成26年 7月	徴収状況集計システムの運用開始
平成26年10月	税務ファイルサーバの運用開始
平成27年 4月	自動車税納付確認システム（JNK S）稼動に係る連携開始
平成28年 2月	税務サーバ等一部更新（運用管理サーバ，バックアップサーバ，ラインプリンター等）
平成28年 3月	番号制度（マイナンバー）に対応する法人二税システムの運用開始
平成28年 4月	自動車税（定期賦課分）のクレジット収納開始

## 2 事務処理の範囲

### (1) 法人県民税及び法人事業税の賦課事務

- 課税額及び加算金額の計算（手作業分を除く。）
- 申告書用紙，納付書用紙及び申告書受付整理簿の作成
- 更正・決定通知書兼納付通知書の作成
- 課税標準額等の通知書，同計算書及び同報告書の作成
- 調定決議書兼調定集計書の作成
- 主要法人調定状況一覧表及び法人事業税調定状況調の作成
- 法人索引簿及び未処理（不申告）法人調査表の作成
- 各種統計資料の作成

### (2) 個人事業税の賦課事務

- 課税額の計算
- 納税通知書，納付書の作成
- 決定決議書兼調定集計書及び決定決議書兼調定異動集計書の作成
- 個人事業税台帳一覧表の作成
- 各種統計資料の作成

### (3) 不動産取得税の賦課事務

- 評価額（評価計算を除く。），控除額及び課税標準額等の検算並びに課税額の計算
- 納税通知書及び不動産取得税の納付について（お知らせ）の作成
- 決定決議書兼調定集計書，調定異動集計書，調定明細書，調定異動明細書，不動産の価格決定通知書等の作成
- 各種減額及び徴収猶予処理
- 各種統計資料の作成

### (4) ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課事務

- 課税額及び加算金額の計算
- 申告書用紙及び納入（付）書用紙の作成
- 更正・決定通知書兼納入（付）通知書の作成
- 申告納入・納付決議書（不申告加算金決定決議書），調定集計書及び調定異動集計書の作成
- 特別徴収義務者等一覧表及び申告書受付整理簿の作成
- 軽油引取税報償金算定資料の作成
- ゴルフ場利用税市町村交付金算定資料の作成
- 各種統計資料の作成

### (5) 自動車税の賦課事務

- 課税額の計算
- 納税通知書及び納付書の作成
- 納税証明書（継続検査用）の作成

- 調定明細書甲，納付異動決議書（証紙徴収分）及び調定明細書乙の作成
- 各種統計資料の作成
- (6) 鉦区税の賦課事務
  - 課税額の計算
  - 納税通知書の作成
  - 決定決議書兼調定集計書の作成
  - 台帳一覧表の作成
- (7) 県民税利子割の賦課事務
  - 課税額及び加算金額の計算
  - 申告書用紙の作成
  - 調定決議書兼調定集計書の作成
  - 更正・決定通知書兼納入通知書の作成
  - 特別徴収義務者一覧表の作成
  - 利子割市町村交付金算定資料の作成
  - 各種統計資料の作成
- (8) たばこ流通情報管理システムの事務
  - 申告書のデータチェック及びチェック済報告データの作成
- (9) 軽油流通情報管理システムの事務
  - 各種報告書の作成
  - 不突合リストの作成
- (10) 地方消費税市町村交付金算定システムの事務
  - 地方消費税市町村交付金算定資料の作成
- (11) 証紙徴収に係る自動車税及び自動車取得税の賦課事務
  - 証紙徴収税額の計算
  - 納付（異動）決議書兼調定（異動）集計書の作成
  - 自動車取得税市町村交付金算定資料の作成
  - 各種統計資料の作成
- (12) 滞納処分等の管理事務
  - 徴収簿兼滞納整理簿（収納マスタ）の作成，整理
  - 欠損処分該当者一覧表の作成
  - 欠損処分完結者一覧表の作成
  - 各種統計資料の作成
  - 徴収支援システムによる徴収整理票の作成，収入・未納の管理
- (13) 収納事務
  - 徴収簿兼滞納整理簿（収納マスタ）の作成，整理
  - 個人事業税及び自動車税に係る口座振替データの作成及び金融機関への伝送

- 領収済明細一覧表, 未納額異動一覧表, 消込保留等一覧表及び県税収入取消等一覧表の作成
- 延滞金の計算
- 督促状, 催告書及び差押予告通知用納付書の作成
- 納期内納入(付)状況一覧表の作成
- 徴収猶予に係る納入(付)書及び徴収猶予状況調(法人二税, 不動産取得税及び軽油引取税のみ)の作成
- 確定延滞金納付書(法人二税, 個人事業税, 不動産取得税, 自動車税, 軽油引取税, ゴルフ場利用税)の作成

(14) 過誤納金等還付充当事務

- 還付加算金の計算
- 過誤納金・未済金明細一覧表, 靡誤納リスト, 還付追加項目チェックリスト, モニタリスト(外形対象法人), 延滞金確認リスト(外形対象法人), 県税過誤納金等整理簿, 過誤納金等還付充当計算書兼還付加算金計算書, 過誤納金等還付充当通知書, 戻出充当調書, 支出調書, 送金通知書, 送金案内書(案内発行簿), 振出通知書合計表, 口座振替通知書, 口座振替案内書(案内発行簿)及び債権者内訳書の作成
- 口座振替払データ及び指定隔地払データの作成及び金融機関への伝送

(15) 県税管理事務

- 県税調定収入済額調及び税外調定収入済額調の作成
- 調定収入状況調の作成
- 収入報告データ及び調定報告データの作成
- 歳入歳出外現金受払報告データ及び支出報告データの作成

(16) オンライン処理事務

- 入力(宛名, 課税, 収入未納, 還付充当, 徴収支援, 処分等)業務
- 照会(宛名, 課税, 収入未納, 還付充当, 徴収支援, 処分等)業務
- 発行(納税証明書, 納付書, 軽油免税証等)業務
- 配信(各種エラーリスト, 未納額異動一覧表)業務

(17) 県税決算事務

- 滞納繰越分明細一覧表の作成
- 県税収入状況報告書の作成
- 県税・県税に係る税外収入欠損処分報告書の作成
- 県税・県税に係る税外収入繰越状況報告書の作成
- 滞納繰越状況調書の作成
- 県税徴収猶予状況報告書の作成
- 県税・県税に係る税外収入滞納処分の停止状況報告書の作成
- 県税過誤納金処理状況報告書の作成
- 決算報告資料の作成

(18) 産業廃棄物埋立税の賦課事務

- パソコンによる課税・収入・未納の管理

- 申告書用紙・納付書用紙の作成
- (19) 県民税配当割・株式譲渡所得割の賦課事務
  - パソコンによる課税・収入・未納の管理
  - 申告書用紙の作成
  - 調定決議書兼調定明細書及び調定集計書の作成

3 端末機器等の設置状況

平成28年8月1日現在

区 分	パソコン	ページ プリンタ	インサータ プリンタ	OCR 読取機	エルタックス 端末	納税証明書 自動発行機	
本 庁	5	3	1	0	2	0	
西部県税事務所	本 所	14	31	2	0	31	0
	(観音庁舎)	4	3	0	0	0	2
	廿日市分室	2	4	1	0	0	0
	呉分室	2	4	1	0	0	0
	東広島分室	6	5	2	2	0	0
東部県税事務所	本 所	7	14	1	0	12	0
	(松永庁舎)	2	2	0	0	0	1
	尾道分室	2	3	1	0	0	0
北部県税事務所	本 所	3	4	1	0	2	0
合 計	47	73	10	2	47	3	

- (注) 1 パソコンの台数は専用端末のみを計上  
 2 パソコンは全てデスクトップ型 (H25.8更新)  
 3 納税証明書自動発行機は自動車継続検査用

4 オンライン稼働状況

(27.4.1~28.3.31)

区 分	入力件数	照会件数	発行件数
法人二税	71,812	905,891	—
県民税利子割	3,740	5,302	—
個人事業税	16,937	90,617	—
不動産取得税	29,634	108,378	—
間税三税	232	6,332	—
自動車税	53,279	1,068,613	—
還付充当	25,593	—	—
徴 収	12,362	2,433	—
徴収支援	—	1,536,994	—
その他 (収入管理, 口座等)	61,993	488,670	—
オンライン発行	—	—	190,122
EUC	—	40,818	—
合 計	275,582	4,254,048	190,122

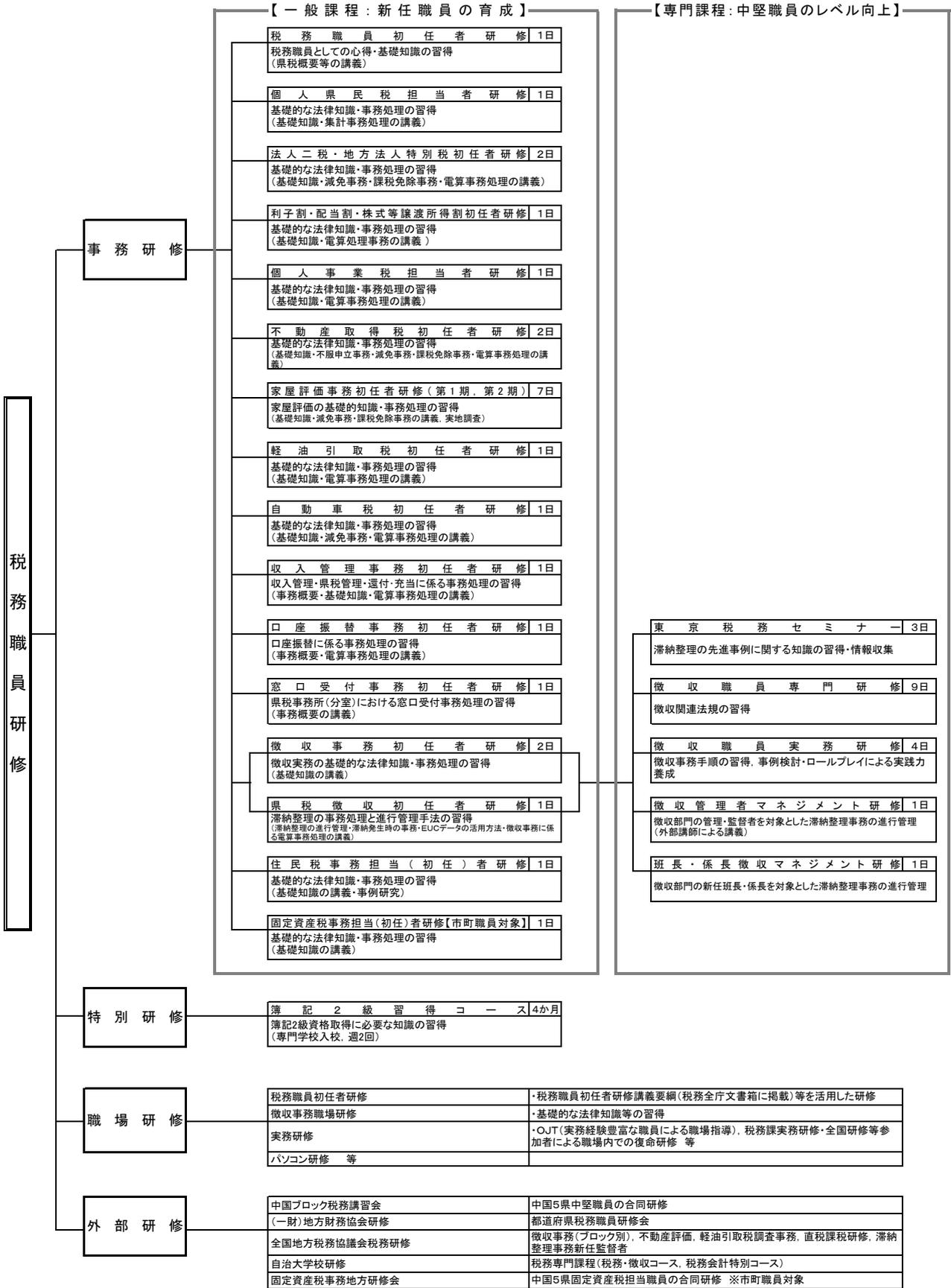
※徴収支援は入力と照会の区分が不明のため、照会として一括計上した。

5 サーバ等の機器構成

平成28年8月1日現在

名 称	型 式	数 量	性 能 等
A Pサーバ	EP8000/520	2	4 G B
D Bサーバ	EP8000/520	2	8 G B, 16 G B
W E Bサーバ	BS320	17	Xeon2CPUサーバプラットフォーム (A4), 4 G B
徴収支援・EUCサーバ	BS320	2	Xeon2CPUサーバプラットフォーム (A4), 16 G B
電子帳票・プレプリサーバ	BS320	1	Xeon2CPUサーバプラットフォーム (A4), 4 G B
運用管理サーバ	HA8000/RS220AM2	1	4 G B
バックアップサーバ	HA8000/RS220AM2	1	LT0ライブラリ30連装付
その他サーバ (保守・予備用等)	HA8000/RS220AJ他	5	
税務ファイルサーバ	HDL-Z4WL12CR2	2	4 G B, ハードディスク容量12 T B
ラインプリンタ	GX5601P	2	800行/分
連続紙プリンタ	LB-F100A	2	6900行/分
カット紙プリンタ	PRO-1107	1	A4 : 110枚/分

2 平成28年度税務職員研修体系



税務職員研修

### 3 平成28年度税務職員研修実施計画

実施月	科 目	実施日	日程	会場	主 な 研 修 内 容	対象者
4月	窓口受付事務初任者研修	7日(木)	1日	広島	県税事務所分室における窓口受付事務、収入管理事務	県税事務所職員
	県税徴収初任者研修	8日(金)	1日	広島	滞納整理の進行管理、滞納発生時の事務、EUCデータの活用方法、徴収事務に係る電算事務処理	県税事務所職員
	個人県民税担当者研修	8日(金)	1日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、集計事務処理	県税事務所職員
	マイナンバー制度研修	13日(水)	1日	広島	マイナンバー制度の概要	県税事務所職員
		15日(金)	1日	福山		
	口座振替事務初任者研修	13日(水)	1日	広島	口座振替事務、電算事務処理	県税事務所職員
	軽油引取税初任者研修	14日(木)	1日	広島	基礎的な法律知識、免税軽油事務、調査事務、電算事務処理	県税事務所職員
	自動車税初任者研修	15日(金)	1日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、減免事務、電算事務処理	県税事務所職員
	税務職員初任者研修	18日(月)	1日	広島	税務職員の心得、危機管理・服务等、財政と税金、県税の概要、滞納処分、税務TSの概要、マイナンバー制度の概要	県税事務所職員 嘱託員・臨時職員
	不動産取得税初任者研修	19日(火) ~20日(水)	2日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、不服申立事務、減免・課税免除事務、電算事務処理	県税事務所職員
	収入管理事務初任者研修	21日(木)	1日	広島	収入管理事務(収入・県税管理、還付・充当、納税証明等)、電算事務処理	県税事務所職員
	徴収事務初任者研修	21日(木) ~22日(金)	2日	広島	基礎的な法律知識(地方税法総則・国税徴収法)、徴収事務の基礎知識	県税事務所職員 県公債権徴収職員 市町職員
	法人二税・地方法人特別税初任者研修	21日(木) ~22日(金)	2日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、減免・課税免除事務、電算事務処理	県税事務所職員
個人事業税担当者研修	25日(月)	1日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、減免・課税免除事務、電算事務処理	県税事務所職員	
5月	利子割・配当割・株式等譲渡所得割初任者研修	9日(月)	1日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、電算事務処理	県税事務所職員
6月	徴収職員専門研修(民法)	1日(水) 2日(木) 3日(金)	3日	広島	徴収関連法規の習得	県税事務所職員 県公債権徴収職員 市町職員
	家屋評価事務初任者研修(第1期)	7日(火) ~10日(金)	4日	広島	家屋評価の概要、評価計算の基礎、実地調査	県税事務所職員 市町職員
	徴収職員実務研修(債権差押・滞調法)	28日(火)	1日	福山	徴収事務手順の習得、事例検討・ロールプレイによる実践力養成	県税事務所職員 市町職員
	簿記2級習得コース	6月下旬 ~10月上旬		広島 福山	簿記2級資格取得に必要な知識(専門学校入校、週2回)	県税事務所職員
7月	家屋評価事務初任者研修(第2期)	6日(水) ~8日(金)	3日	広島	評価計算の基礎	県税事務所職員
	班長・係長徴収マネジメント研修	22日(金)	1日	広島	徴収部門の新任班長・係長を対象とした滞納整理事務の進行管理	県税事務所職員 市町職員
	住民税事務担当(初任)者研修	25日(月)	1日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、意見交換	県税事務所職員 市町職員
	東京税務セミナー	7月~8月	3日	東京	滞納整理の先進事例に関する知識の習得及び情報収集	税務課職員 県税事務所職員
8月	固定資産税事務担当(初任)者研修	1日(月)	1日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務	県税事務所職員 市町職員
	徴収職員専門研修(民事執行・破産法)	3日(水)	1日	広島	徴収関連法規の習得	県税事務所職員 県公債権徴収職員 市町職員
	徴収管理者マネジメント研修	26日(金)	1日	広島	滞納整理事務の進行管理	県税事務所職員 県公債権徴収職員 市町職員
9月	徴収職員実務研修(自動車・猶予)	7日(水)	1日	広島	徴収事務手順の習得、事例検討・ロールプレイによる実践力養成	県税事務所職員 市町職員
	徴収職員専門研修(国税徴収法)	26日(月) ~27日(火)	2日	広島	徴収関連法規の習得	県税事務所職員 市町職員
10月	中国ブロック税務講習会	19日(水) ~21日(金)	3日	広島	中国5県の合同研修	県税事務所職員
	法人二税実務者研修	未定	1日	広島	法人に係る知識の習得・各県との意見交換	中国5県の 県税事務所職員
11月	徴収職員実務研修(捜索)	2日(水)	1日	広島	徴収事務手順の習得、事例検討・ロールプレイによる実践力養成	県税事務所職員 市町職員
12月	徴収職員専門研修(地方税法総則)	7日(水)	1日	福山	徴収関連法規の習得	県税事務所職員 市町職員
1月	徴収職員実務研修(不動産)	11日(水)	1日	広島	徴収事務手順の習得、事例検討・ロールプレイによる実践力養成	県税事務所職員 市町職員
2月	徴収職員専門研修(承継・連帯・時効)	2日(木) ~3日(金)	2日	広島	徴収関連法規の習得	県税事務所職員 市町職員

4 平成28年度県税広報計画（平成28年4月1日現在）

実施月	広報事項	時期	媒体	摘要	
4月	自動車税の納期内納付の勧奨(クレジット納付開始)	1日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより	
	自動車税・自動車取得税のグリーン化税制について	上旬	ホームページ		
	県税のあらし	上旬	県税のしおり	ホームページにも掲載	
		上旬	あなたと県税	ホームページにも掲載	
	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中旬	ホームページ		
5月	県税のあらし	上旬	ホームページ	税制改正分等を更新	
	県税予算について	上旬	ホームページ	新年度予算を掲載	
	自動車税の納期内納付の勧奨及び電子納付について (クレジット納付開始)	中～下旬		テレビスポット	
				ポスター・チラシ	金融機関、公共交通機関、各庁舎等に掲示するほか、県政情報コーナーにチラシ配架
				デジタルサイネージ	広島銀行各店舗
				全庁掲示板	掲載を各所属にメールで通知
				パソコン啓発画面	
				SNS	ツイッター、フェイスブック
自動車税の納期内納付の勧奨について	上旬～下旬	懸垂幕	本庁南館に掲出		
口座振替加入勧奨について	随時	ホームページ・ローテーションバナー			
7月	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中旬	ホームページ		
	不正軽油110番について	随時	ホームページ		
	軽油の県内購買勧奨について	随時	ホームページ		
8月	個人事業税(1期分)の納期内納付の勧奨について	1日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより	
		中旬	ホームページ SNS	ツイッター、フェイスブック	
	口座振替加入勧奨について	随時	ホームページ・ローテーションバナー		
9月	不正軽油110番について	随時	ホームページ		
	不動産の取得申告について	1日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより	
10月	不正軽油撲滅の強化月間について	1日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより	
		上旬		テレビスポット	
				ホームページ SNS	ツイッター、フェイスブック
	個人事業税(2期分)の納期内納付の勧奨について	1日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより	
		中旬	ホームページ SNS	ツイッター、フェイスブック	
	個人住民税の特別徴収の県内一斉実施について	下旬	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより	
		下旬	ホームページ	PRページ	
	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中旬	ホームページ		
地方税納税推進強化月間の実施について	1日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより		
11月	地方税納税推進強化月間の実施について	随時	テレビスポット		
		上旬	ホームページ		
	個人住民税の特別徴収の県内一斉実施について	随時	テレビスポット		
	自動車の移転・抹消登録の促進について	上旬	ホームページ		
	税を考える週間について	上～中旬		ポスター 全庁掲示板	各庁舎、市町で掲示
				ホームページ SNS	ツイッター、フェイスブック

実施月	広報事項	時期	媒体	摘要
1 2 月	自動車税納税通知書用封筒裏面広告の募集について	上 旬	ホームページ	
	広島県知事賞受賞作品の紹介 (税に関する作文・習字:納貯連主催)	上 旬	ホームページ	
		中 旬	県民ギャラリー展示	
	不正軽油110番について	1 日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより
1 月	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中 旬	ホームページ	
2 月	所得税・贈与税・個人住民税・消費税及び地方消費税の 確定申告について	1 日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより
		随 時	テレビスポット	
		中 旬 ～ 下 旬	ホームページ	PRページ
			SNS	ツイッター, フェイスブック
			全庁掲示板	庁内各所属にメールで通知
			パソコン啓発画面	
	懸垂幕	本庁南館等に掲出		
	自動車の移転・抹消登録の促進について	1 日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより
		随 時	テレビスポット	
			リーフレット	各庁舎, 市町へ配架
ホームページ				
SNS	ツイッター, フェイスブック			
自動車取得税の廃止及び自動車税環境性能割の創設について	下 旬	ホームページ		
消費税の税率引き上げについて	下 旬	ホームページ		
3 月	所得税・贈与税・個人住民税・消費税及び地方消費税の 確定申告について	初旬～中旬	ホームページ	PRページ
	口座振替納付の推進について	上旬～中旬	ローテーションバナー	
通 年	電子納付について	随 時	ホームページ, チラシなど機会があるごとに	
	コンビニ収納について	随 時	ホームページなど機会があるごとに	
	口座振替について	随 時	ホームページ, チラシなど機会があるごとに	
	ふるさと納税について	随 時	ホームページ, イベントなど機会があるごとに	

【広報課所管の広報媒体】

平成28年4月1日現在

媒体	局名等	番組名等	時間等	放送時間等	放送日等
テレビ	テレビ新広島	ひろしま県民テレビ	6分	21:54～	毎週水曜日
印刷広報	ひろしま県民だより		新聞朝刊折込		毎月1日
ホームページ	広島県ホームページ ( <a href="http://www.pref.hiroshima.lg.jp/">http://www.pref.hiroshima.lg.jp/</a> )				
SNS	広島県公式Facebook ( <a href="http://www.facebook.com/pref.hiroshima">http://www.facebook.com/pref.hiroshima</a> ) 広島県公式Twitter ( <a href="http://twitter.com/hiroshima_pref">http://twitter.com/hiroshima_pref</a> )				

県 税 機 構





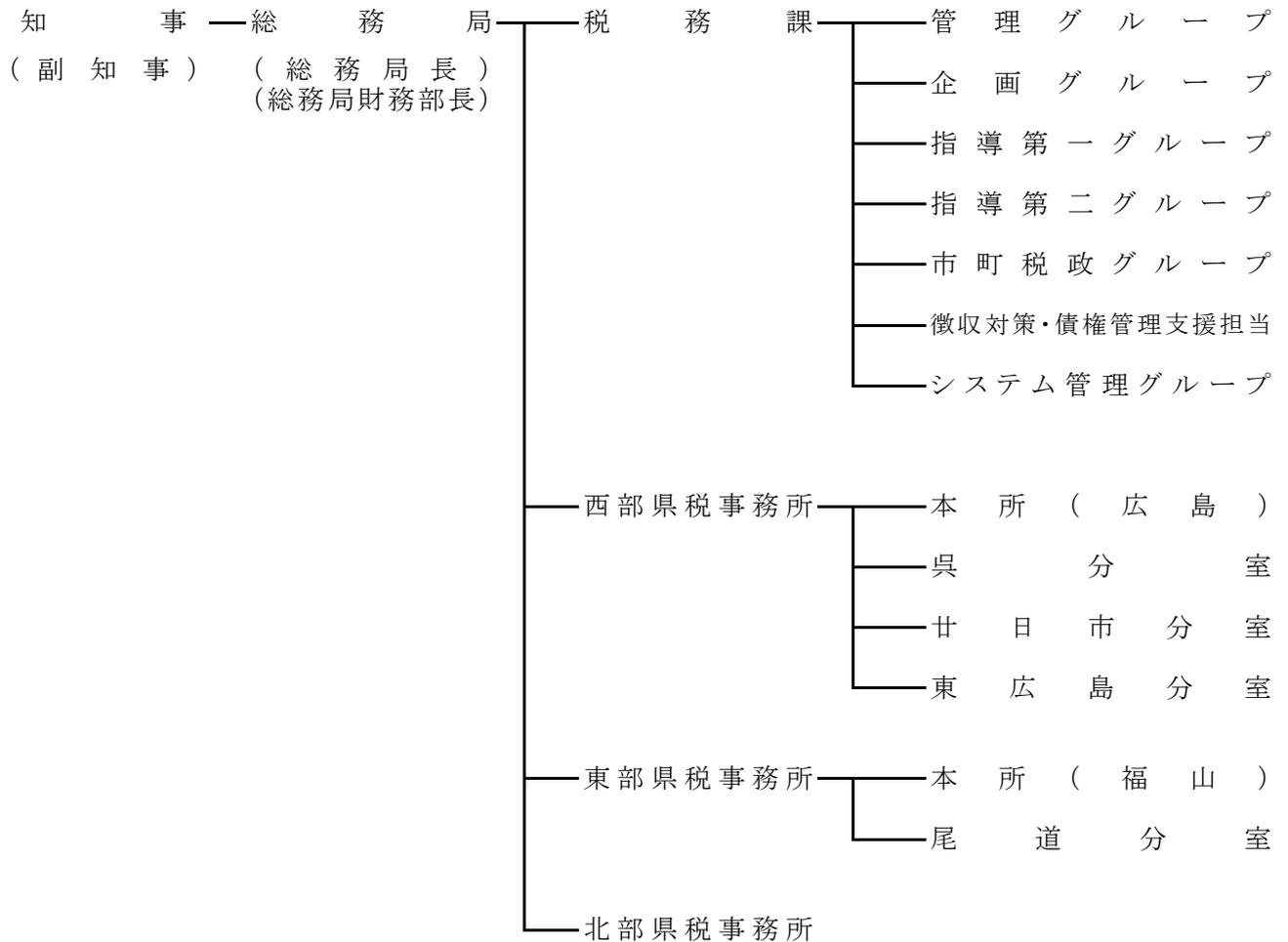
# 1 税 務 機 構

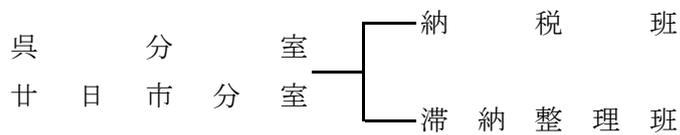
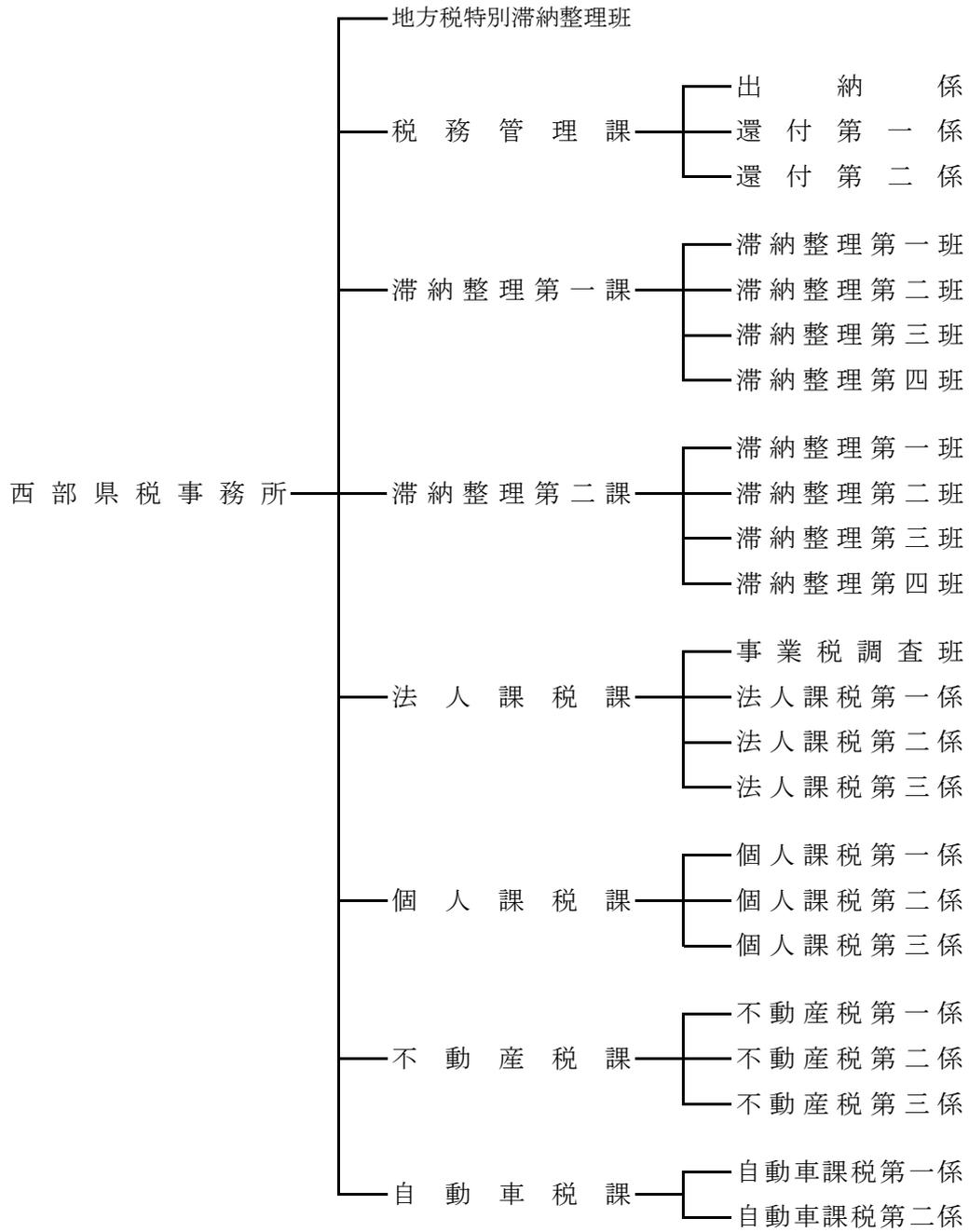
## (1) 機構の概要

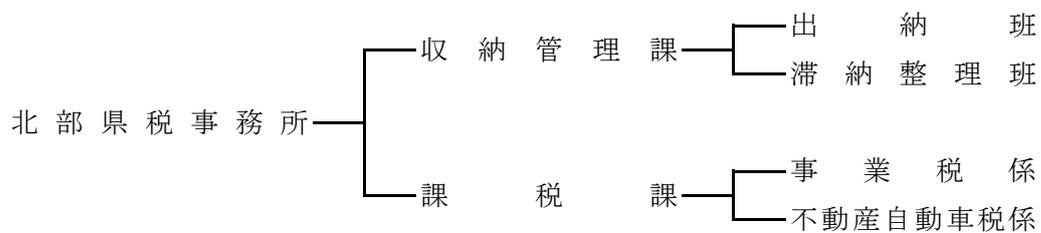
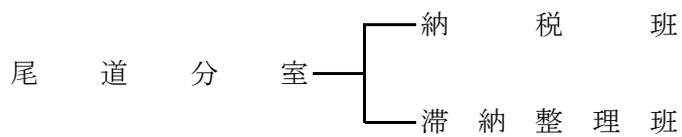
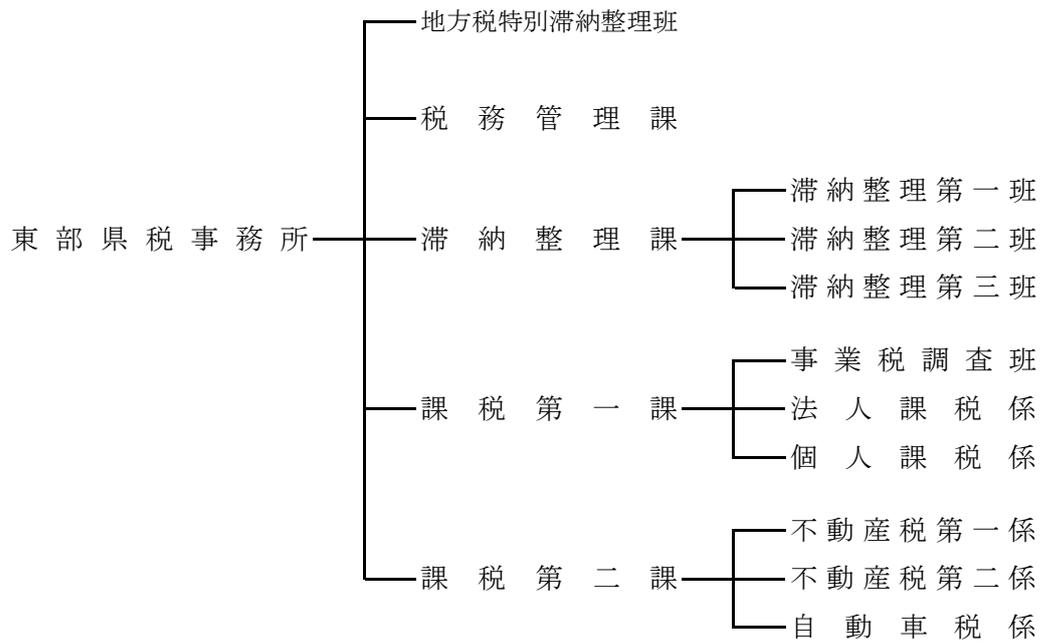
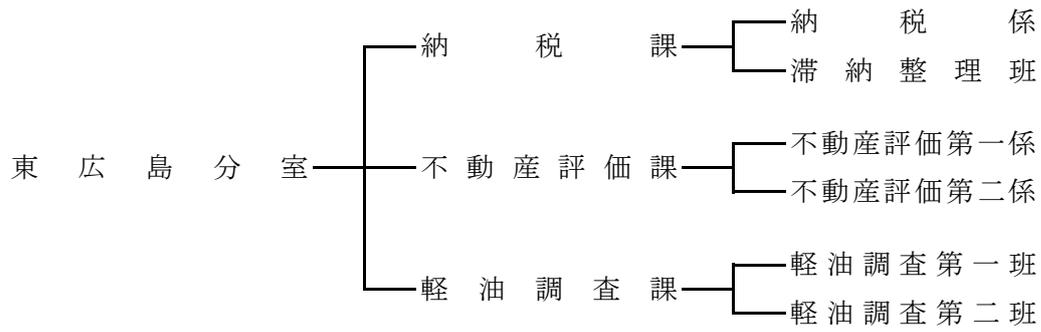
県税の賦課徴収事務を担当する行政機関として、本庁では総務局に税務課、地方機関として西部・東部・北部に県税事務所を設置している。

税務に関する知事の権限は、一部を除きこれらの県税事務所長に委任されており(広島県税条例第6条)、県税に関する事務は、県税事務所において所掌することとなっている。

## (2) 機 構







## 2 事務分掌

### 税務課

グループ	分 掌 事 務
管理グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の身分、服務及び福利厚生に関すること</li> <li>2 税務組織に関すること</li> <li>3 歳出予算及び支出に関すること</li> <li>4 物品の出納及び管理に関すること</li> <li>5 文書の収発整理に関すること</li> <li>6 公有財産の管理に関すること</li> <li>7 税理士資格に関すること</li> <li>8 他のグループの所掌に属さないこと</li> </ol>
企画グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税及び県税に係る税外収入の予算、決算及び調定収入の整理</li> <li>2 県税関係法規及び通達に関すること</li> <li>3 納税貯蓄組合に関すること</li> <li>4 地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、地方道路譲与税及び航空機燃料譲与税に関すること</li> <li>5 税務職員の研修に関すること</li> <li>6 課税状況等の報告に関すること</li> <li>7 県税統計に関すること</li> <li>8 地方交付税の基準財政収入に関すること</li> <li>9 県税に係る陳情、請願に関すること</li> <li>10 県税に係る広報に関すること</li> <li>11 口座振替制度に関すること</li> <li>12 県税事務所の事務実態調査及び定例監査に関すること</li> </ol>
指導第一グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人二税及び自動車二税の総括</li> <li>2 鉦区税の賦課徴収に関すること</li> <li>3 県たばこ税、狩猟税、産業廃棄物埋立税に関すること</li> <li>4 県税の課税免除に関すること</li> <li>5 地方消費税に関すること</li> <li>6 指導第一グループに係る県税の不服申立及び訴訟に関すること</li> </ol>
指導第二グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、個人事業税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、不動産取得税の総括</li> <li>2 寄付金税制に関すること</li> <li>3 利子割精算金に関すること</li> <li>4 県税の犯則取締に関すること</li> <li>5 県税のほ税調査及びその指導に関すること</li> <li>6 指導第二グループに係る県税の不服申立及び訴訟に関すること</li> </ol>

グループ	分 掌 事 務
市町税政グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町の徴収対策に関すること</li> <li>2 個人住民税特別徴収の推進に関すること</li> <li>3 固定資産税の課税免除に関すること</li> <li>4 市町民税に関すること</li> <li>5 国民健康保険税に関すること</li> <li>6 普通交付税（基準財政収入額）に関すること</li> <li>7 特別土地保有税に関すること</li> <li>8 固定資産税・都市計画税に関すること</li> <li>9 固定資産評価審議会に関すること</li> <li>10 国有資産等所在市町村交付金・納付金に関すること</li> <li>11 基地交付金に関すること</li> </ol>
徴収対策・債権管理支援担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 回収困難案件に対する指導・助言に関すること</li> <li>2 税外債権の管理回収に係る研修に関すること</li> <li>3 広島県債権管理会議に関すること</li> <li>4 その他、税外債権の管理・回収に係る支援全般に関すること</li> <li>5 県税の滞納整理に関すること</li> <li>6 インターネット公売及び電話加入権合同公売に関すること</li> <li>7 市町税の徴収指導（個人県民税の徴収対策を含む。）に関すること</li> </ol>
システム管理グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 税務トータルシステムの運用管理に関すること</li> <li>2 地方税電子申告審査システムの運用管理に関すること</li> <li>3 軽油流通情報管理システム及びたばこ流通情報管理システムに関すること</li> <li>4 県税領収済通知書の管理に関すること</li> <li>5 地方税の電子申告に関すること</li> <li>6 自動車登録手続のワンストップサービス（OSS）に関すること</li> <li>7 電子納税（MPN）に関すること</li> <li>8 EUCシステムに関すること</li> <li>9 税務トータルシステムのシステム改善の総合調整に関すること</li> <li>10 税務端末機器等の管理に関すること</li> <li>11 税務トータルシステムの再構築に関すること</li> </ol>

県税事務所（分室）

所	課	係・班	分 掌 事 務
西 部 県 税 事 務 所 （ 本 所 ）	地方税特別滞納整理班		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大口・徴収困難に係る徴収金及び過料の徴収並びに滞納処分に関すること</li> <li>2 個人住民税直接徴収及び併任徴収に関すること</li> <li>3 納税貯蓄組合の育成指導に関すること</li> </ol>
	税務管理課	出納係 還付第一係 還付第二係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること</li> <li>2 納税意欲の高揚に関すること</li> <li>3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること</li> <li>4 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること</li> <li>5 徴収金及び過料の収入整理に関すること</li> <li>6 督促状の発付及び過誤納金還付充当に関すること</li> <li>7 納税証明に関すること</li> <li>8 前各号のほか，他課の所掌に属しないこと</li> </ol>
	滞納整理第一課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班 滞納整理第四班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること</li> <li>2 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること</li> </ol>
	滞納整理第二課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班 滞納整理第四班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること</li> <li>2 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること</li> </ol>
	法人課税課	事業税調査班 法人課税第一係 法人課税第二係 法人課税第三係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人の県民税，法人の事業税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>2 法人の県民税，法人の事業税及び地方法人特別税の課税標準の調査に関すること</li> <li>3 eLTAXの普及・利用促進に関すること</li> </ol>
	個人課税課	個人課税第一係 個人課税第二係 個人課税第三係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の県民税，利子等に係る県民税，特定配当等に係る県民税，特定株式等譲渡所得金額に係る県民税，個人の事業税及び狩猟税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>2 個人の県民税，利子等に係る県民税，特定配当等に係る県民税，特定株式等譲渡所得金額に係る県民税，個人の事業税及び狩猟税の課税標準の調査に関すること</li> <li>3 市町が処理する県民税に係る事務に関すること</li> <li>4 軽油引取税の免税証の管理に関すること</li> </ol>
	不動産税課	不動産税第一係 不動産税第二係 不動産税第三係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不動産取得税及び固定資産税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>2 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の調査に関すること</li> <li>3 不動産取得税及び固定資産税に係る犯則取締に関すること</li> </ol>
自動車税課	自動車課税第一係 自動車課税第二係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>2 自動車税の課税標準の調査に関すること</li> <li>3 証紙徴収に係る自動車取得税及び自動車税の申告書の受理等（広島運輸支局所管の自動車に限る。）</li> <li>4 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車税の徴収の特例に関する条例第四条の自動車税の徴収に関すること</li> </ol>	

所	課	係・班	分 掌 事 務
呉・廿日市・尾道分室	納 滞 納 税 整 理 班	納 滞 納 税 整 理 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること</li> <li>2 徴収金及び過料の収入整理に関すること</li> <li>3 納税証明に関すること</li> <li>4 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること</li> <li>5 県税及び地方法人特別税の延滞金の減免に関すること</li> <li>6 不動産取得税の減額及び徴収猶予に関すること</li> <li>7 自動車税の減免に関すること</li> <li>8 軽油引取税の免税証の管理に関すること</li> </ol>
東広島分室	納 税 課	納 滞 納 税 整 理 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること</li> <li>2 徴収金及び過料の収入整理に関すること</li> <li>3 納税証明に関すること</li> <li>4 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること</li> <li>5 県税及び地方法人特別税の延滞金の減免に関すること</li> <li>6 不動産取得税の減額及び徴収猶予に関すること</li> <li>7 自動車税の減免に関すること</li> </ol>
	不動産評価課	不動産評価第一係 不動産評価第二係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不動産取得税及び固定資産税の課税標準となるべき価格の調査及び決定に関すること</li> </ol>
	軽油調査課	軽油調査第一班 軽油調査第二班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 軽油引取税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>2 ゴルフ場利用税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>3 軽油引取税及びゴルフ場利用税の課税標準の調査に関すること</li> <li>4 軽油引取税及びゴルフ場利用税に係る犯則取締に関すること</li> <li>5 軽油引取税の免税証の管理に関すること</li> </ol>

所	課	係・班	分 掌 事 務
東 部 県 税 事 務 所 ( 本 所 )	地方税特別滞納整理班		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大口・徴収困難に係る徴収金及び過料の徴収並びに滞納処分に関すること</li> <li>2 個人住民税併任徴収に関すること</li> <li>3 納税貯蓄組合の育成指導に関すること</li> </ol>
	税 務 管 理 課		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること</li> <li>2 納税意欲の高揚に関すること</li> <li>3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること</li> <li>4 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること</li> <li>5 徴収金及び過料の収入整理に関すること</li> <li>6 督促状の発付及び過誤納金還付充当に関すること</li> <li>7 納税証明に関すること</li> <li>8 前各号のほか，他課の所掌に属しないこと</li> </ol>
	滞納整理課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること</li> <li>2 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること</li> </ol>
	課税第一課	事業税調査班 法人課税係 個人課税係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民税，事業税，地方法人特別税及び狩猟税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>2 県民税，事業税，地方法人特別税及び狩猟税の課税標準の調査に関すること</li> <li>3 県民税，事業税，地方法人特別税及び狩猟税に係る犯則取締に関すること</li> <li>4 市町が処理する県民税に係る事務に関すること</li> </ol>
	課税第二課	不動産税第一係 不動産税第二係 自動車税係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不動産取得税，自動車税及び固定資産税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>2 不動産取得税，自動車税及び固定資産税の課税標準の調査に関すること</li> <li>3 不動産取得税，自動車税及び固定資産税に係る犯則取締に関すること</li> <li>4 証紙徴収に係る自動車取得税及び自動車税の申告書の受理等（福山自動車検査登録事務所所管の自動車に限る。）</li> <li>5 軽油引取税の免税証の管理に関すること</li> </ol>
北 部 県 税 事 務 所	収納管理課	出 納 班 滞 納 整 理 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること</li> <li>2 納税意欲の高揚に関すること</li> <li>3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること</li> <li>4 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること</li> <li>5 徴収金及び過料の収入整理に関すること</li> <li>6 督促状の発付及び過誤納金還付充当に関すること</li> <li>7 納税証明に関すること</li> <li>8 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること</li> <li>9 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること</li> <li>10 納税貯蓄組合の育成指導に関すること</li> <li>11 前各号のほか，他課の所掌に属さないこと</li> </ol>
	課 税 課	事 業 税 係 不 動 産 自 動 車 税 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>2 県税及び地方法人特別税の課税標準の調査に関すること</li> <li>3 軽油引取税の免税証の管理に関すること</li> <li>4 市町が処理する県民税に係る事務に関すること</li> </ol>

### 3 税務職員配置状況(1)

平成28年4月1日現在

区 分	総 数	所 長・ 分室長	次 長・ 地方税総括管理監	課 長・ 参事	主 幹・ 主任 税務 査察 員・ 事業 調整 員・ 税務 査査 員	主 任	主 任 ( エ ル ダ ー )	主 事	事 務 種 類 別 内 訳			
									総 務	収 納	直 税	間 税
平成20年度総計	394	9	16	39	208	85	18	19	36	164	163	31
平成21年度総計	371	8	17	29	210	76	19	12	36	156	146	33
平成22年度総計	365	8	14	29	214	71	22	7	37	146	151	31
平成23年度総計	359	8	14	36	201	66	23	11	36	145	148	30
平成24年度総計	346	8	15	38	203	50	20	12	35	139	142	30
平成25年度総計	337	8	14	37	210	39	15	14	35	138	142	22
平成26年度総計	335	8	13	35	199	37	26	17	33	143	137	22
平成27年度総計	328	8	13	34	210	23	21	19	33	140	134	21
平成28年度総計	327	8	13	34	191	25	39	17	33	134	139	21
( 内 訳 )												
税 務 課	39	1	1	3	21	5	1	7	22	4	12	1
西 部 県 税 事 務 所	134	1	4	14	83	9	18	5	2	67	64	1
西 呉 県 税 分 務 所 室	11	1	1	0	5	2	2	0	1	6	3	1
西 廿 日 部 県 税 市 分 務 所 室	13	1	1	0	8	0	3	0	1	8	3	1
西 東 部 県 税 島 分 務 所 室	36	1	1	5	21	3	4	1	2	6	14	14
東 部 県 税 事 務 所	63	1	3	9	37	3	7	3	2	28	32	1
東 尾 部 県 税 道 分 務 所 室	11	1	1	0	5	3	1	0	1	6	3	1
北 部 県 税 事 務 所	20	1	1	3	11	0	3	1	2	9	8	1

(注1) 税務課長は所長・分室長欄へ、税務システム担当監は次長・地方税総括管理監の欄へ計上。

(注2) 市町からの派遣職員及び嘱託員を除く。

### 3 税務職員配置状況(2)

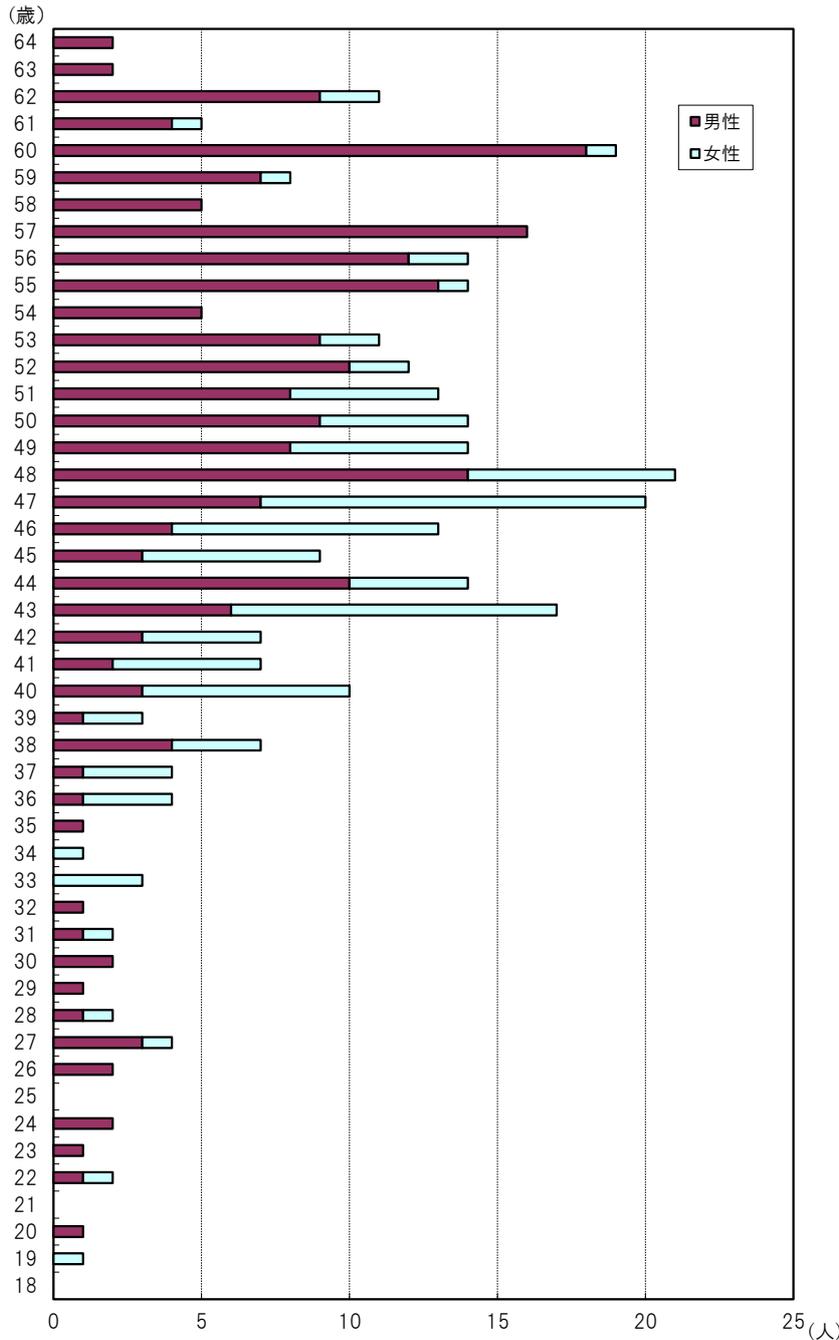
平成28年4月1日現在

所名	課名	職員数 (人)	所名	課名	職員数 (人)
西部県税事務所	地方税特別滞納整理班	9	東広島分室	納税課	12
	税務管理課	19		不動産評価課	10
	滞納整理第一課	20		軽油調査課	14
	滞納整理第二課	22		小計	36
	法人課税課	20	東部県税事務所	地方税特別滞納整理班	6
	個人課税課	14		税務管理課	10
	不動産税課	20		滞納整理課	15
	自動車税課	10		課税第一課	12
	小計	134		課税第二課	20
呉分室	納税班	5	尾道分室	納税班	5
	滞納整理班	6		滞納整理班	6
	小計	11		小計	11
廿日市分室	納税班	5	北部県税事務所	収納管理課	11
	滞納整理班	8		課税課	9
	小計	13		小計	20
			税務課		39
			合計		327

(注1) 市町からの派遣職員及び嘱託員を除く。

#### 4 税務職員年齢別・男女別人員分布

平成28年4月1日現在



年齢 (歳)	総数 (人)	男性 (人)	女性 (人)	構成比 (%)	(構成比) (%)
64	(2)	(2)	(0)		(0.6)
63	(2)	(2)	(0)		(0.6)
62	(11)	(9)	(2)		(3.4)
61	(5)	(4)	(1)		(1.5)
60	(19)	(18)	(1)		(5.8)
59	8	7	1	2.8	(2.4)
58	5	5	0	1.7	(1.5)
57	16	16	0	5.6	(4.9)
56	14	12	2	4.9	(4.3)
55	14	13	1	4.9	(4.3)
54	5	5	0	1.7	(1.5)
53	11	9	2	3.8	(3.4)
52	12	10	2	4.2	(3.7)
51	13	8	5	4.5	(4.0)
50	14	9	5	4.9	(4.3)
49	14	8	6	4.9	(4.3)
48	21	14	7	7.3	(6.4)
47	20	7	13	6.9	(6.1)
46	13	4	9	4.5	(4.0)
45	9	3	6	3.1	(2.8)
44	14	10	4	4.9	(4.3)
43	17	6	11	5.9	(5.2)
42	7	3	4	2.4	(2.1)
41	7	2	5	2.4	(2.1)
40	10	3	7	3.5	(3.1)
39	3	1	2	1.0	(0.9)
38	7	4	3	2.4	(2.1)
37	4	1	3	1.4	(1.2)
36	4	1	3	1.4	(1.2)
35	1	1	0	0.3	(0.3)
34	1	0	1	0.3	(0.3)
33	3	0	3	1.0	(0.9)
32	1	1	0	0.3	(0.3)
31	2	1	1	0.7	(0.6)
30	2	2	0	0.7	(0.6)
29	1	1	0	0.3	(0.3)
28	2	1	1	0.7	(0.6)
27	4	3	1	1.4	(1.2)
26	2	2	0	0.7	(0.6)
25	0	0	0	0.0	(0.0)
24	2	2	0	0.7	(0.6)
23	1	1	0	0.3	(0.3)
22	2	1	1	0.7	(0.6)
21	0	0	0	0.0	(0.0)
20	1	1	0	0.3	(0.3)
19	1	0	1	0.3	(0.3)
18	0	0	0	0.0	(0.0)
計	288 (327)	178 (213)	110 (114)	100.0	(100.0)

(注) ( ) 内はエルダー職員を含む構成比。

#### ※平均年齢の推移

(歳)

区分	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度
全体平均	46.6 (48.3)	46.6 (47.6)	46.2 (47.5)	46.4 (47.1)	46.0 (47.0)	45.8 (46.8)	45.8 (46.7)	45.7 (46.5)	45.4 (46.1)	45.2 (45.7)
男性平均	48.3 (50.4)	48.6 (49.7)	48.5 (50.0)	49.0 (49.9)	48.5 (49.6)	48.3 (49.4)	48.3 (49.3)	48.4 (49.2)	48.0 (48.7)	47.5 (47.9)
女性平均	44.0 (44.6)	43.2 (43.7)	42.5 (42.8)	41.8 (41.8)	40.9 (41.1)	40.5 (40.9)	40.2 (40.6)	39.1 (39.9)	38.6 (39.3)	38.7 (39.3)

(注) ( ) 内はエルダー職員を含む平均年齢。

## 5 事務所別管轄区域面積・人口一覧

課・所名	管轄区域	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	備 考
税 務 課		27.10.1現在 (県計) <b>8,479.43</b>	28.1.1現在 (県計) <b>2,863,211</b>	
西部県税事務所	広島市中区	15.32	130,558	東区の一部、安芸区及び安芸郡の府中町・海田町・熊野町・坂町は海田県税事務所廃止により平成13年度に移管された。 佐伯郡の沖美町・能美町・大柿町は昭和56年度に呉県税事務所から移管され、平成13年度の組織再編により呉地域事務所へ移管された。 平成21年度の組織再編により芸北税務局の廃止、廿日市・呉・東広島市の分室化に伴い、広島市の安佐南区・安佐北区・佐伯区、呉市・竹原市・大竹市・東広島市・廿日市市・安芸高田市・江田島市及び山県郡・豊田郡の各市区町が移管された。
廿日市分室	〃 東区	39.42	121,029	
呉分室	〃 南区	26.30	141,308	
東広島分室	〃 西区	35.61	189,676	
	〃 安佐南区	117.24	240,857	
	〃 安佐北区	353.33	148,902	
	〃 安芸区	94.08	80,830	
	〃 佐伯区	225.22	137,870	
	呉市	352.80	232,925	
	竹原市	118.23	27,222	
	大竹市	78.66	27,985	
	東広島市	635.16	185,374	
	廿日市市	489.48	117,292	
	安芸高田市	537.75	30,150	
	江田島市	100.70	25,144	
	安芸郡府中町	10.41	52,093	
	〃 海田町	13.79	29,280	
	〃 熊野町	33.76	24,667	
	〃 坂町	15.69	13,099	
	山県郡安芸太田町	341.89	6,807	
	〃 北広島町	646.20	19,459	
	豊田郡大崎上島町	43.11	7,988	
	計	<b>4,324.15</b>	<b>1,990,515</b>	
東部県税事務所	三原市	471.55	97,872	福山市の芦田町・駅家町は昭和51年度に府中県税事務所から移管された。 府中市、旧芦品郡新市町（現：福山市）、甲奴郡の各町、神石郡の各町は府中県税事務所廃止により平成5年度に移管された。 うち甲奴郡の各町は平成13年度の組織再編により備北地域事務所に移管された。 甲奴郡上下町は、府中市との合併により、平成16年度に備北地域事務所から移管された。 平成21年度の組織再編により、三原市・尾道市・世羅町が尾三税務局から移管された。
尾道分室	尾道市	285.09	142,462	
	福山市	518.14	471,974	
	府中市	195.75	41,365	
	世羅郡世羅町	278.14	17,077	
	神石郡神石高原町	381.98	9,767	
	計	<b>2,130.65</b>	<b>780,517</b>	
北部県税事務所	三次市	778.14	54,622	庄原市及び比婆郡の各町は庄原県税事務所廃止により昭和51年度に移管された。 甲奴郡の各町は平成13年度に福山県税事務所から移管された。 甲奴郡上下町は、府中市との合併により、平成16年度に福山地域事務所へ移管された。
	庄原市	1,246.49	37,557	
	計	<b>2,024.63</b>	<b>92,179</b>	

\*管轄区域面積は、国土交通省国土地理院の「平成27年全国都道府県市区町村別面積調」による。

\*管轄区域人口は、平成28年1月1日現在の住民基本台帳による（住民基本台帳法の適用対象となる外国人を含む）。

\*各県税事務所の管轄区域は、平成28年4月1日現在のものである。

\*三次市と安芸高田市の面積は境界未定により不詳であるため、総務省自治行政局発行の全国市町村要覧に掲載されている面積を掲げている。

事務所名	電話	郵便番号	所在地
西部県税事務所	(082)228-2111	730-0011	広島市中区基町10-23
〃 廿日市分室	(0829)32-1181	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68
〃 呉分室	(0823)22-5400	737-0811	呉市西中央一丁目3-25
〃 東広島分室	(082)422-6911	739-0014	東広島市西条昭和町13-10
観音庁舎	(082)232-7694	733-0036	広島市西区観音新町四丁目13-13-1 (中国運輸局広島運輸支局内)
東部県税事務所	(084)921-1311	720-8511	福山市三吉町一丁目1-1
〃 尾道分室	(0848)25-2011	722-0002	尾道市古浜町26-12
松永庁舎	(084)933-3171	729-0115	福山市南今津町45 (福山自動車検査登録事務所内)
北部県税事務所	(0824)63-5181	728-0013	三次市十日市東四丁目6-1
税務課	(082)513-2319	730-8511	広島市中区基町10-52



徵 稅 費 等

---



# 1 徴税費

(単位：千円)

区 分		26 年度 決算額	27 年度 決算額	28 年度当初 予算額		
税 収 入	予 算 額 ①	290,227,000	339,205,000	348,368,040		
	調 定 ( 見 込 ) 額 ②	310,725,849	350,182,715	355,357,000		
	収 入 ( 見 込 ) 額 ③	302,820,323	343,173,757	—		
徴 税 費	人 件 費	職 員 給	1,385,553	1,366,321	1,390,156	
		諸 手 当	超 過 勤 務 手 当	48,939	47,046	46,992
			税 務 特 勤 手 当	52,063	51,503	49,022
			そ の 他 の 手 当	747,063	768,881	768,201
		小 計	848,065	867,430	864,215	
	そ の 他 の 人 件 費	607,184	582,836	601,937		
	計 A	2,840,802	2,816,587	2,856,308		
	旅 費 B	9,034	7,677	9,143		
	需 用 費	需 用 費	47,624	40,506	41,805	
		通 信 運 搬 費	101,425	101,425	98,045	
		備 品 費	21	7	1,134	
		そ の 他	364,905	406,251	628,886	
	計 C	513,975	548,189	769,870		
	徴 収 取 扱 費	県 民 税 の 徴 収 取 扱 費	県 納 税 義 務 者 数	4,048,670	4,048,706	4,050,461
			県 払 込 金 額 分	8,057	6,573	8,547
そ の 他			241,282	232,569	260,450	
小 計			4,298,009	4,287,848	4,319,458	
地 方 消 費 税		181,336	224,331	223,000		
小 計		4,479,345	4,512,179	4,542,458		
納 税 貯 蓄 組 合 関 連 費		428	350	490		
特 別 徴 収 義 務 者 対 する 交 付 金		産 業 廃 棄 物 理 立 税	12,181	11,232	14,420	
		ゴ ル フ 場 利 用 税	1,468	1,428	1,586	
		軽 油 引 取 税	569,603	569,602	602,129	
小 計	583,252	582,262	618,135			
そ の 他	31,629	38,480	47,470			
計 D	5,094,654	5,133,271	5,208,553			
合 計 A + B + C + D ④	8,458,465	8,505,724	8,843,874			
税 収 入 に 対 する 徴 税 費 の 割 合	対 予 算 額 ④ / ①	2.91	2.51	2.54		
	対 調 定 額 ④ / ②	2.72	2.43	2.49		
	対 収 入 額 ④ / ③	2.79	2.48	—		
徴 税 吏 員 数	吏 員	335	328	327		
	そ の 他 の 職 員	36	42	40		
	計 ⑤	371	370	367		
徴 税 吏 員 1 人 当 たり 徴 税 額 ③ / ⑤	816,227	927,497	—			
徴 税 吏 員 1 人 当 たり 徴 税 費	人 件 費 ( 含 旅 費 )	7,682	7,634	7,808		
	物 件 費 ( 含 徴 収 取 扱 費 等 )	15,118	15,356	16,290		
	計 ④ / ⑤	22,800	22,989	24,098		

## 2 還付金の状況

(単位：円，%)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(A)	平成 27 年度(B)	対前年比 (B)/(A)×100	
戻 出	法人県民税	212,097,838	246,096,186	255,856,305	276,475,677	108.1
	県民税利子割	1,254,480	57,583	811,155	304,389	37.5
	県民税配当割	7,807	92,694	3,012	—	—
	個人事業税	12,859,929	11,169,250	14,150,589	15,031,496	106.2
	法人事業税	742,546,006	1,233,562,345	1,142,697,183	1,416,119,213	123.9
	地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—
	地方消費税貨物割	—	—	—	—	—
	不動産取得税	122,061,408	143,906,721	145,883,692	135,027,425	92.6
	県たばこ税	—	—	—	2,912	—
	ゴルフ場利用税	1,562,100	392,600	2,632,500	24,600	0.9
	自動車税	1,146,444,643	1,157,725,720	1,124,828,823	1,107,111,837	98.4
	鉱区税	13,200	—	—	56,700	—
	自動車取得税	5,762,200	6,068,500	4,778,000	4,432,800	92.8
	軽油引取税	62,534,898	41,596,914	274,607,205	5,820,073	2.1
	狩猟税(入猟税)	—	—	—	—	—
	産業廃棄物埋立税	59,135	—	3,340	15,930	476.9
	その他の	—	—	151	—	—
合 計	2,307,203,644	2,840,668,513	2,966,251,955	2,960,423,052	99.8	
支 出	法人県民税	607,644,484	799,814,547	417,362,031	590,052,174	141.4
	確定減	406,592,100	634,236,000	276,018,000	392,287,442	142.1
	更正減	85,504,233	51,582,900	33,026,000	57,258,000	173.4
	利子割控除	115,548,151	113,995,647	108,318,031	140,506,732	129.7
	県民税利子割	622,417	76,343	827,082	59,390	7.2
	個人事業税	11,243,300	7,841,300	10,316,900	6,652,100	64.5
	法人事業税	1,494,765,949	1,633,144,793	1,025,395,847	1,466,493,200	143.0
	確定減	1,224,826,968	1,309,226,586	885,644,547	1,253,340,200	141.5
	更正減	269,938,981	323,918,207	139,751,300	213,153,000	152.5
	地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—
	地方消費税貨物割	—	—	—	—	—
	不動産取得税	199,844,700	203,634,200	229,633,745	204,647,400	89.1
	県たばこ税	—	—	—	—	—
	ゴルフ場利用税	—	10,000	—	—	—
	自動車税	13,549,877	11,039,755	7,856,996	8,624,863	109.8
	鉱区税	—	—	—	—	—
	自動車取得税	1,331,600	2,738,600	4,038,400	1,730,400	42.8
軽油引取税	26,756,251	4,773,472	5,302,503	17,848,775	336.6	
狩猟税(入猟税)	—	—	—	—	—	
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	
小 計	2,355,758,578	2,663,073,010	1,700,733,504	2,296,108,302	135.0	
その他の	7,925,375	4,407,170	10,165,279	1,515,535	14.9	
還付加算金	95,595,873	78,208,807	26,747,375	25,114,465	93.9	
小 計	103,521,248	82,615,977	36,912,654	26,630,000	72.1	
合 計	2,459,279,826	2,745,688,987	1,737,646,158	2,322,738,302	133.7	

(注1) 「その他」は、個人県民税、延滞金及び各種加算金を示す。

### 3 各種交付金等の推移

(単位：円)

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
徴収取扱費	支	個人県民税徴収取扱費交付金	4,358,917,055	4,228,548,972	4,220,555,234	4,298,010,865	4,287,849,511
	出	地方消費税徴収取扱費	145,577,616	155,903,403	150,792,386	181,336,562	224,331,577
		合 計	4,504,494,671	4,384,452,375	4,371,347,620	4,479,347,427	4,512,181,088
市町交付金	支	利子割交付金	1,357,077,000	1,013,000,000	1,088,000,000	1,066,031,000	820,401,000
	出	地方消費税交付金	27,981,526,000	27,977,831,000	27,739,388,000	33,603,447,000	56,571,608,000
		ゴルフ場利用税交付金	612,833,993	568,187,850	570,000,000	536,706,478	544,000,000
		自動車取得税交付金	2,493,388,270	3,274,998,637	2,901,539,874	1,258,999,959	2,230,788,830
		旧法による軽油引取税交付金	1,000,000	389,722	0	0	0
		軽油引取税交付金	5,439,033,452	5,244,545,545	5,414,161,435	5,405,000,000	5,560,460,665
		配当割交付金	1,012,130,000	715,247,000	1,620,793,000	2,977,069,000	2,266,907,000
		株式等譲渡所得割交付金	180,086,000	178,978,000	2,402,892,000	1,608,118,000	2,051,688,000
		合 計	39,077,074,715	38,973,177,754	41,736,774,309	46,455,371,437	70,045,853,495
都道府県精算金	収	利子割精算金	11,658,540	21,399,141	18,933,210	14,114,242	15,085,287
	入	地方消費税清算金	55,142,446,909	55,087,382,945	54,639,362,387	66,195,172,330	111,432,483,453
		合 計	55,154,105,449	55,108,782,086	54,658,295,597	66,209,286,572	111,447,568,740
	支	利子割精算金	13,844,199	10,169,976	10,450,645	7,855,044	7,659,013
	出	地方消費税清算金	36,274,221,909	38,406,078,945	37,128,796,387	44,751,194,330	74,349,857,453
		合 計	36,288,066,108	38,416,248,921	37,139,247,032	44,759,049,374	74,357,516,466

4 平成27年度市町交付金一覧

	市町名	県民税 交付金	子割金	地方消費 税交付金	ゴルフ場 利用税金	自動車 取得税金	旧法による 軽油引取税金
西 部	広島市	386,649,000		23,713,423,000	59,939,028	574,873,000	
	呉市	65,651,000		4,653,191,000	25,867,493	138,630,000	
	竹原市	6,206,000		539,773,000	25,008,283	23,076,000	
	大竹市	7,442,000		568,669,000	0	17,784,000	
	東広島市	52,410,000		3,699,027,000	128,876,756	157,460,000	
	廿日市市	33,632,000		2,117,449,000	74,690,558	71,038,000	
	安芸高田市	6,276,000		606,501,000	32,994,910	48,672,000	
	江田島市	5,872,000		501,986,000	0	21,891,000	
	府中町	16,524,000		995,207,000	0	19,058,000	
	海田町	8,281,000		584,280,000	0	12,880,000	
	熊野町	5,776,000		420,974,000	0	14,727,000	
	坂町	3,231,000		279,060,000	0	7,272,000	
	安芸太田町	1,269,000		142,292,000	0	14,962,000	
	北広島町	3,891,000		416,118,000	19,878,950	54,892,000	
大崎上島町	1,497,000		163,247,000	0	12,497,000		
	小計	604,607,000		39,401,197,000	367,255,978	1,189,712,000	0
東 部	三原市	24,257,000		1,971,749,000	86,353,849	103,765,000	
	尾道市	35,424,000		2,805,191,000	11,816,046	104,336,000	
	福山市	122,813,000		9,109,415,000	51,433,914	304,629,000	
	府中市	9,037,000		863,814,000	0	37,113,000	
	世羅町	3,242,000		333,775,000	6,393,216	45,383,000	
	神石高原町	1,538,000		190,804,000	2,689,542	56,086,000	
		小計	196,311,000		15,274,748,000	158,686,567	651,312,000
北 部	三次市	12,209,000		1,119,188,000	8,918,549	104,990,000	
	庄原市	7,274,000		776,775,000	9,138,906	102,595,000	
		小計	19,483,000		1,895,963,000	18,057,455	207,585,000
	県合計	820,401,000		56,571,908,000	544,000,000	2,048,609,000	0
	指定都市分 (広島市)					182,179,830	0
	総計	820,401,000		56,571,908,000	544,000,000	2,230,788,830	0
	広島市計	386,649,000		23,713,423,000	59,939,028	757,052,830	0

軽油引取税 交付金	県民税配当 交付金	株式等譲渡所得割 交付金	合計
	1,071,375,000	971,099,000	26,777,358,028
	180,310,000	162,669,000	5,226,318,493
	17,053,000	15,389,000	626,505,283
	20,482,000	18,498,000	632,875,000
	144,646,000	130,829,000	4,313,248,756
	92,902,000	84,067,000	2,473,778,558
	17,284,000	15,616,000	727,343,910
	16,053,000	14,446,000	560,248,000
	45,635,000	41,291,000	1,117,715,000
	22,901,000	20,736,000	649,078,000
	15,960,000	14,444,000	471,881,000
	8,944,000	8,102,000	306,609,000
	3,489,000	3,149,000	165,161,000
	10,751,000	9,729,000	515,259,950
	4,083,000	3,669,000	184,993,000
0	1,671,868,000	1,513,733,000	44,748,372,978
	66,545,000	59,997,000	2,312,666,849
	97,191,000	87,632,000	3,141,590,046
	339,342,000	307,121,000	10,234,753,914
	24,935,000	22,549,000	957,448,000
	8,950,000	8,097,000	405,840,216
	4,240,000	3,833,000	259,190,542
0	541,203,000	489,229,000	17,311,489,567
	33,796,000	30,618,000	1,309,719,549
	20,040,000	18,108,000	933,930,906
0	53,836,000	48,726,000	2,243,650,455
0	2,266,907,000	2,051,688,000	64,303,513,000
5,560,460,665			5,742,640,495
5,560,460,665	2,266,907,000	2,051,688,000	70,046,153,495
5,560,460,665	1,071,375,000	971,099,000	32,519,998,523

## 5 税 務 手 当

### 職員の特殊勤務手当に関する条例（抄）（昭和26年広島県条例第24号）

（税務職員の特殊勤務手当）

第3条 税務職員の特殊勤務手当は、県税の賦課及び徴収に関する事務（次項において「賦課徴収事務」という。）に従事する職員に対して支給する。

2 前項の手当は、次に掲げる額とする。

(1) 賦課徴収事務に常時従事する者

勤務1月につき1万5,300円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(2) 前号以外の者で、賦課徴収事務に従事したもの

賦課徴収事務に従事した日1日につき550円

### 職員給与の支給に関する規則（抄）（昭和26年人事委員会規則第4号）

（税務職員の特殊勤務手当）

第20条 特殊勤務手当条例第3条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める額は、勤務1月につき1万5,300円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、再任用短時間勤務職員にあつては、その額に同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

（参 考）

勤 務 場 所	支 給 額
県税事務所に勤務する職員	勤務1月につき 15,300円
本庁に勤務する職員	賦課徴収事務に従事した日1日につき 550円

納 税 獎 励

---



# 1 納税貯蓄組合連合会及び納税貯蓄組合の現況

(平成28年4月1日現在)

県税事務所	納税貯蓄組合 連合会数	納税貯蓄組合数
西 部	10	51
東 部	3	99
北 部	2	115
合 計	15	265
平 成 26 年 度	16	281

## 2 平成27年度口座振替実績

(単位:人, %)

区分 所名	個人事業税		
	課税者数 A	利用者数 B	利用率 B / A
西部	15,803	4,181	26.5
東部	5,028	1,230	24.5
北部	409	113	27.6
合計 ①	<b>21,240</b>	<b>5,524</b>	<b>26.0</b>
前年度同期 ②	20,263	5,497	27.1
前年比 ① / ②	104.8	100.5	

(注) 平成27年8月31日現在(第1期分)の調である。

(単位:台, %)

区分 所名	自動車税		
	課税台数 A	利用台数 B	利用率 B / A
西部	640,141	65,872	10.3
東部	258,039	31,800	12.3
北部	31,910	4,386	13.7
合計 ①	<b>930,090</b>	<b>102,058</b>	<b>11.0</b>
前年度同期 ②	937,710	100,962	10.8
前年比 ① / ②	99.2	101.1	

(注) 平成27年6月1日現在の調である。

## 減免及び過疎法等に係る課税免除



1 平成27年度減免状況

1(1) 事務所別・税目別

(単位：千円)

税目 所名	法人県民税		個人事業税		不動産取得税		自動車税		自動車取得税		合計	
	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数
西部	7,715	376	715	2	16,435	81	792,685	21,172	—	—	817,550	21,631
東部	6,088	297	—	—	18,709	76	379,003	9,866	—	—	403,800	10,239
北部	1,083	53	—	—	3,219	12	60,145	1,582	—	—	64,447	1,647
本庁	—	—	—	—	—	—	64,317	4,918	62,066	1,777	126,383	6,695
合計	14,886	726	715	2	38,363	169	1,296,150	37,538	62,066	1,777	1,412,180	40,212

## 1(2) 理由別

(単位：千円)

税目	理由	減免税額	件数
法人 県民 税	認可地縁団体の減免	5,134	247
	特定非営利活動法人の減免	9,752	479
	小計	14,886	726
個人 事業 税	事業用資産に災害を受けた場合	715	2
	生活保護法の適用を受ける者に対する減免	—	—
	特別な理由	—	—
	小計	715	2
不動 産 取 得 税	補助金の交付を受けた不動産	27,123	62
	親族間における贈与の取消し	4,256	40
	災害により被害を受けた不動産に対する減免	—	—
	災害による代替不動産に対する減免	19	2
	幼稚園の設置者に対する減免	—	—
	宅地造成工事施工のための土地の取得に対する減免	2,287	25
	自治会又は町内会が取得した不動産に対する減免	2,882	26
	第一種市街地再開発事業の権利変換手続による不動産取得に対する減免	—	—
	公用又は公共用施設のように供する土地に対する減免	1,796	14
	特別な理由	—	—
	小計	38,363	169
自 動 車 税	災害により被害を受けた自動車に対する減免	110	10
	地方公共団体の使用する自動車	291	16
	レントゲン自動車等	3,279	126
	身体障害者の使用等	1,028,921	27,024
	知的障害者の使用等	61,763	1,580
	精神障害者の使用等	10,512	267
	身体障害者等の利用に供する特殊構造車	76,245	2,770
	公的医療機関の所有	—	—
	社会福祉事業を行うものに対する減免	71,109	1,994
	生活路線を運行するバス	3,440	153
	指定自動車教習所の教習用自動車	11,878	626
	中古商品自動車販売業者の所有する自動車に係る減免	27,236	2,938
	特別な理由	1,367	34
	小計	1,296,151	37,538
自 動 車 取 得 税	災害により被害を受けた自動車に対する減免	—	—
	身体障害者等の使用等	45,007	1,298
	身体障害者等の利用に供する特殊構造車	14,186	403
	日本赤十字社の所有	91	2
	公的医療機関の所有	—	—
	社会福祉法人の所有	2,782	74
	小計	62,066	1,777
合	計	1,412,181	40,212

## 2 平成27年度過疎法等に係る課税免除状況

(単位：千円)

税 目		区 分		過 疎 法 【課税免除】	半 島 振 興 法 【不均一課税】	離 島 振 興 法 【課税免除】	地 域 再 生 法 【不均一課税】	合 計
		個 人	法 人					
事 業 税	個 人	—	—	—	—	—	—	—
	法 人	35,703	239	—	—	—	—	35,942
不 動 産 取 得 税		38,425	—	—	—	—	—	38,425
固 定 資 産 税 (大 規 模 償 却 資 産)		—	—	—	—	—	—	—
合 計		74,128	239	—	—	—	—	74,367



## 争 訟 及 び 犯 則 事 件







参 考 资 料

---



# 1 県税の税率等の推移

## (1) 県民税, 事業税, 不動産取得税, 道府県たばこ税

税目		年度		25	26	27	28	29	30		
		25	26								
道 府 県 民 税	個人	個人	個人					(創設) 均等割 年 100 円 所得割 所得税の 5%			
				法人	法人					(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%
						利子割					
	事業 税	個人	事業主 控除等	免税点 25,000 円		基礎控除 年 38,000 円		基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	
			税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%				第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 助産婦業等 4%			
		人	その他					特別所得税を事業税 第 3 種事業とした。			
		法人	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%					普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び清算 所得 12% 収入金額課税法人 1.5%		
	人		その他		申告 納付 制度 採用			生命保険事業を収入 金額課税とし、運送 業(鉄・軌道事業を 除く。)を所得課税と した。	損害保険事業を収入金額 課税とした。		
	県 税	不動産取得税							(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1 万円 家屋(建築) 10 万円 家屋(その他) 5 万円	
		道府県 たばこ税 〔道府県たば こ消費税〕							(創設) 税率 $\frac{5}{115}$		

31	32	33	34	35	36	37	38	39
所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%		
基礎控除 年 120,000円			基礎控除 年 200,000円		事業主控除と 名称変更			事業主控除 年 220,000円
	第1種事業課税所得 年 50万円以下 6% 年 50万円超 8%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%		
	普通法人 年 50万円以下 8% 年 100万円以下 10% 年 100万円超及び 清算所得 12%		普通法人 年 50万円以下 7% 年 100万円以下 8% 年 200万円以下 10% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 50万円以下 7% 年 50万円超及び清 算所得 8%			普通法人 年 100万円以下 6% 年 200万円以下 9% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 100万円以下 6% 年 100万円超及び清 算所得 8%		普通法人 年 150万円以下 6% 年 300万円以下 9% 年 300万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 150万円以下 6% 年 150万円超及び清 算所得 8%
	地方鉄・軌道事業 を所得課税とした。							
								(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円
税率 8%						税率 9% 課税標準の改正		

40	41	42	43	44	45	46	47
	分割課税に係る 所得割は当分の 間算出税額の 90%						
法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 (7)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円以 下の法人等 年 600円 (4)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円を 超える法人 年 1,000円			法人税割 5.6%		
事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円			事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円
				専業専従者控 除に完全給与 制採用			
	農業組合法人の 行う農業は非課 税						
		税率 10.3%					

48	49	50	51	52
			均等割 年 300 円	
	法人税割 5.2%	法人税割 (中小法人等については 5.2%)  (特例条例)	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人, 公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (i) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 6,000 円 (i) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 3,000 円 (7) (7) 及び (i) の法人以外の法人等 年 1,800 円	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人, 公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (i) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 20,000 円 (i) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (7) (7) 及び (i) の法人以外の法人等 年 2,000 円
事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円
	普通法人 年 300 万円以下 6% 年 600 万円以下 9% 年 600 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超及び清算所得 8%	普通法人 年 350 万円以下 6% 年 700 万円以下 9% 年 700 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算所得 8%		
(免税点) 土地 10 万円 家屋 (建築) 23 万円 家屋 (その他) 12 万円				

53	54	55	56
		均等割 年 500 円	
均等割 (7) 資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。以下(イ)から(エ)において同じ。）が 50 億円を超える法人 年 200,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年 100,000 円 (ロ) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年 20,000 円 (ハ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (ニ) (7)～(エ)の法人以外の法人等 年 2,000 円			法人税割 6.0% (中小法人等については 5.0%) (特例条例 56. 8. 1 施行)
			税率 4% (7月1日から) ・昭和 56 年 1 月 1 日前に住宅以外の家屋の新築工事に着手した者が、その家屋を昭和 57 年 12 月 31 日までに取得した場合 ・昭和 61 年 6 月 30 日までに住宅を取得した場合 } は 3%

57	58	59	60	61
			均等割 年 700 円	
	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (ロ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (ハ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (ニ) (ア)から(ハ)の法人以外の法人等 年 4,000 円	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 750,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 500,000 円 (ロ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 100,000 円 (ハ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 30,000 円 (ニ) (ア)から(ハ)の法人以外の法人等 年 10,000 円		
			事業主控除 年 2,400,000 円	
				住宅を取得した場合の税率の特例措置を昭和 64 年 6 月 30 日まで延長
			税率 従価格 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	特例税率 (61. 5. 1～61. 3. 31 の間) 従量税 1,000 本につき 360 円

62	63	元	2	3	4	5
	所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%		所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%		
			法人税割 5.8% (中小法人等については5.0%) (特例条例)			
	(創設) 税率 5%					
						事業主控除 年 2,700,000円
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成4年6月30日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成7年6月30日まで延長	
適用期限の延長 63. 3. 31まで	適用期限の延長 64. 3. 31まで	県たばこ税に名称変更 1,000本につき 1,129円				

6	7	8	9	10
	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	均等割 年 1,000 円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	
均等割 標準税率 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (ウ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等 年 20,000 円				
				普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超及び清算所得 11% 特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超及び清算所得 7.5%
	住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 10 年 6 月 30 日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 13 年 6 月 30 日まで延長
			1,000 本につき 692 円 (3 級品については 329 円)	

11	12	13	14
所得割 個人住民税の所得割の15%（4万円を上限とする。）の額を税額から控除する定率減税			
事業主控除 年 2,900,000 円			
普通法人 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% 収入金額課税法人 1.3%		(1) 収入金額課税法人 1.3% (2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6%	各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6% (3) その他の事業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6%
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 16 年 6 月 30 日まで延長	
1,000 本につき 868 円 (3 級品については 413 円) (5 月 1 日以降)			

15	16	17	18
(創設) 配当割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%) 株式等譲渡所得割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%)			
	外形標準課税 ・所得割 各事業年度の所得 年 400 万円以下…3.8% 年 800 万円以下…5.5% 年 800 万円超 …7.2% ・付加価値割 ……0.48% ・資本割……0.2% ※外形標準課税の対象でない法人は従前どおり。		
	資本金が 1 億円を超える普通法人に外形標準課税を導入。		
税率 3% (本則税率は 4%) (平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに不動産を取得した場合)			○住宅又は土地 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○住宅以外の家屋 税率 3.5% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに取得した場合)
1,000 本につき 969 円 (3 級品については 461 円) (7 月 1 日以降)			1,000 本につき 1,074 円 (3 級品については 511 円) (7 月 1 日以降)

19	20	21
均等割 年 1,500 円 (ひろしまの森づくり県民税条例) 所得割 一律 4% 定率減税の廃止		所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%) の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ~平成 23 年 12 月 31 日)
均等割 (ア) 資本金等の額が 5 0 億円を超える法人 年額 840,000 円 (イ) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 567,000 円 (ウ) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 136,500 円 (エ) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 52,500 円 (オ) (ア) から (エ) の法人以外の法人等 年額 21,000 円  (ひろしまの森づくり県民税条例)		
○外形標準課税の対象とならない法人 ・ 所得割 [普通法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 800 万円以下…4.0% 年 800 万円超及び清算所得…5.3% [特別法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 400 万円超及び清算所得…3.6% ・ 収入割 0.7%	○外形標準課税の対象となる法人 年 400 万円以下…1.5% 年 800 万円以下…2.2% 年 800 万円超及び清算所得…2.9%  【平成 20 年 10 月 1 日以降に開始する事業年 度から適用 (地方法人特別税 (国税) の創設)】	
税率 4% (平成 20 年 4 月 1 日以後に住宅以外の家屋を 取得した場合)		○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得した場合)

22	23	24	25
	所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%)の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 31 日)		
清算所得課税制度廃止 (平成 22 年 10 月 1 日以後、 解散分から適用)		○欠損金繰越控除の 2 年延長 (7 年から 9 年に) (平成 20 年 4 月 1 日以降終了事業年度発生分) ○繰越欠損金控除限度を 80%に制限 (中小法人等を除く) (平成 24 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用)	
		○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日 までに取得した場合)	
1,000 本につき 1,504 円 (3 級品については 716 円) (10 月 1 日以降)			1,000 本につき 860 円 (3 級品については 411 円) (4 月 1 日以降)

26	27	28	
東日本大震災からの復興に関し地方公共団体の防災費確保のため均等割税率が500円引上げ (平成26年度～平成35年度)	ふるさと納税の拡充 ・特例控除額を個人住民税所得割額の2割に引上げ (平成28年度以後の個人住民税から適用) ・ふるさと納税ワンストップ特例制度の導入 (平成27年4月1日以後寄附から適用)	○公的年金からの仮特別徴収税額の平準化 ・仮特別徴収税額を、前年度分の公的年金等の所得に係る個人住民税の1/2に相当する額とする。 (平成28年10月以降に実施する特別徴収から適用)	個 県
法人税割の税率改正 標準税率… 3.2% 制限税率… 4.0% (平成26年10月1日以降開始事業年度から適用) (法人住民税引下げ相当分を地方法人税(国税)として創設)	○「資本金等の額」の改正 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額に無償増資・減資、欠損填補を行った調整後の額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用) ○均等割の税率区分の基準の改正 資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用)	○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設	法 県
	○利子割の納税義務者から法人を除外 (平成28年1月1日以後支払利子等から適用) ○特定公社債等の利子等について、利子割の課税対象から除外し、配当割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後支払特定公社債等から適用) ○源泉徴収口座内の特定公社債等譲渡所得等を株式等譲渡所得割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後の譲渡所得等に適用)		利 子 割
			個 事
○法人事業税(所得割及び収入割)の税率改正 資本金1億円超の普通法人 年400万円以下… 2.2% 年800万円以下… 3.2% 年800万円超及び清算所得… 4.3% 資本金1億円以下の普通法人 年400万円以下… 3.4% 年800万円以下… 5.1% 年800万円超及び清算所得… 6.7% 特別法人 年400万円以下… 3.4% 年400万円超及び清算所得… 4.6% 電気供給業等収入金… 0.9% ○地方法人特別税の税率改正 外形標準課税法人… 67.4% 所得割課税法人… 43.2% 収入金課税法人… 43.2% (平成26年10月1日以降開始事業年度から適用) (地方法人特別税を1/3に縮小し、法人事業に還元)	○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 0.72% 資本割 … 0.3% 所得割 … 年400万円以下 1.6% 年800万円以下 2.3% 年800万円超 3.1% 地方法人特別税… 93.5% (平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度に適用) ○資本割の課税標準の改正 資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用) ○繰越欠損金控除限度を65%に制限 (中小法人等を除く) (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用)	○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 1.2% 資本割…0.5% 所得割…年400万円以下 0.3% 年800万円以下 0.5% 年800万円超 0.7% 地方法人特別税… 414.2% (平成28年4月1日以後に開始する事業年度に適用) ○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設 ○繰越欠損金控除限度を60%に制限 (中小法人等を除く) (平成28年4月1日以後開始事業年度から適用)	法 事
○耐震改修(取得日後6ヵ月以内)による基準適合既存住宅に特例措置適用 ○特例適用住宅に係る課税標準の特例措置(1300万控除)の適用期限を2年延長 (～平成28年3月31日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成28年3月31日)	○買取再販に係る不動産取得税の減額措置適用 (～平成29年3月31日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成29年3月31日) ○住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (平成18年4月1日から平成30年3月31日までに取得した場合) ○宅地評価土地(特例の延長) 価格を1/2とする。(～平成30年3月31日)	○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成30年3月31日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300万円控除)を2年延長 (～平成30年3月31日)	不 動 産
		3級品1,000本につき481円 (4月1日以降)	た ば こ

(2) ゴルフ場利用税, 特別地方消費税

年度		25	26	27	28	29	30
道 府	税目						
	ゴルフ場利用税 〔1. 平成元年度 名称変更 (旧娯楽施設 利用税) 2. 地方税とし ての入場税を 含む。〕	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%		(入場税) 税率を従来の1/2に 引き下げた。		入場税を国税に移譲 し、第3種の施設の 利用に対し娯楽施設 利用税を課すること とした。 (1) 料金課税の税率 舞踊・ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動 競技の施設利用 10% (2) 外形課税 (月額)の税率 ぱちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	
県 税	特別地方消費税 〔料理飲食等 消費税 遊興飲食税〕	芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%		カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 (非課税) 10% 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下		(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者等の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 非課税制度を免税点制 度に改めた。

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
	<p>ゴルフ場に対し定額課税を採用した。</p> <p>1人1日</p> <p>200円</p>				<p>(1) 料金課税の税率</p> <p>ゴルフ場 30%</p> <p>その他 15%</p> <p>(2) ゴルフ場の定額課税の税率</p> <p>1人1日</p> <p>400円</p>	<p>料金課税の税率</p> <p>ゴルフ場 30%</p> <p>その他 10%</p>			
	<p>芸者等の花代・カフェー・バー等</p> <p>15%</p> <p>宿泊及び上記以外の飲食</p> <p>10%</p> <p>(免税点)</p> <p>飲食店</p> <p>1人1回</p> <p>300円以下</p> <p>食券食堂</p> <p>1品の価格</p> <p>150円以下</p> <p>宿泊</p> <p>1人1泊</p> <p>800円以下</p> <p>(基礎控除)</p> <p>1人1泊</p> <p>500円</p>				<p>名称を料理飲食等消費税に変更した。</p> <p>(免税点)</p> <p>飲食店</p> <p>1人1回</p> <p>500円以下</p> <p>食券食堂</p> <p>1品の価格</p> <p>250円以下</p> <p>宿泊</p> <p>1人1泊</p> <p>1,000円以下</p>	<p>(税率)</p> <p>(1) 1人1回の消費金額</p> <p>3,000円超 15%</p> <p>3,000円以下 10%</p> <p>(2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む。)</p> <p>10%</p> <p>(旅館における基礎控除)</p> <p>800円</p>			

41	42	43	44	45	46	47	48
<p>(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円</p> <p>(2) (1)のうちゴルフ場所在市町村に対して1/6交付</p>					<p>ボウリング場に対し外形課税を採用した。ゴルフ場所在市町村に対して1/3交付</p>	<p>ゴルフ場については定額税率によって課税する。</p>	<p>ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村に対して1/2交付</p>
<p>(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円</p> <p>飲食店等 1人1回 600円</p> <p>チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)は課税標準から控除することとした。</p>			<p>(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円</p> <p>飲食店等 1人1回 800円</p> <p>チケット制食堂 1品 400円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円</p> <p>飲食店等 1人1回 900円</p> <p>チケット制食堂 1品 450円 (基礎控除) 旅館における基礎控除額 1,000円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円</p> <p>飲食店等 1人1回 1,200円</p> <p>チケット制食堂 1品 600円 (48. 10. 1施行)</p>

49	50	51	52	53	54	55	56	57
			ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,000円 外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじやん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円					
（基礎控除） 旅館における基礎控除 1,500円 （49. 10. 1 施行）	（免税点） 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1,700円 チケット制食堂 1品 850円 （50. 10. 1 施行）		（免税点） 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円 （52. 10. 1 施行）	（基礎控除） 旅館における基礎控除額 2,000円 （53. 10. 1 施行）				（免税点） 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 2,500円 （58. 1. 1 施行） （チケット制食堂 1品 1,000円は据え置き）

58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8
ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,100円 外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円						・ゴルフ場利用税に 名称変更 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村 に対して 7/10 交付							
（旅館における基礎 控除） 2,500円 （59. 1. 1 施行）						・特別地方消費税に 名称変更 （税率） 3% （免税点） 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 5,000円 （元. 4. 1 施行）	（免税点） 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 7,500円 （3. 7. 1 施行） （交付金） 旅館，飲食店等所 在市町村に対して 1/5 交付						

9	10	11	12	13	14	15	16~28	
						非課税区分を新設 対象者 ・ 年齢 18 歳未満 及び 70 歳以上 の者の利用 ・ 障害者 ・ 国民体育大会で の使用 ・ 学生等の利用		ゴルフ場利用税
(交付金) 交付金を 1/2		廃止 (12.3.31)						特別地方消費税

(3) 自動車税, 軽油引取税, その他

税目		年度								
		25	26	27	28	29	30	31	32	
道府	自動車税	普通自動車 自家用 15,000 円 営業用 10,000 円 トラック及び バス 10,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500 円 その他 3,000 円 三輪車 2,000 円 二輪車 1,000 円 軽自動車 500 円			普通自動車 自家用 30,000 円 営業用 14,000 円 トラック 14,000 円 バス 観光用 25,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200 円 その他 4,200 円 三輪車 2,800 円 二輪車 1,400 円 軽自動車 700 円	普通自動車 自家用 120 吋以下 36,000 円 120 吋超 60,000 円 営業用 120 吋以下 15,000 円 120 吋超 30,000 円 トラック 自家用 揮発油 15,000 円 その他 23,000 円 営業用 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 バス 観光用 揮発油 30,000 円 その他 45,000 円 その他 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円			トラック及び バスにつ いて「揮発 油を燃料と する自動 車」以外の 税率を「揮 発油を燃料 とする自動 車」の標準 税率まで引 き下げた。	
	軽油引取税							(創設) 税率 1キロリッ トル 6,000 円	税率 1キロリッ トル 8,000 円	
税	その他	附加価値税が 創設され実施 は昭和 27 年 1 月 1 日からと された。 漁業権税賃貸 料の 10%		附加価値 税の実施 は昭和 28 年 1 月 1 日からと 延期され た。 漁業権税 は廃止さ れた。 狩猟者税 の税率が 改正され た。	附加価値税 の実施は昭和 29 年 1 月 1 日か らと延期され た。 狩猟者税の税 率が改正され た。	附加価値税は廃止され た。	大規模償 却資産に 対する固 定資産税 の特例が 創設され た。			

33	34	35	36	37	38	39	40	41
二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税の課税客体とした。			普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円			自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 小型四輪車 1リットル以下 18,000円 1リットル超 21,000円 1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 観光貸切用バス 45,000円	
	税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円			税率 1キロリットル 15,000円		
狩猟者税の税率が改正された。					狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。			(鉱区税) 石油又は天然ガスの鉱区に対する税率は現行(試掘90円、採掘180円)の2/3に引き下げられた。

42	43	44	45	46	47	48	49	50
					<p>乗車定員 30人以下 11,500円</p> <p>” 30人超40人以下 14,000円</p> <p>” 40人超50人以下 16,500円</p> <p>” 50人超60人以下 19,000円</p> <p>” 60人超70人以下 21,500円</p> <p>” 70人超80人以下 24,500円</p> <p>” 80人超 27,500円</p> <p>一般乗合用のもの及びスクールバス</p> <p>乗車定員 30人以下 20,000円</p> <p>” 30人超40人以下 25,000円</p> <p>” 40人超50人以下 30,000円</p> <p>” 50人超60人以下 35,000円</p> <p>” 60人超70人以下 40,000円</p> <p>” 70人超80人以下 45,000円</p> <p>” 80人超 50,000円</p> <p>その他</p>		<p>年1回課税となる。</p> <p>納期限 5月31日</p>	<p>従来の税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス } 1/11の税額を控除</p> <p>(特例条例)</p>
	自動車取得税(目的税)が創設され法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。税率 3% 免税点 10万円	自動車取得税の免税点 15万円		狩猟免許税及び入猟税の税率が改正された。		自動車取得税 道路運送車両法第41条の規定による自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る税率は昭和49年3月31日までに取得されたものにあつては100分の1、昭和49年9月30日までの間に取得されたものにあつては100分の2	自動車取得税(免税点) 30万円 (税率) 軽自動車以外の自家用自動車 5% 上記のうち前項年度の基準に適合する自動車 4%	自動車取得税(税率) 道路運送車両法第41条により昭和51年4月1日以降に適用すべきものとして定められる保安基準に適合する自動車で自治省令で定めるものにつき取得が昭和50年4月1日から昭和51年3月31日までのものは100分の2、51年4月1日以降のものは100分の1を税率から控除する。

51	52	53	54
<p>           自家用乗用車            普通車            3.048メートル以下            70,000円            3.048メートル超            117,000円            小型四輪車            1リットル以下            23,500円            1リットル超1.5リットル以下            27,500円            1.5リットル超            31,500円            営業用乗用車            普通車            3.048メートル以下            26,000円            3.048メートル超            52,000円            小型四輪車            1リットル以下            7,000円            1リットル超1.5リットル以下            8,000円            1.5リットル超            9,000円         </p> <p>           トラック            自家用            20,000円            営業用            17,500円            バス            自家用            39,000円            一般乗合用            14,000円            その他            34,500円            (条例)         </p> <p>           税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。         </p> <p>           当該年度規制適合車            被けん引車            一般乗合用バス            営業用トラック         </p> <p> <math>\frac{1}{11}</math>の税額を控除         </p> <p>           次期規制適合車            電気自動車         </p> <p> <math>\frac{1}{2}</math>の税額を控除         </p> <p>(特例条例)</p>		<p>           トラック            最大積載量が8トンを超える被けん引車            ・自家用            8,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに4,000円を加算した額            ・営業用            7,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,600円を加算した額         </p>	<p>           自家用乗用車            普通車            3リットル以下            71,000円            3リットル超            6リットル以下            77,000円            6リットル超            129,000円            小型四輪車            1リットル以下            25,500円            1リットル超            1.5リットル以下            30,000円            1.5リットル超            34,500円            営業用乗用車            普通車            3リットル以下            24,000円            3リットル超            6リットル以下            26,000円            6リットル超            52,000円         </p> <p>           トラック            自家用            22,000円            バス            自家用            42,500円            営業用            一般乗合用のもの以外のもの            36,000円            三輪の小型自動車            自家用            5,500円            (条例)         </p> <p>           税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。         </p> <p>           当該年度規制適合車            被けん引車            一般乗合用バス            営業用トラック         </p> <p> <math>\frac{1}{11}</math>の税額を控除         </p> <p>           次期規制適合車            電気自動車         </p> <p> <math>\frac{1}{2}</math>の税額を控除         </p> <p>(特例条例)</p>
<p>           税率            1キロリットル            19,500円         </p>			<p>           税率(昭和54年6月1日から昭和58年3月31日まで)            1キロリットル            24,300円         </p>
	<p>           自動車取得税            (税率)            昭和53年度規制適合車に係る税率は、昭和52年4月1日から昭和53年3月31日までの取得に対しては0.25%を、昭和53年4月1日から同年8月31日までの取得に対しては0.125%をそれぞれ引き下げる。            鉦区税、狩猟免許税、入猟税の税率を、それぞれ現行の2倍に引き上げる。         </p>		<p>           狩猟免許税を狩猟者登録税に改めるとともに、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとし、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者は税率を2分の1とした。            入猟税についても、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとした。         </p>

55	56	57	58	59	60	61	62	
			超過課税の廃止	<p>普通乗用車            自家用            3リットル以下 81,500円            3リットル超 6リットル以下 88,500円            6リットル超 148,500円            営業用            3リットル以下 25,000円            3リットル超 6リットル以下 27,500円            6リットル超 54,500円            四輪以上の小型自動車            自家用            1リットル以下 29,500円            1リットル超 1.5リットル以下 34,500円            1.5リットル超 39,500円            営業用            1リットル以下 7,500円            1リットル超 1.5リットル以下 8,500円            1.5リットル超 9,500円</p>	<p>トラック            4トン超5トン以下            自家用 25,500円            営業用 18,500円            バス            自家用            乗車定員40人超50人以下 49,000円            営業用            一般乗合用            乗車定員30人超40人以下 14,500円            一般乗合用以外のもの            乗車定員40人超50人以下            三輪の小型自動車            自家用 6,000円            営業用 4,500円</p>			
			暫定税率が2年間延長される。		暫定税率が3年間延長される。			
自動車取得税 軽自動車以外の自家用自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率及び自動車の取得に係る免税点の特例措置（税率5% 免税点30万円）の適用期限を昭和58年3月31日まで延長した。 狩猟者登録税 道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち一定の被扶養者を軽減税率の適用対象から除外することとした。			鉦区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の1.1倍程度に改正される。 自動車取得税の暫定措置がさらに2年間延長される。		自動車取得税の暫定措置が3年間延長される。			

63	元	2	3	4	5	6	7	8
	普通自動車 自家用 2リットル超 2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超 3リットル以下 51,000円 3リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4リットル以下 66,500円 4リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 2リットル超 2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超 3リットル以下 15,700円 3リットル超 3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超 4リットル以下 20,500円	4リットル超 4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超 6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円						
暫定税率が5年間延長される。					暫定税率が平成5年11月30日まで延長 平成5年12月1日から平成10年3月31日まで 税率 1キロリットル 32,100円			
自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。		自動車取得税の免税点 50万円			自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。			

9	10	11	12	13
			キャンピング車 1リットル以下 23,600 円 1リットル超 1.5リットル以下 27,600 円 1.5リットル超 2リットル以下 31,600 円 2リットル超 2.5リットル以下 36,000 円 2.5リットル超 3リットル以下 40,800 円 3リットル超 3.5リットル以下 46,400 円 3.5リットル超 4リットル以下 53,200 円 4リットル超 4.5リットル以下 61,200 円 4.5リットル超 6リットル以下 70,400 円 6リットル超 88,800 円 (経過措置あり)	
	暫定税率が 5 年間延長される。免税軽油の引き取り等に係る報告義務制度が創設される。			
地方消費税創設 税率 消費税額の 25/100	自動車取得税の暫定措置が 5 年間延長される。	自動車取得税 低公害車に対する特例措置の拡充		自動車取得税 低公害車に対する特例措置を平成 15 年 3 月 31 日まで延長

14	15	16	17
<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日までに新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から2年間の軽課</li> <li>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></li> <li>低燃費車かつ「優一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></li> <li>低燃費車かつ「良一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね13%軽課</b></li> <li>・重課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日まで間に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</li> <li>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></li> </ul>	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽課措置 平成15年度に、新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</li> <li>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></li> <li>・重課措置 平成15年度に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</li> <li>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></li> </ul>	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽課措置 平成16年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</li> <li>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></li> <li>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></li> <li>・重課措置 平成17年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</li> <li>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></li> </ul> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」</li> <li>※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</li> </ul>	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽課措置 平成17年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</li> <li>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></li> <li>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></li> <li>・重課措置 平成18年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</li> <li>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></li> </ul> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」</li> <li>※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</li> </ul>
	<p>暫定税率が5年間延長される。</p>		
	<p>自動車取得税暫定措置が5年間延長される。 自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成17年3月31日まで延長</p> <p>産業廃棄物埋立税創設 (税率) 産業廃棄物1トンあたり 1,000円</p>	<p>狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、新たに目的税として狩猟税を創設</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成19年3月31日まで延長</p>

18	19	20	21
<p>県外転出入に係る月割計算の廃止</p> <p>非課税車等に係る月割課税の徴収方法の変更（証紙徴収→普通徴収）</p> <p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成18年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成19年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成19年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成20年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成20年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b> ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成21年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成21年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b> ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成22年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>
		<p>暫定税率が10年間延長 (ただし、4月のみ失効)</p>	<p>用途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>軽油引取税の課税免除のうち、免税証によるものについて、本法附則により平成24年3月31日までとなる。 (石油化学製品製造業は除く)</p>
<p>自動車取得税の低燃費車特例を自動車税と同様に見直しの上2年間延長</p> <p>自動車取得税の環境性能に優れた大型ディーゼル車に対する特例措置の創設（2年間）</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成21年3月31日まで延長</p>	<p>自動車取得税の暫定措置は10年間延長 (ただし、暫定税率は4月のみ失効)</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例及び環境性能に優れた大型ディーゼル車特例は見直しの上2年間延長 (ただし、4月のみ従前の制度による)</p> <p>自動車取得税のクリーンディーゼル乗用車に対する特例措置の創設（平成20年5月1日～平成22年3月31日）</p>	<p>自動車取得税の用途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>自動車取得税の各特例措置は、新車新規登録車両の取得について見直しの上、平成24年3月31日まで延長</p> <p>＜特例措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車に対する特例措置</li> <li>・低燃費車特例措置</li> <li>・環境性能に優れた大型ディーゼル車特例措置</li> <li>・クリーンディーゼル乗用車に対する特例措置</li> </ul>

22	23	24	25
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成22年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成23年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成23年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成24年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成24年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成25年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成25年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成26年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>
<p>10年間の暫定税率を廃止 ただし、当分の間、現在の税率水準を維持</p> <p>原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する。 (通称「トリガー条項」)</p>	<p>原油価格の異常な高騰が続いた場合に、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する(通称「トリガー条項」)の適用を当分の間停止する。 (平成23年4月27日施行)</p>	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成27年3月31日まで延長。 【廃止業種】 電気通信事業、放送事業、建設用粘土製品製造業、鉄鋼業、自動車教習所業、ゴルフ場業</p>	
<p>自動車取得税の低燃費車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を2年延長 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設</p> <p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を設定</p> <p>クリーンディーゼル乗用車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を5ヶ月延長</p>	<p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成27年3月31日まで延長 &lt;特例措置&gt; ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・バリアフリー車両に対する特例を創設 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラックに対する特例を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載自動車に対する特例にバス等を追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>

26	27	28	
<p>グリーン化税制(見直しの上 2 年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成 26 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5t以下, 12t超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量 3.5t超 12t以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 27 年度燃費基準+20%達成車(平成 32 年度燃費基準達成車に限る)かつ平成 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 75%軽課</b></p> <p>○平成 27 年度燃費基準+10%達成または+20%達成車かつ平成 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成 27 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を 2 年延長(平成 26~28 年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成 27 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5t以下, 12t超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量 3.5t超 12t以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 27 年度燃費基準+20%達成車(平成 32 年度燃費基準達成車に限る)かつ平成 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 75%軽課</b></p> <p>○平成 27 年度燃費基準+10%達成または+20%達成車かつ平成 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成 28 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成 26~28 年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成 28 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5t以下, 12t超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量 3.5t超 12t以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+10%達成車かつ 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 75%軽課</b></p> <p>○平成 27 年度燃費基準+20%達成車かつ 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成 29 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を 3 年延長(平成 28~31 年度 非課税)</p>	自動車税
	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長。 【廃止業種】 海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、陶磁器製造業</p>		軽油引取税
<p>自動車取得税の税率引き下げ ・軽自動車…2% ・軽自動車以外の営業用自動車…2% ・軽自動車以外の家用自動車…3%</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を 2 年延長(平成 28 年 3 月 31 日までに取得)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充(平成 31 年 3 月 31 日まで)</p> <p>地方消費税 税率 消費税額の 17/63</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成 29 年 3 月 31 日まで延長&lt;特例措置&gt;</p> <p>・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・バリアフリー車両に対する特例 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック・バス等に対する特例に、車両安定性制御装置搭載トラック・バス等を追加</p>	<p>自動車取得税の特例措置に環境性能に優れた大型ディーゼル車特例を追加 ・7.5t超のバス・トラックに対する区分を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を 1 年延長(平成 29 年 3 月 31 日までに取得)</p>	その他

## 2 特例条例に関すること

### ○ 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）

#### 1 趣 旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等（老人福祉団地，障害者療育支援センター，身体障害者リハビリテーションセンター等）の建設資金に充てる財源を確保することを目的とするものである。

#### 2 内 容

##### (1) 税 率

平成 27 年 4 月 1 日以後 5 年以内に開始する各事業年度分の法人税割並びに同期内に解散又は合併した法人の清算所得に対する法人税割に係る法人税割の税率を 100 分の 4.0 とする。

（平成 27 年 2 月議会において 5 年間延長）

##### (2) 中小法人に対する軽減

次のア～ウのいずれかに該当する法人の各事業年度分の法人税割については，税額から 4.0 分の 0.8 を控除する。

ア 資本金額若しくは出資金額が 2,000 万円以下の法人又は資本金額若しくは出資金額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

イ 法人でない社団又は財団

ウ 課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下の法人

##### (3) 施行期日

昭和 50 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 27 年 4 月 1 日）

### （参 考）

#### 大規模社会福祉施設等建設基金条例

昭和 50 年 3 月 13 日条例第 11 号

最終改正：平成 23 年 3 月 14 日条例第 12 号

#### （設置）

第 1 条 大規模な社会福祉施設，医療施設，保健休養施設等（以下「大規模社会福祉施設等」という。）の建設に要する経費の財源に充てるため，大規模社会福祉施設等建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### （積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は，次に掲げる金額の合算額とし，予算で定める。

一 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）に基づいて課税することにより，広島県税条例（昭和 29 年広島県条例第 16 号）に基づいて課税した場合より増加した県税収入に相当する金額

二 大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金の額に相当する金額

三 その他知事が必要と認める金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第6条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

## ○ ひろしまの森づくり県民税条例（平成 18 年広島県条例第 58 号）

### 1 趣 旨

県民全体が享受している県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民に広く薄く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進することを目的とするものである。

### 2 内 容

#### (1) 課税方法

納税義務者は、県内に住所等を有する個人及び事務所等を有する法人。

課税方式は、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式。

#### (2) 税 率

県民税均等割に、次のとおり加算する。

○個人：年額 500 円（均等割額に加算）

○法人：年額 現行の均等割額の 5 %相当額

法人の区分	ひろしまの森づくり県民税	現 行 の均等割額
・ 公共法人及び公益法人等 ・ 人格のない社団等 ・ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く） ・ 一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）※ ・ 資本金等の額が 1 千万円以下の法人	1,000 円	20,000 円
資本金等の額が 1 千万円超～1 億円以下	2,500 円	50,000 円
資本金等の額が 1 億円超～ 10 億円以下	6,500 円	130,000 円
資本金等の額が 10 億円超～ 50 億円以下	27,000 円	540,000 円
資本金等の額が 50 億円超	40,000 円	800,000 円

※一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）については、平成 20 年 12 月 1 日以降に開始する事業年度から適用。

#### (3) 課税期間

個人…平成 19 年度分～平成 28 年度分

法人…平成 19 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度分

（平成 23 年 12 月議会において 5 年間延長）

#### (4) 税収の使途

「ひろしまの森づくり基金」を設置し、森林の有する公益的機能の維持増進及び緑豊かな県土の形成に資する施策に活用。

○人工林対策…荒廃した人工林の間伐や風倒木等の処理など

○里山林対策…土砂災害防止や鳥獣被害防止等を目的とした里山林の整備、森林・林業体験活動の支援など

○木材利用対策…県産材の利用促進など

○森づくりに関する情報発信や普及啓発など

#### (5) 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 24 年 4 月 1 日）

(参 考)

## ひろしまの森づくり基金条例

平成 18 年 12 月 26 日条例第 62 号

(設置)

第1条 県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため、ひろしまの森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 ひろしまの森づくり県民税条例（平成18年広島県条例第58号）第2条及び第3条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### 3 法定外税に関すること

#### ○ 広島県産業廃棄物埋立税条例（平成 14 年広島県条例第 26 号）

##### 1 制定の理由

産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物埋立税を新設するため，この条例を制定する。

##### 2 条例の内容

###### (1) 課税の根拠（第 1 条）

地方税法の規定に基づき，産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるため，法定外目的税として，産業廃棄物埋立税を課する。

###### (2) 納税義務者（第 3 条）

産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む）

###### (3) 課税対象（第 3 条）

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入

###### (4) 課税免除（第 4 条）

排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分（自社処分）するための搬入は課税免除とする。（他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するものは除く。）

###### (5) 課税標準（第 5 条）

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

###### (6) 税率（第 6 条）

1 トンにつき千円

###### (7) 徴収の方法（第 7 条）

特別徴収とする。ただし，他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するための搬入については申告納付とする。

###### (8) 特別徴収義務者（第 8 条）

県内の最終処分業者

###### (9) 税収の用途（第 24 条）

産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。

##### 3 条例の施行日及び失効日

###### (1) 施行期日

平成 15 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 25 年 3 月 31 日）

###### (2) 失効

施行日から起算して 10 年を経過した日に効力を失う。

（平成 24 年 9 月議会において，5 年間延長）

(参考1)

## 広島県産業廃棄物抑制基金条例

平成15年3月14日広島県条例第2号

最終改正：平成24年10月10日条例第57号

(設置)

第1条 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に必要な経費の財源に充てるため，広島県産業廃棄物抑制基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は，予算で定める。

2 県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控除した額は，この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は，必要に応じ，確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は，第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り，その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定めて，基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し，又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は，基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし，又は信託している場合において，当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは，当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため，基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか，基金に関し必要な事項は，知事が定める。

附 則

この条例は，平成15年4月1日から施行する。

## (参考2)

## 法定外税の実施状況

## (1) 法定外普通税

平成28年4月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入  ②発電用原子炉を設置して行う発電事業	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額  ②発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②37,750円/千Kw(3ヶ月)	昭和63年9月1日施行
石川						①100分の8.5 ②34,900円/千Kw(3ヶ月)	平成4年10月8日施行
福井						①100分の8.5 ②45,750円/千kW(3ヶ月)	昭和51年11月10日施行
静岡						①100分の8.5 ②29,500円/千kW(3ヶ月)	昭和55年4月1日施行
新潟						①100分の8.5 ②33,000円/千kW(3ヶ月)	昭和59年11月15日施行
島根						①100分の8.5 ②41,100円/千kW(3ヶ月)	昭和55年4月1日施行
愛媛						①100分の8.5 ②40,000円/千Kw(3ヶ月)	昭和54年1月16日施行
佐賀						①100分の8.5 ②46,000円/千kW(3ヶ月)	昭和54年4月1日施行
鹿児島						①100分の12 ②22,600円/千Kw(3ヶ月)	昭和58年6月1日施行
宮城	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	昭和58年6月21日施行
青森	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉の設置 ③原子炉への核燃料の挿入 ④使用済燃料の受入れ ⑤使用済燃料の貯蔵 ⑥廃棄物の埋設 ⑦廃棄物の管理	①製品ウランの重量 ②発電用原子炉の熱出力 ③原子炉に挿入した核燃料の価額 ④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量 ⑦ガラス固化体の容器の数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③原子炉設置者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥廃棄物埋設事業者 ⑦廃棄物管理事業者	申告納付	①44,600円/kg ②9,000円/千kW(3カ月) ③核燃料価額の100分の13 ④19,400円/kg ⑤1,300円/kg (当面の間8,300円/kg) ⑥64,000円/m <sup>3</sup> ⑦1,969,500円/本	平成3年9月28日施行

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
茨城	核燃料等取扱税	①原子炉の設置 ②原子炉への核燃料の挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の保管 ⑤高放射性廃液の保管 ⑥ガラス固化体の保管 ⑦プルトニウムの保管 ⑧放射性廃棄物の発生 ⑨放射性廃棄物の保管	①原子炉の熱出力 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤高放射性廃液の数量 ⑥ガラス固化体の容器の数量 ⑦プルトニウムの重量 ⑧放射性廃棄物の容器の容量 ⑨放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥再処理事業者 ⑦原子力事業者 ⑧原子力事業者 ⑨原子力事業者	申告納付	①30,500円/千kW(3ヶ月) ②核燃料価額の100分の8.5 ③60,100円/kg ④1,500円/kg ⑤1,594,000円/m <sup>3</sup> ⑥1,219,000円/本 ⑦5,100円/kg ⑧106,000円/m <sup>3</sup> ⑨5,100円/m <sup>3</sup>	昭和53年10月18日施行
沖縄	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内に事務所を設けて揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/kl	【課税免除】 1 揮発油の販売で輸出として行われるもの 2 揮発油の販売で県外移出として行われるもの 3 揮発油の販売で石油化学製品の製造のための用途に消費するためのもの 4 既に石油価格調整税を課された揮発油の販売 【施行期日】 昭和47年6月1日

## (2) 法定外目的税

平成28年4月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
三重	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入：当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/ト	【免税点】 年間搬入量1,000ト未満の場合 【課税免除】 再生施設への搬入 【施行期日】 平成14年4月1日
滋賀							【免税点】 年間搬入量500ト以下の場合 【施行期日】 平成16年1月1日
岡山	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収(自社処分は申告納付)	1,000円/ト	【施行期日】 平成15年4月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
広島	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※申告納付	1,000円/トン	※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・公益上その他の事由により課税が不適当なものとして知事が別に定めるもの 【施行期日】 平成15年4月1日
鳥取	産業廃棄物処分場税				特別徴収 ※申告納付		※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【非課税】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・その他知事が別に定めるもの（下水処理汚泥等） 【施行期日】 平成15年4月1日
青森	産業廃棄物税			・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者	特別徴収 (自社処分は申告納付)		【非課税】 県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合 【施行期日】 平成16年1月1日
岩手				最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者			【施行期日】 平成16年1月1日
秋田						1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	【施行期日】 平成16年1月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考	
奈良	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成16年4月1日	
山口							特別徴収 ※申告納付	※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 【施行期日】 平成16年4月1日
新潟							特別徴収 (自社処分は申告納付)	【施行期日】 平成16年4月1日
京都								【施行期日】 平成17年4月1日
宮城								【施行期日】 平成17年4月1日
島根							産業廃棄物減量税	【施行期日】 平成17年4月1日
熊本							産業廃棄物税	【施行期日】 平成17年4月1日
福島								1,000円/トン 自社処分の場合は1/2,年間搬入量10,000トン超の部分は1/2
愛知	1,000円/トン 自社処分の場合は500円/トン	【施行期日】 平成18年4月1日						
沖縄	1,000円/トン	【課税免除】 ・最終処分場が所在しない離島において、島内で発生した産業廃棄物を市町村が設置する最終処分場へ搬入する場合 ・公益上その他の事由により課税することが適当でない搬入 【施行期日】 平成18年4月1日						

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成18年10月1日
山形	産業廃棄物税					1,000円/トン	【施行期日】 平成18年10月1日
愛媛	資源循環促進税					(自社処分:500円/トン,設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	【施行期日】 平成19年4月1日
福岡	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	焼却施設:800円/トン 最終処分場:1,000円/トン	【施行期日】 平成17年4月1日
佐賀							
長崎							
大分							
鹿児島							
宮崎							
東京	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満 :100円 1万5千円以上 :200円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【施行期日】 平成14年10月1日
岐阜	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為,又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 (シャトルバス,路線バス等については月毎の申告納付)	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	【課税免除】 緊急車両等 【施行期日】 平成15年4月1日

#### 4 税目別納期限等一覧表

平成 28 年 4 月 1 日現在

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
個人県民税	1 月 1 日	市町村民税と同じ	普通徴収又は特別徴収
法人県民税	なし	(1) 確定申告(法人税と同じ) 各事業年度又は計算期間終了の日から 2 月以内 (申告期限の延長を認められた場合、連結法人は 4 か月、その他の法人は 3 か月) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が 6 月を超える場合は、当該事業年度又は計算期間開始の日以後 6 月を経過した日から 2 月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度の終了の日の翌日から 2 月以内 ロ 残余の財産確定の日の翌日から 1 月以内 (4) 地方税法第 53 条第 19 項に掲げる (均等割のみを課される) 公共法人等 4 月 30 日まで	申告納付
県民税利子割	なし	当月分を翌月 10 日まで	特別徴収 (申告納入)
県民税配当割	なし	当月分を翌月 10 日まで (源泉徴収選択口座内配当等については、特別徴収した日の属する年の翌年の 1 月 10 日まで)	特別徴収 (申告納入)
県民税株式等譲渡所得割	なし	当年分を翌年 1 月 10 日まで (年の中途において源泉徴収口座の廃止届出書の提出等があった場合には、提出等があった日の属する月の翌月 10 日まで)	特別徴収 (申告納入)
個人事業税	なし	第 1 期 8 月 15 日から同月 31 日まで 第 2 期 10 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
法人事業税	なし	(1) 確定申告 各事業年度又は計算期間終了の日の翌日から 2 月以内 (申告期限の延長を認められた場合は連結法人は 4 か月、その他の法人は 3 か月) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が 6 月を超えるものは、当該事業年度又は計算期間開始の日から 6 月を経過した日から 2 月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度終了の日から 2 月以内 ロ 残余財産確定の日から 1 月以内	申告納付
地方消費税譲渡割	なし	(1) 中間申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 (2) 確定申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 当分の間、国 (税務署) が、消費税の賦課徴収の例により行う	申告納付
地方消費税貨物割	なし	消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 消費税の申告と併せ、国 (税関長) に納付	申告納付

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
不動産取得税	随時	納税通知書に定める日	普通徴収
県たばこ税	なし	当月分を翌月末日まで	申告納付 普通徴収
ゴルフ場利用税	なし	当月分を翌月 15 日まで	特別徴収（申告納入） 申告納付
自動車税	4 月 1 日	(1) 5 月 15 日から同月 31 日まで (2) 道路運送車両法第 7 条, 第 12 条又は第 13 条の規定による登録申請があった自動車について, 地方税法第 151 条第 3 項に規定する期間内に納税義務が発生した場合に限り, 当該申請の日	普通徴収 証紙徴収
鉦区税	4 月 1 日	5 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
自動車取得税	なし	(1) 新規登録検査または使用の届出がされる自動車の取得については, 登録検査または届出の時 (2) 登録（届出）自動車に所有者の変更があった場合, 使用者の変更により自動車検査証等の記入を受ける場合またはその他の事由による場合の自動車の取得については, 当該事由のあった日から 15 日以内  〔その日前に当該登録等を受けたときは, 当該登録等の日〕	申告納付（証紙）
軽油引取税	なし	当月分を翌月末日まで  〔元売業者及び特約業者以外の者が, 軽油を輸入する場合は, 輸入の時まで〕	特別徴収（申告納入） 申告納付 普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける日	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収 普通徴収
産業廃棄物埋立税	なし	(1) 1 月 1 日から 3 月 31 日までの税額 4 月末日まで (2) 4 月 1 日から 6 月 30 日までの税額 7 月末日まで (3) 7 月 1 日から 9 月 30 日までの税額 10 月末日まで (4) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの税額 翌年の 1 月末日まで	特別徴収（申告納入） 申告納付

## 5 平成27年度都道府県税決算(見込)額調

(単位：千円，%)

都道府県名	税目	予 算 額		調 定 額		収 入 額		収 入 率	
		税 額	前年度比	税 額	前年度比	税 額	前年度比	27年度	26年度
北海道		586,717,512	110.7	604,482,077	110.3	589,579,583	110.9	97.5	97.0
青森		140,251,601	111.1	143,154,419	110.4	140,520,394	110.9	98.2	97.7
岩手		127,436,000	110.7	130,052,826	110.4	127,902,697	110.8	98.3	98.0
宮城		306,730,000	113.6	312,420,046	113.0	307,048,469	113.5	98.3	97.9
秋田		90,265,475	110.0	92,104,794	108.6	90,354,275	109.3	98.1	97.4
山形		107,650,000	111.1	109,760,009	110.4	107,957,272	110.9	98.4	97.9
福島		235,434,353	113.5	240,494,239	113.1	235,830,360	113.5	98.1	97.7
茨城		365,516,690	110.3	374,808,309	109.1	366,087,310	110.1	97.7	96.8
栃木		243,000,000	108.5	250,472,332	107.8	244,349,497	108.7	97.6	96.7
群馬		243,500,000	111.4	250,429,762	110.2	245,131,653	110.8	97.9	97.4
埼玉		747,100,000	109.9	777,417,147	108.7	753,412,950	109.7	96.9	96.1
千葉		956,087,000	110.5	979,574,153	109.2	954,053,609	110.1	97.4	96.6
東京都		3,959,338,560	126.7	3,916,437,567	125.5	3,856,865,181	126.5	98.5	97.7
神奈川県		1,245,635,104	112.3	1,271,689,521	111.5	1,246,707,073	112.1	98.0	97.5
新潟		271,531,000	112.8	275,416,678	112.3	272,138,853	112.8	98.8	98.4
富山		138,486,000	114.2	142,588,508	112.9	139,779,504	113.3	98.0	97.7
石川		142,373,534	111.0	149,253,072	111.4	145,669,067	112.0	97.6	97.1
福井		108,735,322	116.4	112,574,709	115.7	110,501,567	116.3	98.2	97.7
山梨		96,913,159	114.3	99,772,521	113.8	97,699,964	114.4	97.9	97.5
長野		226,275,037	111.5	230,917,842	111.2	227,134,797	111.6	98.4	98.0
岐阜		233,786,000	114.3	242,268,750	113.8	236,655,237	114.7	97.7	96.9
静岡		484,700,000	108.7	498,880,835	108.4	488,267,775	109.0	97.9	97.3
愛知		1,246,600,000	111.9	1,271,174,649	111.1	1,249,676,237	111.7	98.3	97.8
三重		243,599,000	106.5	251,782,934	106.5	247,405,636	106.9	98.3	97.9
滋賀		154,770,000	107.4	160,032,630	107.5	155,949,883	107.9	97.4	97.1
京都		284,546,039	113.5	290,364,235	113.3	286,049,322	114.0	98.5	98.0
大阪		1,400,410,000	116.1	1,453,979,663	117.8	1,427,578,587	118.8	98.2	97.4
兵庫県		714,351,000	112.8	730,911,900	111.7	716,240,758	112.3	98.0	97.5
奈良		115,650,000	107.5	120,062,580	107.5	116,507,584	108.1	97.0	96.5
和歌山		94,042,000	109.4	96,883,259	109.2	95,196,114	109.6	98.3	97.9
鳥取		51,406,469	110.6	52,337,360	109.3	51,566,154	109.7	98.5	98.2
島根		67,109,804	111.7	68,003,843	111.2	67,372,118	111.5	99.1	98.8
岡山		242,833,189	116.2	244,361,273	112.6	239,706,572	113.1	98.1	97.7
広島		341,917,040	113.3	350,182,715	112.7	343,173,757	113.3	98.0	97.5
山口		175,312,458	111.2	179,529,965	110.0	176,787,735	110.4	98.5	98.1
徳島		75,500,000	102.7	78,444,360	101.4	77,008,735	101.7	98.2	97.9
香川		119,200,011	109.3	124,318,144	112.1	122,440,651	112.4	98.5	98.2
愛媛		145,700,000	113.0	148,638,706	112.5	146,261,643	113.4	98.4	97.6
高知		64,069,689	112.6	64,481,431	110.9	63,431,481	111.4	98.4	97.9
福岡		621,422,741	115.2	638,064,539	113.8	624,731,165	114.5	97.9	97.3
佐賀		81,571,000	107.9	84,415,301	107.9	83,209,637	108.4	98.6	98.1
長崎		113,602,030	110.2	116,029,170	109.5	113,942,880	110.2	98.2	97.6
熊本		158,638,386	112.5	162,403,961	110.7	158,957,721	111.3	97.9	97.3
大分		120,450,000	111.0	123,027,671	110.4	120,497,421	111.0	97.9	97.4
宮崎		94,650,000	112.4	97,331,444	111.1	95,592,144	111.8	98.2	97.6
鹿児島		142,948,594	112.9	146,731,451	112.0	143,745,617	112.7	98.0	97.4
沖縄		113,794,685	113.0	117,583,074	112.3	115,563,248	112.9	98.3	97.8
合 計		18,041,556,482	114.9	18,376,046,373	114.2	18,022,239,886	114.9	98.1	97.4

(注) 予算額は最終予算額である。

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	個人県民税(均等割・所得割)			個人県民税(配当割)			個人県民税(株式等譲渡所得割)		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		168,461,134	159,084,107	94.4	3,386,379	3,386,379	100.0	2,822,081	2,822,081	100.0
青森		34,067,016	31,746,574	93.2	674,103	674,103	100.0	472,168	472,168	100.0
岩手		35,239,510	33,745,770	95.8	679,014	679,014	100.0	567,524	567,524	100.0
宮城		80,472,997	76,122,547	94.6	1,651,314	1,651,314	100.0	1,709,573	1,709,573	100.0
秋田		25,867,901	24,483,075	94.6	631,808	631,808	100.0	434,764	434,764	100.0
山形		31,697,904	30,198,653	95.3	721,297	721,297	100.0	586,192	586,192	100.0
福島		61,690,580	58,383,848	94.6	1,662,058	1,662,058	100.0	1,289,025	1,289,025	100.0
茨城		107,682,460	101,179,189	94.0	3,368,249	3,368,249	100.0	3,329,339	3,329,339	100.0
栃木		73,038,935	67,626,287	92.6	2,347,252	2,347,252	100.0	2,016,863	2,016,863	100.0
群馬		69,934,358	65,405,645	93.5	2,192,421	2,192,421	100.0	2,216,659	2,216,659	100.0
埼玉		308,876,955	287,618,059	93.1	10,346,780	10,346,780	100.0	10,486,643	10,486,643	100.0
千葉		279,562,809	258,282,036	92.4	9,617,659	9,617,659	100.0	10,688,585	10,688,585	100.0
東京都		852,817,271	810,752,338	95.1	35,772,693	35,772,693	100.0	35,415,588	35,415,588	100.0
神奈川県		460,890,382	441,651,860	95.8	16,675,487	16,675,487	100.0	18,018,812	18,018,812	100.0
新潟		68,794,905	66,118,065	96.1	2,334,509	2,334,509	100.0	2,040,899	2,040,899	100.0
富山		38,321,710	36,188,769	94.4	1,761,054	1,761,054	100.0	1,392,484	1,392,484	100.0
石川		41,334,277	38,818,555	93.9	1,292,566	1,292,566	100.0	1,358,826	1,358,826	100.0
福井		27,342,225	25,600,787	93.6	1,206,666	1,206,666	100.0	1,059,806	1,059,806	100.0
山梨		28,351,190	26,789,829	94.5	920,983	920,983	100.0	847,333	847,333	100.0
長野		69,550,395	66,645,374	95.8	1,964,056	1,964,056	100.0	2,011,297	2,011,297	100.0
岐阜		72,551,456	68,417,630	94.3	2,615,289	2,615,289	100.0	2,584,754	2,584,754	100.0
静岡県		147,805,678	138,837,425	93.9	5,144,190	5,144,190	100.0	5,448,041	5,448,041	100.0
愛知県		343,681,164	326,314,788	94.9	14,663,045	14,663,045	100.0	15,183,225	15,183,225	100.0
三重		68,814,975	65,196,712	94.7	2,975,202	2,975,202	100.0	2,708,821	2,708,821	100.0
滋賀		52,377,417	49,745,477	95.0	1,774,273	1,774,273	100.0	1,929,832	1,929,832	100.0
京都		93,474,482	90,452,441	96.8	4,704,805	4,704,805	100.0	4,567,002	4,567,002	100.0
大阪		330,408,390	313,349,282	94.8	16,036,154	16,036,154	100.0	17,651,871	17,651,871	100.0
兵庫県		221,818,355	210,040,036	94.7	11,274,512	11,274,512	100.0	11,124,086	11,124,086	100.0
奈良		50,218,846	47,919,498	95.4	3,351,976	3,351,976	100.0	3,158,076	3,158,076	100.0
和歌山		28,882,282	27,605,070	95.6	1,709,228	1,709,228	100.0	1,391,091	1,391,091	100.0
鳥取		15,673,817	15,038,785	95.9	531,480	531,480	100.0	497,744	497,744	100.0
島根		19,518,127	19,067,679	97.7	519,421	519,421	100.0	488,754	488,754	100.0
岡山		64,374,581	60,804,216	94.5	3,032,858	3,032,858	100.0	2,729,482	2,729,482	100.0
広島		104,645,452	99,462,642	95.0	3,806,859	3,806,859	100.0	3,451,437	3,451,437	100.0
山口		45,327,940	43,133,826	95.2	1,628,928	1,628,928	100.0	1,598,387	1,598,387	100.0
徳島		22,787,919	21,640,268	95.0	1,592,480	1,592,480	100.0	1,548,946	1,548,946	100.0
香川		32,499,522	31,073,020	95.6	1,641,396	1,641,396	100.0	1,402,647	1,402,647	100.0
愛媛		39,947,998	38,179,014	95.6	1,511,978	1,511,978	100.0	1,525,481	1,525,481	100.0
高知		20,228,944	19,484,150	96.3	692,912	692,912	100.0	592,366	592,366	100.0
福岡		172,567,372	162,704,296	94.3	5,585,281	5,585,281	100.0	5,206,539	5,206,539	100.0
佐賀		22,960,078	22,090,398	96.2	671,482	671,482	100.0	530,543	530,543	100.0
長崎		37,893,952	36,194,218	95.5	1,032,127	1,032,127	100.0	860,778	860,778	100.0
熊本		49,907,559	47,131,876	94.4	1,284,597	1,284,597	100.0	1,142,793	1,142,793	100.0
大分		32,804,037	31,353,733	95.6	759,496	759,496	100.0	721,248	721,248	100.0
宮崎		28,713,841	27,263,630	94.9	629,779	629,779	100.0	546,684	546,684	100.0
鹿児島		43,334,551	41,018,358	94.7	823,055	823,055	100.0	803,025	803,025	100.0
沖縄		34,915,970	33,280,865	95.3	560,364	560,364	100.0	527,286	527,286	100.0
合計		5,062,129,619	4,793,240,699	94.7	189,759,515	189,759,515	100.0	188,685,400	188,685,400	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	法人県民税			利子割			個人事業税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		20,963,573	20,762,039	99.0	1,918,728	1,918,728	100.0	4,627,986	4,374,976	94.5
青森		4,270,160	4,248,983	99.5	406,965	406,965	100.0	919,492	893,282	97.1
岩手		5,509,832	5,490,806	99.7	425,930	425,930	100.0	1,291,735	1,254,786	97.1
宮城		14,922,499	14,868,193	99.6	854,582	854,582	100.0	3,282,618	3,190,356	97.2
秋田		3,846,456	3,821,697	99.4	326,633	326,633	100.0	781,086	760,613	97.4
山形		4,300,936	4,276,598	99.4	442,415	442,415	100.0	1,068,231	1,032,091	96.6
福島		10,514,599	10,440,067	99.3	649,627	649,627	100.0	2,837,220	2,699,506	95.1
茨城		15,011,831	14,940,296	99.5	1,006,389	1,006,389	100.0	3,117,012	2,969,704	95.3
栃木		12,061,556	12,020,307	99.7	675,123	675,123	100.0	2,034,977	1,948,976	95.8
群馬		12,901,583	12,872,193	99.8	811,106	811,106	100.0	2,008,615	1,912,023	95.2
埼玉		28,122,614	27,963,664	99.4	2,754,175	2,754,175	100.0	12,525,862	12,206,951	97.5
千葉		25,534,043	25,360,079	99.3	2,687,010	2,687,010	100.0	7,885,246	7,510,069	95.2
東京都		247,127,043	244,039,419	98.8	36,330,468	36,334,220	100.0	50,390,917	49,153,048	97.5
神奈川県		46,232,330	46,082,603	99.7	4,983,616	4,983,616	100.0	18,518,405	18,106,386	97.8
新潟		11,017,806	10,991,605	99.8	976,848	976,848	100.0	2,204,472	2,103,664	95.4
富山		5,861,661	5,840,634	99.6	602,391	602,391	100.0	1,246,375	1,148,732	92.2
石川		7,084,708	7,039,023	99.4	618,418	618,418	100.0	1,588,718	1,376,895	86.7
福井		4,757,600	4,730,806	99.4	427,570	427,570	100.0	865,344	831,995	96.1
山梨		6,275,808	6,251,684	99.6	336,431	336,431	100.0	1,028,852	1,000,907	97.3
長野		10,333,706	10,278,062	99.5	870,252	870,252	100.0	1,789,146	1,709,713	95.6
岐阜		9,977,617	9,884,379	99.1	1,082,614	1,082,614	100.0	2,596,580	2,446,108	94.2
静岡県		20,055,051	19,980,408	99.6	2,136,866	2,136,866	100.0	5,726,029	5,520,467	96.4
愛知		66,866,331	66,784,278	99.9	5,587,478	5,587,478	100.0	13,292,817	12,853,467	96.7
三重		8,981,688	8,946,068	99.6	937,830	937,830	100.0	2,119,568	2,086,199	98.4
滋賀		7,497,053	7,460,256	99.5	613,503	613,503	100.0	1,448,248	1,381,300	95.4
京都		13,883,848	13,846,729	99.7	1,976,532	1,976,532	100.0	3,839,334	3,732,830	97.2
大阪		75,890,547	75,528,693	99.5	8,090,537	8,090,537	100.0	15,086,970	14,652,231	97.1
兵庫県		24,708,239	24,563,178	99.4	3,809,905	3,809,905	100.0	7,022,925	6,770,403	96.4
奈良		3,725,983	3,697,239	99.2	853,129	853,129	100.0	1,297,683	1,263,229	97.3
和歌山		3,444,525	3,432,620	99.7	598,009	598,009	100.0	1,055,833	1,036,613	98.2
鳥取		2,142,720	2,136,168	99.7	279,351	279,351	100.0	434,108	418,466	96.4
島根		2,870,212	2,856,689	99.5	353,122	353,122	100.0	668,303	641,817	96.0
岡山		9,686,225	9,608,803	99.2	1,021,614	1,021,614	100.0	1,787,782	1,688,172	94.4
広島		16,069,399	15,984,236	99.5	1,703,880	1,703,880	100.0	3,852,312	3,717,571	96.5
山口		6,563,481	6,548,615	99.8	864,244	864,244	100.0	1,556,507	1,500,583	96.4
徳島		3,551,020	3,534,068	99.5	437,170	437,170	100.0	562,280	541,669	96.3
香川		6,081,807	6,053,226	99.5	735,417	735,417	100.0	857,077	829,428	96.8
愛媛		6,783,218	6,754,321	99.6	889,556	889,556	100.0	1,232,173	1,177,619	95.6
高知		2,762,416	2,756,612	99.8	504,232	504,232	100.0	782,317	767,120	98.1
福岡		26,610,127	26,389,163	99.2	2,133,500	2,133,500	100.0	6,652,998	6,425,448	96.6
佐賀		3,223,169	3,209,660	99.6	269,065	269,065	100.0	881,445	859,304	97.5
長崎		5,065,417	5,046,977	99.6	405,010	405,010	100.0	1,297,931	1,262,305	97.3
熊本		6,731,346	6,702,323	99.6	529,965	529,965	100.0	1,571,525	1,504,145	95.7
大分		4,788,386	4,745,538	99.1	375,577	375,577	100.0	1,032,913	977,198	94.6
宮崎		3,697,093	3,684,850	99.7	255,914	255,914	100.0	1,070,433	1,040,811	97.2
鹿児島		5,990,667	5,962,420	99.5	447,135	447,135	100.0	1,301,165	1,235,850	95.0
沖縄		5,073,177	5,050,845	99.6	382,954	382,954	100.0	1,402,231	1,368,261	97.6
合計		849,371,107	843,467,119	99.3	95,378,787	95,382,539	100.0	200,441,795	193,883,287	96.7

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	法人事業税			地方消費税譲渡割			地方消費税貨物割		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		91,716,708	91,255,268	99.5	115,685,150	115,685,150	100.0	23,962,226	23,962,226	100.0
青森		20,132,441	20,111,287	99.9	23,832,579	23,832,579	100.0	1,722,045	1,722,045	100.0
岩手		22,068,850	22,022,614	99.8	22,043,215	22,043,215	100.0	63,716	63,716	100.0
宮城		63,731,156	63,602,832	99.8	57,897,019	57,897,019	100.0	11,765,361	11,765,361	100.0
秋田		15,173,560	15,132,455	99.7	16,064,793	16,064,793	100.0	1,514,677	1,514,677	100.0
山形		17,452,542	17,416,829	99.8	21,578,167	21,578,167	100.0	906,504	906,504	100.0
福島		54,422,426	54,256,134	99.7	38,792,095	38,792,095	100.0	1,403,562	1,403,562	100.0
茨城		67,318,972	67,144,386	99.7	52,988,530	52,988,530	100.0	19,606,638	19,606,638	100.0
栃木		51,965,066	51,900,873	99.9	35,715,803	35,715,803	100.0	411,898	411,898	100.0
群馬		52,728,761	52,669,070	99.9	44,406,931	44,406,931	100.0	225,504	225,504	100.0
埼玉		113,949,190	113,701,647	99.8	119,315,518	119,315,518	100.0	523,720	523,720	100.0
千葉		112,837,323	112,536,980	99.7	94,412,982	94,412,982	100.0	281,375,098	281,375,098	100.0
東京都		901,256,131	892,771,223	99.1	1,324,953,251	1,324,953,251	100.0	169,120,284	169,120,284	100.0
神奈川県		213,071,607	213,020,965	99.9	166,110,684	166,110,684	100.0	144,940,310	144,940,310	100.0
新潟		53,963,955	53,823,218	99.7	51,453,540	51,453,540	100.0	12,666,646	12,666,646	100.0
富山		25,638,086	25,607,370	99.9	32,288,174	32,288,174	100.0	2,130,447	2,130,447	100.0
石川		29,108,712	29,025,713	99.7	29,618,669	29,618,669	100.0	2,096,865	2,096,865	100.0
福井		24,628,003	24,597,777	99.9	20,461,132	20,461,132	100.0	974,930	974,930	100.0
山梨		24,366,271	24,315,556	99.8	12,475,646	12,475,646	100.0	129,714	129,714	100.0
長野		45,686,900	45,546,265	99.7	38,014,646	38,014,646	100.0	149,724	149,724	100.0
岐阜		42,429,828	42,222,333	99.5	46,773,246	46,773,246	100.0	316,221	316,221	100.0
静岡県		108,099,655	107,991,101	99.9	73,714,458	73,714,458	100.0	16,202,944	16,202,944	100.0
愛知		298,476,194	298,747,087	100.1	187,336,288	187,336,288	100.0	106,796,275	106,796,275	100.0
三重		44,631,130	44,568,218	99.9	32,042,305	32,042,305	100.0	28,492,657	28,492,657	100.0
滋賀		33,944,687	33,867,107	99.8	20,764,225	20,764,225	100.0	235,274	235,274	100.0
京都		59,151,297	59,505,669	100.6	51,835,947	51,835,947	100.0	1,546,656	1,546,656	100.0
大阪		293,736,406	293,379,277	99.9	342,020,026	342,020,026	100.0	165,383,229	165,383,229	100.0
兵庫県		121,424,818	121,112,799	99.7	105,282,810	105,282,810	100.0	91,449,777	91,449,777	100.0
奈良		14,703,841	14,635,674	99.5	13,943,826	13,943,826	100.0	5,237	5,237	100.0
和歌山		14,664,108	14,648,817	99.9	16,721,979	16,721,979	100.0	6,110,256	6,110,256	100.0
鳥取		9,137,097	9,120,039	99.8	9,077,258	9,077,258	100.0	479,851	479,851	100.0
島根		13,635,806	13,600,668	99.7	12,521,312	12,521,312	100.0	445,796	445,796	100.0
岡山		40,213,286	40,019,125	99.5	40,898,125	40,898,125	100.0	27,352,919	27,352,919	100.0
広島		68,209,301	68,024,515	99.7	62,681,747	62,681,747	100.0	13,496,089	13,496,089	100.0
山口		29,769,917	29,755,096	100.0	27,699,191	27,699,191	100.0	26,357,992	26,357,992	100.0
徳島		16,234,159	16,146,981	99.5	10,743,380	10,743,380	100.0	1,508,241	1,508,241	100.0
香川		25,085,861	25,043,391	99.8	24,630,356	24,630,356	100.0	3,611,472	3,611,472	100.0
愛媛		28,109,259	28,064,803	99.8	23,990,411	23,990,411	100.0	10,995,141	10,995,141	100.0
高知		10,900,705	10,892,563	99.9	11,926,038	11,926,038	100.0	310,748	310,748	100.0
福岡		108,730,168	108,158,030	99.5	121,392,915	121,392,915	100.0	62,487,660	62,487,660	100.0
佐賀		15,036,179	15,019,439	99.9	14,184,487	14,184,487	100.0	1,328,293	1,328,293	100.0
長崎		18,774,631	18,741,584	99.8	20,693,849	20,693,849	100.0	4,611,047	4,611,047	100.0
熊本		26,322,979	26,270,186	99.8	30,261,517	30,261,517	100.0	913,851	913,851	100.0
大分		20,078,343	19,956,765	99.4	20,684,675	20,684,675	100.0	12,262,679	12,262,679	100.0
宮崎		16,777,782	16,754,757	99.9	17,910,945	17,910,945	100.0	464,930	464,930	100.0
鹿児島		22,618,683	22,583,347	99.8	27,231,580	27,231,580	100.0	4,590,595	4,590,595	100.0
沖縄		20,186,112	20,217,180	100.2	22,517,805	22,517,805	100.0	3,159,818	3,159,818	100.0
合計		3,522,298,891	3,509,505,012	99.6	3,707,589,226	3,707,589,226	100.0	1,266,605,517	1,266,605,517	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	不動産取得税			県たばこ税			ゴルフ場利用税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		16,225,325	15,310,250	94.4	7,847,607	7,847,607	100.0	1,738,828	1,734,538	99.8
青森		2,349,516	2,301,647	98.0	1,787,281	1,787,281	100.0	161,051	161,051	100.0
岩手		2,618,602	2,554,461	97.6	1,567,592	1,567,592	100.0	302,099	302,099	100.0
宮城		6,453,801	6,238,755	96.7	3,146,860	3,146,860	100.0	773,414	763,771	98.8
秋田		1,766,983	1,624,534	91.9	1,218,742	1,218,742	100.0	181,016	181,016	100.0
山形		2,299,094	2,233,273	97.1	1,228,461	1,228,461	100.0	131,479	131,479	100.0
福島		4,310,432	3,941,983	91.5	2,756,537	2,756,537	100.0	683,844	674,470	98.6
茨城		6,329,312	6,089,966	96.2	3,784,760	3,784,760	100.0	2,853,106	2,824,529	99.0
栃木		5,471,595	5,311,414	97.1	2,493,127	2,493,127	100.0	2,435,588	2,434,251	99.9
群馬		5,139,664	4,975,849	96.8	2,428,669	2,428,669	100.0	1,319,365	1,319,365	100.0
埼玉		19,176,819	18,783,067	97.9	8,074,322	8,074,322	100.0	2,249,135	2,249,135	100.0
千葉		18,631,188	17,589,018	94.4	7,080,379	7,080,379	100.0	4,497,681	4,497,681	100.0
東京都		79,816,136	77,659,796	97.3	17,858,746	17,858,637	100.0	644,149	644,149	100.0
神奈川県		26,905,347	25,026,889	93.0	9,658,408	9,658,408	100.0	1,597,304	1,597,304	100.0
新潟		5,325,995	5,157,655	96.8	2,616,996	2,616,996	100.0	586,177	584,095	99.6
富山		2,243,352	2,172,553	96.8	1,223,519	1,223,519	100.0	347,618	347,618	100.0
石川		2,800,991	2,614,286	93.3	1,400,772	1,400,772	100.0	581,000	581,000	100.0
福井		1,722,478	1,652,200	95.9	918,078	918,078	100.0	269,132	269,132	100.0
山梨		2,043,285	1,831,842	89.7	1,045,635	1,045,635	100.0	791,286	785,153	99.2
長野		4,459,738	4,265,332	95.6	2,254,570	2,254,570	100.0	926,978	916,653	98.9
岐阜		4,869,343	4,736,341	97.3	2,166,544	2,166,544	100.0	1,840,635	1,838,827	99.9
静岡県		10,835,744	10,502,191	96.9	4,272,296	4,272,296	100.0	2,624,897	2,618,554	99.8
愛知		22,121,100	21,381,929	96.7	8,728,255	8,728,255	100.0	1,593,758	1,593,758	100.0
三重		4,019,592	3,929,563	97.8	2,114,642	2,114,642	100.0	1,854,778	1,854,778	100.0
滋賀		4,216,934	3,663,666	86.9	1,567,451	1,567,451	100.0	1,128,788	1,118,762	99.1
京都		9,194,249	8,630,301	93.9	2,811,148	2,811,148	100.0	828,896	828,896	100.0
大阪		40,879,764	35,815,819	87.6	12,200,358	12,200,358	100.0	1,538,441	1,523,844	99.1
兵庫県		16,721,806	16,025,302	95.8	5,808,557	5,808,557	100.0	3,895,953	3,895,953	100.0
奈良		2,761,044	2,420,398	87.7	1,274,491	1,274,491	100.0	917,399	917,399	100.0
和歌山		2,319,086	2,177,690	93.9	1,172,204	1,172,204	100.0	372,737	372,737	100.0
鳥取		902,762	834,130	92.4	641,990	641,990	100.0	106,269	106,016	99.8
島根		1,275,981	1,251,159	98.1	707,397	707,397	100.0	145,433	143,303	98.5
岡山		4,227,506	4,131,633	97.7	2,180,969	2,180,969	100.0	770,019	765,583	99.4
広島		8,058,209	7,519,183	93.3	3,141,288	3,141,288	100.0	779,852	779,372	99.9
山口		2,772,411	2,722,565	98.2	1,579,786	1,579,786	100.0	533,996	533,996	100.0
徳島		1,533,037	1,488,123	97.1	874,396	874,396	100.0	274,229	274,229	100.0
香川		2,483,163	2,384,895	96.0	1,159,281	1,159,281	100.0	376,923	376,923	100.0
愛媛		3,061,451	2,991,779	97.7	1,546,023	1,546,023	100.0	476,209	476,209	100.0
高知		1,188,894	1,162,759	97.8	889,075	889,075	100.0	249,404	249,404	100.0
福岡		16,138,159	15,344,359	95.1	6,497,968	6,497,968	100.0	1,048,224	1,047,641	99.9
佐賀		1,636,843	1,580,515	96.6	1,074,544	1,074,544	100.0	294,121	294,121	100.0
長崎		2,489,339	2,372,489	95.3	1,656,354	1,656,354	100.0	308,690	308,690	100.0
熊本		4,338,784	4,124,762	95.1	2,100,868	2,100,868	100.0	605,514	605,010	99.9
大分		3,148,005	3,095,284	98.3	1,404,591	1,404,591	100.0	357,993	357,993	100.0
宮崎		2,095,993	2,035,552	97.1	1,345,450	1,345,450	100.0	481,679	481,679	100.0
鹿児島		3,661,675	3,501,458	95.6	1,902,101	1,902,101	100.0	406,622	406,239	99.9
沖縄		3,689,159	3,599,778	97.6	1,813,974	1,813,974	100.0	769,734	769,734	100.0
合計		396,729,685	376,758,392	95.0	153,023,062	153,022,953	100.0	47,651,443	47,538,140	99.8

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	自動車税			鉱区税			固定資産税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		78,332,272	76,605,874	97.8	29,977	29,259	97.1	960,263	960,263	100.0
青森		16,835,803	16,639,087	98.8	2,775	2,564	93.2	591,753	591,753	100.0
岩手		17,875,432	17,752,762	99.3	18,528	17,142	94.6	0	0	0.0
宮城		33,242,676	32,870,188	98.9	2,982	2,982	100.0	0	0	0.0
秋田		13,963,465	13,830,020	99.0	16,287	15,817	96.7	0	0	0.0
山形		16,200,905	16,061,543	99.1	4,107	4,107	100.0	0	0	0.0
福島		31,050,730	30,543,683	98.4	11,826	11,601	98.0	383,347	383,347	100.0
茨城		51,872,016	50,444,279	97.2	4,863	3,648	80.4	0	0	0.0
栃木		35,507,516	35,157,304	99.0	7,366	7,278	99.4	0	0	0.0
群馬		34,673,414	34,253,506	98.8	1,742	1,742	100.0	0	0	0.0
埼玉		87,036,980	85,632,533	98.4	4,907	4,907	100.0	0	0	0.0
千葉		76,989,373	74,663,840	97.0	40,701	40,701	100.0	0	0	0.0
東京都		106,668,174	105,602,723	99.0	2,180	2,180	100.0	0	0	0.0
神奈川県		93,552,416	92,394,575	98.8	1	1	100.0	0	0	0.0
新潟		31,922,212	31,832,803	99.7	49,958	49,846	99.9	0	0	0.0
富山		17,186,873	17,019,284	99.0	1,184	647	68.9	0	0	0.0
石川		17,736,786	17,433,304	98.3	488	465	100.0	0	0	0.0
福井		12,144,787	11,974,881	98.6	2,189	2,189	100.0	0	0	0.0
山梨		13,114,524	12,923,688	98.5	295	295	97.9	0	0	0.0
長野		32,469,394	32,071,813	98.8	2,736	2,736	100.0	0	0	0.0
岐阜		32,555,473	31,863,285	97.9	19,268	15,469	81.8	0	0	0.0
静岡県		55,186,328	54,358,275	98.5	3,876	3,876	100.0	0	0	0.0
愛知県		115,960,805	114,519,104	98.8	2,773	2,773	98.3	325,535	325,535	100.0
三重		27,773,968	27,518,538	99.1	3,065	3,065	99.8	0	0	0.0
滋賀		18,298,324	18,027,488	98.5	7,428	7,428	100.0	0	0	0.0
京都		25,930,512	25,260,940	97.4	696	543	81.5	0	0	0.0
大阪		79,906,038	78,115,144	97.8	70	70	100.0	0	0	0.0
兵庫県		62,660,727	61,398,316	98.0	5,790	5,790	99.8	0	0	0.0
奈良		15,897,201	15,452,004	97.2	820	820	100.0	0	0	0.0
和歌山		11,342,496	11,228,688	99.0	120	120	100.0	0	0	0.0
鳥取		6,993,923	6,968,911	99.6	724	724	100.0	0	0	0.0
島根		8,142,848	8,070,921	99.1	1,240	1,240	100.0	0	0	0.0
岡山		25,822,788	25,510,655	98.8	11,027	10,960	100.0	0	0	0.0
広島		33,523,808	33,157,631	98.9	4,780	4,780	100.0	0	0	0.0
山口		17,960,514	17,818,640	99.2	7,742	7,742	100.0	0	0	0.0
徳島		10,314,882	10,200,823	98.9	1,374	1,361	99.1	0	0	0.0
香川		13,298,703	13,068,794	98.3	12	12	100.0	0	0	0.0
愛媛		15,929,819	15,680,009	98.4	3,533	3,533	98.0	0	0	0.0
高知		8,003,752	7,796,097	97.4	6,550	6,522	99.1	0	0	0.0
福岡		59,407,024	58,581,340	98.6	7,678	5,217	68.7	0	0	0.0
佐賀		10,259,663	10,165,124	99.1	233	233	100.0	0	0	0.0
長崎		12,900,447	12,789,437	99.1	3,878	3,774	97.3	0	0	0.0
熊本		21,597,702	21,378,839	99.0	9,901	8,499	80.8	0	0	0.0
大分		14,304,733	14,112,051	98.7	10,653	10,433	96.6	0	0	0.0
宮崎		13,168,972	13,064,457	99.2	6,320	6,248	98.9	0	0	0.0
鹿児島		18,103,539	17,727,620	97.9	10,807	8,413	84.1	0	0	0.0
沖縄		13,484,455	13,262,274	98.4	8,302	7,486	87.2	0	0	0.0
合計		1,567,105,192	1,542,803,094	98.4	343,752	327,238	95.2	2,260,898	2,260,898	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	法定外普通税			自動車取得税			軽油引取税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		899,960	899,960	100.0	6,528,526	6,527,381	100.0	57,403,082	55,446,781	96.6
青森		19,401,311	19,401,311	100.0	1,455,292	1,455,292	100.0	13,737,028	13,736,782	100.0
岩手		0	0	0.0	1,512,210	1,512,210	100.0	18,177,035	17,811,054	98.0
宮城		0	0	0.0	2,873,189	2,873,120	100.0	29,243,933	29,095,218	99.5
秋田		0	0	0.0	1,241,148	1,241,148	100.0	8,813,645	8,813,645	100.0
山形		0	0	0.0	1,267,680	1,267,680	100.0	9,700,617	9,698,505	100.0
福島		0	0	0.0	2,631,448	2,631,448	100.0	24,785,133	24,691,619	99.6
茨城		1,226,319	1,226,319	100.0	3,394,654	3,394,654	100.0	31,859,095	31,736,269	99.6
栃木		0	0	0.0	2,479,696	2,479,696	100.0	21,779,755	21,772,986	100.0
群馬		0	0	0.0	2,716,057	2,716,057	100.0	16,699,409	16,699,409	100.0
埼玉		0	0	0.0	7,491,259	7,491,072	100.0	46,460,240	46,238,841	99.5
千葉		0	0	0.0	6,114,177	6,106,581	99.9	41,579,813	41,569,257	100.0
東京都		0	0	0.0	13,836,558	13,835,851	100.0	42,347,241	40,869,332	96.5
神奈川県		0	0	0.0	9,212,520	9,213,889	99.9	41,066,466	39,201,854	95.5
新潟		3,209,844	3,209,844	100.0	2,642,940	2,642,940	100.0	23,453,650	23,380,354	99.7
富山		0	0	0.0	1,273,431	1,273,431	100.0	11,062,998	10,775,245	97.4
石川		770,452	770,452	100.0	1,429,453	1,429,593	100.0	10,241,858	10,182,906	99.4
福井		7,117,136	7,117,136	100.0	993,145	993,145	100.0	7,671,583	7,670,480	100.0
山梨		0	0	0.0	963,333	963,333	100.0	7,062,069	7,062,069	100.0
長野		0	0	0.0	2,874,279	2,874,279	100.0	17,529,296	17,529,296	100.0
岐阜		0	0	0.0	2,662,602	2,662,474	100.0	17,092,150	16,991,094	99.4
静岡県		930,312	930,312	100.0	4,487,346	4,487,346	100.0	36,076,015	36,074,120	100.0
愛知		0	0	0.0	11,645,133	11,644,676	100.0	58,292,107	56,597,657	97.1
三重		0	0	0.0	2,480,692	2,480,692	100.0	21,511,279	21,229,604	98.7
滋賀		0	0	0.0	1,624,599	1,624,390	100.0	12,540,473	12,107,808	96.5
京都		0	0	0.0	2,595,458	2,595,095	100.0	13,947,418	13,682,021	98.1
大阪		0	0	0.0	8,121,607	8,120,379	100.0	46,331,621	45,680,131	98.6
兵庫県		0	0	0.0	5,644,691	5,644,691	100.0	38,216,302	37,995,881	99.4
奈良		0	0	0.0	1,261,730	1,261,730	100.0	6,543,206	6,205,423	94.8
和歌山		0	0	0.0	1,021,087	1,021,087	100.0	6,060,183	5,953,633	98.2
鳥取		0	0	0.0	549,897	549,897	100.0	4,863,160	4,863,160	100.0
島根		470,513	470,513	100.0	655,744	655,744	100.0	5,269,777	5,262,696	99.9
岡山		0	0	0.0	1,974,366	1,974,366	100.0	17,820,622	17,519,988	98.3
広島		0	0	0.0	2,922,756	2,922,756	100.0	23,289,977	22,774,202	97.8
山口		0	0	0.0	1,517,980	1,517,980	100.0	13,538,217	13,267,432	98.0
徳島		0	0	0.0	684,957	684,957	100.0	5,778,137	5,774,639	99.9
香川		0	0	0.0	955,906	955,906	100.0	9,490,864	9,466,750	99.7
愛媛		953,600	953,600	100.0	1,146,603	1,146,603	100.0	10,107,706	10,107,706	100.0
高知		0	0	0.0	588,139	588,139	100.0	4,828,301	4,786,106	99.1
福岡		0	0	0.0	4,848,137	4,848,137	100.0	38,560,708	37,737,019	97.9
佐賀		1,866,864	1,866,864	100.0	675,538	675,538	100.0	9,409,208	9,277,342	98.6
長崎		0	0	0.0	912,952	912,952	100.0	7,038,906	6,967,427	99.0
熊本		0	0	0.0	1,429,304	1,429,304	100.0	13,478,453	13,396,500	99.4
大分		0	0	0.0	1,000,462	1,000,462	100.0	8,503,266	8,413,352	98.9
宮崎		0	0	0.0	898,944	898,944	100.0	9,012,571	8,953,400	99.3
鹿児島		1,797,970	1,797,970	100.0	1,207,705	1,207,705	100.0	12,334,522	12,333,806	100.0
沖縄		1,013,858	1,013,858	100.0	863,505	863,505	100.0	7,173,588	7,126,974	99.4
合計		39,658,139	39,658,139	100.0	137,308,835	137,298,255	100.0	937,782,684	924,527,774	98.6

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	狩 猟 税			法 定 外 目 的 税			旧 法 に よ る 税		
		調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率
北海道		55,782	55,782	100.0	913,493	910,554	99.7	2,997	380	12.7
青森		6,749	6,749	100.0	328,891	328,891	100.0	0	0	0.0
岩手		14,654	14,654	100.0	77,326	77,326	100.0	22	22	100.0
宮城		15,709	15,709	100.0	379,909	379,909	100.0	454	180	39.6
秋田		4,590	4,590	100.0	253,945	253,888	100.0	3,295	361	11.0
山形		7,170	7,170	100.0	166,308	166,308	100.0	0	0	0.0
福島		24,939	24,939	100.0	594,811	594,811	100.0	0	0	0.0
茨城		46,621	46,621	100.0	0	0	0.0	8,143	3,545	43.5
栃木		29,829	29,829	100.0	0	0	0.0	387	232	60.1
群馬		25,504	25,504	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
埼玉		21,892	21,892	100.0	0	0	0.0	136	24	17.6
千葉		34,938	34,938	100.0	0	0	0.0	5,148	716	13.9
東京都		3,936	3,936	100.0	2,076,462	2,076,462	100.0	339	51	15.0
神奈川県		17,049	17,049	100.0	0	0	0.0	238,368	6,372	2.7
新潟		15,701	15,701	100.0	139,625	139,625	100.0	0	0	0.0
富山		7,151	7,151	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石川		10,759	10,759	100.0	0	0	0.0	178,754	0	0.0
福井		12,857	12,857	100.0	0	0	0.0	48	0	0.0
山梨		19,868	19,868	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
長野		27,357	27,357	100.0	0	0	0.0	3,372	3,372	100.0
岐阜		22,940	22,940	100.0	14,060	14,060	100.0	98,130	1,629	1.7
静岡県		43,705	43,705	100.0	0	0	0.0	87,404	1,200	1.4
愛知県		13,478	13,478	100.0	603,141	603,141	100.0	5,747	0	0.0
三重		24,841	24,841	100.0	295,901	295,901	100.0	0	0	0.0
滋賀		13,868	13,868	100.0	47,271	47,271	100.0	2,982	504	16.9
京都		20,255	20,255	100.0	51,272	51,272	100.0	4,428	240	5.4
大阪		8,090	8,090	100.0	0	0	0.0	689,544	23,452	3.4
兵庫県		38,743	38,743	100.0	0	0	0.0	3,904	19	0.5
奈良		11,877	11,877	100.0	135,558	135,558	100.0	657	0	0.0
和歌山		16,272	16,272	100.0	0	0	0.0	1,763	0	0.0
鳥取		7,602	7,602	100.0	14,582	14,582	100.0	3,025	0	0.0
島根		13,178	13,178	100.0	300,879	300,709	99.9	0	0	0.0
岡山		22,457	22,457	100.0	434,647	434,647	100.0	0	0	0.0
広島		25,278	25,278	100.0	520,291	520,291	100.0	0	0	0.0
山口		17,895	17,895	100.0	234,837	234,837	100.0	0	0	0.0
徳島		16,809	16,809	100.0	0	0	0.0	944	195	20.7
香川		7,737	7,737	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
愛媛		27,223	27,223	100.0	233,053	233,053	100.0	168,270	7,581	4.5
高知		26,638	26,638	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福岡		21,217	21,217	100.0	167,246	165,435	98.9	1,618	0	0.0
佐賀		9,706	9,706	100.0	102,969	102,969	100.0	871	10	1.1
長崎		8,891	8,891	100.0	74,971	74,971	100.0	0	0	0.0
熊本		22,318	22,318	100.0	150,344	150,344	100.0	4,640	25	0.5
大分		29,004	29,004	100.0	632,289	237,342	37.5	129,321	0	0.0
宮崎		30,154	30,154	100.0	223,960	223,960	100.0	0	0	0.0
鹿児島		29,791	29,791	100.0	133,331	133,331	100.0	2,931	1,816	62.0
沖縄		2,227	2,227	100.0	37,980	37,980	100.0	575	80	13.9
合 計		935,248	935,248	100.0	9,339,352	8,939,428	95.7	1,648,218	52,006	3.2

## 6 県税調定収入額の推移

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
21	83,071,984	97,747,816	96,523,732	51,053
22	519,127,352	574,606,817	558,531,280	441,786
23	1,465,722,126	1,645,722,208	1,537,402,992	2,829,122
24	2,259,864,001	2,552,070,622	2,307,041,548	4,986,849
25	1,242,360,225	1,923,016,915	1,395,357,884	2,339,372
26	2,422,285,431	2,960,437,340	2,624,507,962	2,884,409
27	2,494,956,685	2,937,325,173	2,558,489,677	2,052,028
28	3,230,026,006	3,734,238,221	3,325,421,841	2,436,581
29	3,118,241,009	3,588,829,611	3,133,301,363	11,384,071
30	2,970,171,020	3,431,611,328	2,978,129,158	8,584,977
31	3,395,210,822	4,017,562,123	3,603,551,351	4,175,668
32	4,328,783,800	5,051,024,436	4,563,487,050	3,806,277
33	4,860,817,500	5,343,234,279	4,935,237,934	3,937,888
34	5,005,542,200	5,599,995,639	5,242,429,717	3,483,894
35	6,555,256,000	7,482,565,783	7,087,064,791	1,879,579
36	8,610,803,000	9,694,124,534	9,165,448,955	3,749,075
37	11,165,650,000	12,381,619,392	11,474,383,761	11,741,085
38	13,483,261,000	14,687,045,255	13,642,335,136	2,562,395
39	16,690,961,000	18,068,947,692	16,875,242,599	997,837
40	18,617,839,000	20,036,391,725	18,880,873,479	1,351,274
41	20,713,460,000	23,746,769,075	22,404,095,731	1,790,885
42	25,533,587,000	29,238,594,539	27,392,532,342	1,502,251
43	32,502,876,000	37,193,351,112	35,168,176,044	392,176
44	41,300,921,000	44,464,413,374	41,864,910,054	86,510
45	49,017,915,000	53,873,688,161	50,842,339,777	90,484
46	54,890,462,000	59,125,087,765	55,966,879,578	170,016
47	64,564,687,000	67,515,029,554	63,608,685,783	127,160
48	82,588,906,000	92,315,997,561	85,277,757,263	605,169
49	106,977,700,000	115,152,525,620	107,119,541,432	564,027
50	101,412,813,000	103,283,417,783	97,206,462,737	211,153

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
2,428	1,272,709	98.7	116.2	—	—
37,033	16,480,290	97.2	107.6	587.8	578.6
232,101	110,916,237	93.4	104.9	286.4	275.3
1,824,999	248,190,924	90.4	102.1	155.1	150.1
112,365,292	417,633,111	72.6	112.3	75.4	60.5
3,767,475	335,046,312	88.7	108.3	153.9	188.1
5,474,232	375,413,292	87.1	102.5	99.2	97.5
15,668,556	395,584,405	89.1	103.0	127.1	130.0
16,925,895	449,986,424	87.3	100.5	96.1	94.2
86,727,079	375,340,068	86.8	100.3	95.6	95.0
70,199,689	347,986,751	89.7	106.1	117.1	121.0
50,207,967	441,135,696	90.3	105.4	125.7	126.6
39,391,879	372,542,354	92.4	101.5	105.8	108.1
26,691,937	334,357,879	93.6	104.7	104.8	106.2
25,156,852	372,223,719	94.7	108.1	133.6	135.2
22,521,201	509,903,453	94.5	106.4	129.6	129.3
21,175,905	897,800,811	92.7	102.8	127.7	125.2
15,723,234	1,031,549,280	92.9	101.2	118.6	118.9
11,286,032	1,183,416,898	93.4	101.1	123.0	123.7
12,644,891	1,144,224,629	94.2	101.4	110.9	111.9
11,522,731	1,332,941,498	94.3	108.2	118.5	118.7
17,811,371	1,829,753,077	93.7	107.3	123.1	122.3
16,119,795	2,009,447,449	94.6	108.2	127.2	128.4
14,552,768	2,585,037,062	94.2	101.4	119.5	119.0
20,130,070	3,011,308,798	94.4	103.7	121.2	121.4
22,805,780	3,135,572,423	94.7	102.0	109.7	110.1
32,777,392	3,873,693,539	94.2	98.5	114.2	113.7
43,297,443	6,995,548,024	92.4	103.3	136.7	134.1
43,335,729	7,990,212,486	93.0	100.1	124.7	125.6
45,939,471	6,031,226,728	94.1	95.9	89.7	90.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
51	114,819,000,000	113,004,053,547	103,866,798,095	1,270,968
52	126,563,292,000	126,213,157,993	116,906,845,877	367,948
53	121,769,019,000	135,619,576,437	124,196,399,293	99,157
54	142,995,000,000	160,442,250,259	147,537,375,521	87,792
55	160,003,251,000	177,909,121,188	163,582,156,726	248,393
56	176,793,734,000	194,735,314,615	179,383,945,880	322,373
57	186,717,000,000	202,741,298,276	187,445,294,954	795,359
58	187,156,000,000	207,598,149,863	192,053,764,638	77,771
59	201,508,000,000	218,188,048,332	203,961,867,814	21,215
60	218,731,000,000	235,001,879,379	219,397,701,236	28,325
61	218,903,000,000	238,768,696,451	222,052,442,127	11,772
62	235,173,000,000	255,692,850,330	238,064,979,999	8,433
63	273,600,000,000	291,358,317,274	273,637,564,143	—
元	292,991,000,000	313,233,507,138	294,830,246,474	—
2	313,446,000,000	333,007,937,098	313,855,640,113	—
3	330,621,000,000	348,996,353,323	330,401,449,077	—
4	307,953,000,000	332,655,334,891	312,076,479,730	—
5	291,342,000,000	315,339,475,115	292,967,332,053	—
6	284,188,000,000	310,799,277,284	287,343,920,640	—
7	297,277,000,000	313,142,518,395	301,400,974,686	—
8	301,996,000,000	315,487,448,044	303,044,833,213	—
9	301,378,000,000	316,009,963,391	303,536,035,556	—
10	299,181,000,000	312,913,370,809	301,028,610,537	—
11	286,924,000,000	302,077,425,968	290,354,596,613	—
12	315,567,000,000	330,862,591,279	319,129,740,194	—
13	306,558,000,000	319,114,538,299	307,361,094,504	—
14	268,096,000,000	281,072,309,596	270,083,123,490	—
15	269,633,000,000	281,939,282,839	271,064,203,186	—
16	279,065,000,000	292,891,886,111	282,857,040,001	—
17	306,269,000,000	316,979,971,292	307,543,227,105	—

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
56,164,457	9,082,361,963	91.9	90.5	109.4	106.9
62,296,123	9,244,383,941	92.6	92.4	111.7	112.6
109,662,727	11,313,613,574	91.6	102.0	107.5	106.2
85,200,263	12,819,762,267	92.0	103.2	118.3	118.8
115,833,555	14,211,379,300	91.9	102.2	110.9	110.9
214,876,729	15,136,814,379	92.1	101.5	109.5	109.7
142,031,874	15,154,766,807	92.5	100.4	104.1	104.5
209,286,875	15,335,176,121	92.5	102.6	102.4	102.5
223,790,474	14,002,411,259	93.5	101.2	105.1	106.2
285,298,570	15,318,907,898	93.4	100.3	107.7	107.6
333,575,883	16,382,690,213	93.0	101.4	101.6	101.2
560,197,966	17,067,680,798	93.1	101.2	107.1	107.2
433,985,669	17,286,767,462	93.9	100.0	113.9	114.9
521,011,847	17,882,248,817	94.1	100.6	107.5	107.7
418,042,052	18,734,254,933	94.2	100.1	106.3	106.5
361,470,798	18,233,433,448	94.7	99.9	104.8	105.3
459,516,375	20,119,338,786	93.8	101.3	95.3	94.5
542,203,317	21,829,939,745	92.9	100.6	94.8	93.9
440,400,431	23,014,956,213	92.5	101.1	98.6	98.1
502,315,842	11,239,227,867	96.3	101.4	100.8	104.9
684,851,151	11,757,763,680	96.1	100.3	100.7	100.5
802,226,040	11,671,701,795	96.1	100.7	100.2	100.2
511,538,123	11,373,222,149	96.2	100.6	99.0	99.2
1,408,540,325	10,314,289,030	96.1	101.2	96.5	96.5
741,606,002	10,991,245,083	96.5	101.1	109.5	109.9
1,713,426,214	10,040,017,581	96.3	100.3	96.4	96.3
1,039,674,395	9,949,511,711	96.1	100.7	88.1	87.9
834,989,376	10,040,090,277	96.1	100.5	100.3	100.4
974,089,590	9,060,756,520	96.6	101.4	103.9	104.4
809,250,870	8,627,493,317	97.0	100.4	108.2	108.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
18	330,237,000,000	341,709,512,855	332,924,166,488	—
19	375,557,000,000	384,912,111,125	374,870,256,869	—
20	361,041,030,000	376,316,219,262	366,113,415,832	—
21	294,463,030,000	309,337,630,925	298,629,315,257	—
22	274,529,030,000	291,096,586,273	280,976,234,501	—
23	273,504,010,000	284,927,009,382	275,185,982,227	—
24	277,615,000,000	289,889,896,010	280,410,268,926	—
25	289,648,000,000	299,994,165,019	291,147,225,690	—
26	301,688,000,000	310,725,848,824	302,820,322,949	—
27	341,917,040,000	350,182,714,878	343,173,757,380	—

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する 収入率	予算に対する 収入率	対前年比率	
				調定	収入
735,289,006	8,050,057,361	97.4	100.8	107.8	108.3
790,044,145	9,251,810,111	97.4	99.8	112.6	112.6
645,393,690	9,557,409,740	97.3	101.4	97.8	97.7
567,707,783	10,140,607,885	96.5	101.4	82.2	81.6
577,986,492	9,542,365,280	96.5	102.3	94.1	94.1
617,561,751	9,123,465,404	96.6	100.6	97.9	97.9
930,311,415	8,549,315,669	96.7	101.0	101.7	101.9
774,795,834	8,072,143,495	97.1	100.5	103.5	103.8
752,429,178	7,153,096,697	97.5	100.4	103.6	104.0
665,523,273	6,343,434,225	98.0	100.4	112.7	113.3

---

平成 28 年 10 月 発行

## 広島県 税務統計要覧

(平成 28 年度版) 第 60 号

編集兼発行 広島県総務局税務課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 (082)513-2321

---